

会 合 名	年 月 日	場 所	出席人員	出 た 問 題	(順序不同)
君津郡婦人新生活運動推進協議会	三〇、八、一〇	君津教育会館	一一〇	婦人会活動を阻むものはなにか(分科会)	4140、 4342、 4544、 4746、 4948、 5150、 5352、 5554、 5756、 5958、 6160、 6362、 6564、 6766、 6968、 7170、 7372、 7574、 7776、 78、 農村と封建性の問題
長生郡、安房郡新生活運動推進協議会	三〇、八、二四	長生教育会館	一三〇	婦人会活動について(講師)	新生活運動実施状況について(分科会)
長生郡、茂原市婦人指導者講習会	三〇、九、五	一宮学園	八〇	婦人会における部落事業のあり方(分科会)	3332、 3534、 3736、 3838、 3938、 4040、 4242、 4444、 4646、 4848、 5050、 5252、 5454、 5656、 5858、 6060、 6262、 6464、 6666、 6868、 7070、 7272、 7474、 7676、 7878、 7979、 8080、 8282、 8484、 8686、 8888、 8989、 9090、 9292、 9494、 9696、 9898、 100100、 102102、 104104、 106106、 108108、 110110、 112112、 114114、 116116、 118118、 120120、 122122、 124124、 126126、 128128、 130130、 132132、 134134、 136136、 138138、 140140、 142142、 144144、 146146、 148148、 150150、 152152、 154154、 156156、 158158、 160160、 162162、 164164、 166166、 168168、 170170、 172172、 174174、 176176、 178178、 180180、 182182、 184184、 186186、 188188、 190190、 192192、 194194、 196196、 198198、 200200、 202202、 204204、 206206、 208208、 210210、 212212、 214214、 216216、 218218、 220220、 222222、 224224、 226226、 228228、 230230、 232232、 234234、 236236、 238238、 240240、 242242、 244244、 246246、 248248、 250250、 252252、 254254、 256256、 258258、 260260、 262262、 264264、 266266、 268268、 270270、 272272、 274274、 276276、 278278、 280280、 282282、 284284、 286286、 288288、 290290、 292292、 294294、 296296、 298298、 300300、 302302、 304304、 306306、 308308、 310310、 312312、 314314、 316316、 318318、 320320、 322322、 324324、 326326、 328328、 330330、 332332、 334334、 336336、 338338、 340340、 342342、 344344、 346346、 348348、 350350、 352352、 354354、 356356、 358358、 360360、 362362、 364364、 366366、 368368、 370370、 372372、 374374、 376376、 378378、 380380、 382382、 384384、 386386、 388388、 390390、 392392、 394394、 396396、 398398、 400400、 402402、 404404、 406406、 408408、 410410、 412412、 414414、 416416、 418418、 420420、 422422、 424424、 426426、 428428、 430430、 432432、 434434、 436436、 438438、 440440、 442442、 444444、 446446、 448448、 450450、 452452、 454454、 456456、 458458、 460460、 462462、 464464、 466466、 468468、 470470、 472472、 474474、 476476、 478478、 480480、 482482、 484484、 486486、 488488、 490490、 492492、 494494、 496496、 498498、 500500、 502502、 504504、 506506、 508508、 510510、 512512、 514514、 516516、 518518、 520520、 522522、 524524、 526526、 528528、 530530、 532532、 534534、 536536、 538538、 540540、 542542、 544544、 546546、 548548、 550550、 552552、 554554、 556556、 558558、 560560、 562562、 564564、 566566、 568568、 570570、 572572、 574574、 576576、 578578、 580580、 582582、 584584、 586586、 588588、 590590、 592592、 594594、 596596、 598598、 600600、 602602、 604604、 606606、 608608、 610610、 612612、 614614、 616616、 618618、 620620、 622622、 624624、 626626、 628628、 630630、 632632、 634634、 636636、 638638、 640640、 642642、 644644、 646646、 648648、 650650、 652652、 654654、 656656、 658658、 660660、 662662、 664664、 666666、 668668、 670670、 672672、 674674、 676676、 678678、 680680、 682682、 684684、 686686、 688688、 690690、 692692、 694694、 696696、 698698、 700700、 702702、 704704、 706706、 708708、 710710、 712712、 714714、 716716、 718718、 720720、 722722、 724724、 726726、 728728、 730730、 732732、 734734、 736736、 738738、 740740、 742742、 744744、 746746、 748748、 750750、 752752、 754754、 756756、 758758、 760760、 762762、 764764、 766766、 768768、 770770、 772772、 774774、 776776、 778778、 780780、 782782、 784784、 786786、 788788、 790790、 792792、 794794、 796796、 798798、 800800、 802802、 804804、 806806、 808808、 810810、 812812、 814814、 816816、 818818、 820820、 822822、 824824、 826826、 828828、 830830、 832832、 834834、 836836、 838838、 840840、 842842、 844844、 846846、 848848、 850850、 852852、 854854、 856856、 858858、 860860、 862862、 864864、 866866、 868868、 870870、 872872、 874874、 876876、 878878、 880880、 882882、 884884、 886886、 888888、 890890、 892892、 894894、 896896、 898898、 900900、 902902、 904904、 906906、 908908、 910910、 912912、 914914、 916916、 918918、 920920、 922922、 924924、 926926、 928928、 930930、 932932、 934934、 936936、 938938、 940940、 942942、 944944、 946946、 948948、 950950、 952952、 954954、 956956、 958958、 960960、 962962、 964964、 966966、 968968、 970970、 972972、 974974、 976976、 978978、 980980、 982982、 984984、 986986、 988988、 990990、 992992、 994994、 996996、 998998、 10001000、 10021002、 10041004、 10061006、 10081008、 10101010、 10121012、 10141014、 10161016、 10181018、 10201020、 10221022、 10241024、 10261026、 10281028、 10301030、 10321032、 10341034、 10361036、 10381038、 10401040、 10421042、 10441044、 10461046、 10481048、 10501050、 10521052、 10541054、 10561056、 10581058、 10601060、 10621062、 10641064、 10661066、 10681068、 10701070、 10721072、 10741074、 10761076、 10781078、 10801080、 10821082、 10841084、 10861086、 10881088、 10901090、 10921092、 10941094、 10961096、 10981098、 11001100、 11021102、 11041104、 11061106、 11081108、 11101110、 11121112、 11141114、 11161116、 11181118、 11201120、 11221122、 11241124、 11261126、 11281128、 11301130、 11321132、 11341134、 11361136、 11381138、 11401140、 11421142、 11441144、 11461146、 11481148、 11501150、 11521152、 11541154、 11561156、 11581158、 11601160、 11621162、 11641164、 11661166、 11681168、 11701170、 11721172、 11741174、 11761176、 11781178、 11801180、 11821182、 11841184、 11861186、 11881188、 11901190、 11921192、 11941194、 11961196、 11981198、 12001200、 12021202、 12041204、 12061206、 12081208、 12101210、 12121212、 12141214、 12161216、 12181218、 12201220、 12221222、 12241224、 12261226、 12281228、 12301230、 12321232、 12341234、 12361236、 12381238、 12401240、 12421242、 12441244、 12461246、 12481248、 12501250、 12521252、 12541254、 12561256、 12581258、 12601260、 12621262、 12641264、 12661266、 12681268、 12701270、 12721272、 12741274、 12761276、 12781278、 12801280、 12821282、 12841284、 12861286、 12881288、 12901290、 12921292、 12941294、 12961296、 12981298、 13001300、 13021302、 13041304、 13061306、 13081308、 13101310、 13121312、 13141314、 13161316、 13181318、 13201320、 13221322、 13241324、 13261326、 13281328、 13301330、 13321332、 13341334、 13361336、 13381338、 13401340、 13421342、 13441344、 13461346、 13481348、 13501350、 13521352、 13541354、 13561356、 13581358、 13601360、 1362136



# ちば社会教育



1963. 9

(本納町公民館)

もくじ

- 社会教育委員への期待 ..... 1
- 本納町新治公民館（表紙説明） ..... 1
- 随想 大人と子どもの「ツレ」 ..... 3
- 楽しいゲーム ..... 4
- 投稿はめられたけんか ..... 5
- 青年の家における研修 ..... 6
- 社会教育委員研修会はじまる ..... 7
- 映画フィルム紹介 ..... 9

## 各地区だより

- ◇ 東葛地区 8 10 P.T.A.指導者講習会我孫子一小
- 8 11 青年団指導者講習会 (第二回) 柏中央公民館
- 8 18 郡民体育大会 東葛飾高校
- 8 19 香取地区 8 20 社教ブロック会議(第四回)
- 8 21 市原郡市P.T.A.指導者講習会 大網白里町
- 8 22 横中P.T.A.研修会 横芝中
- 8 23 岩山小P.T.A.研修会岩山小
- 8 24 映写技術免許証更新講習会 千大同窓会郡支部総会 東金中央公民館
- 8 25 教頭研修会 26 社教役員打合会
- 8 26 郡青年団研修会 27 郡公連研修会
- 8 27 社教委員研修会 28 青年教師と語る会
- 8 28 日赤奉仕団 29 郡公連研修会
- 8 29 連絡協議会総会 30 郡公連研修会
- 8 30 海匝地区 31 青年研修会
- 8 31 委嘱婦人学級研究会 32 市町村社教主任会
- 8 32 佐原町 33 市町村社教主任会
- 8 33 小見川町 34 佐原町
- 8 34 上郡市婦人団体 35 長狭町白滝山
- 8 35 旭市中央小 36 千葉県青年の家
- 8 36 旭市教委會 37 千葉町公民館
- 8 37 旭市野球大会・排球大会 38 木更津商工會館
- 8 38 旭市市営球場 39 木更津市中央公民館
- 8 39 飯岡町 40 君津ライブラリー専門部会
- 8 40 研究会 41 教育庁君津地方出張所
- 8 41 成東町 42 君津郡日赤奉仕団家庭看護講習会
- 8 42 夏季大学 43 第六回生活科学講座
- 8 43 同 (小中高席書会審査) 44 第六回生活科学講座
- 8 44 成東中 45 千葉県青年の家
- 8 45 本更津市中央公民館 46 千葉県青年の家
- 8 46 千葉県青年の家
- 8 47 千葉県青年の家
- 8 48 千葉県青年の家
- 8 49 千葉県青年の家
- 8 50 千葉県青年の家
- 8 51 千葉県青年の家
- 8 52 千葉県青年の家
- 8 53 千葉県青年の家
- 8 54 千葉県青年の家
- 8 55 千葉県青年の家
- 8 56 千葉県青年の家
- 8 57 千葉県青年の家
- 8 58 千葉県青年の家
- 8 59 千葉県青年の家
- 8 60 千葉県青年の家
- 8 61 千葉県青年の家
- 8 62 千葉県青年の家
- 8 63 千葉県青年の家
- 8 64 千葉県青年の家
- 8 65 千葉県青年の家
- 8 66 千葉県青年の家
- 8 67 千葉県青年の家
- 8 68 千葉県青年の家
- 8 69 千葉県青年の家
- 8 70 千葉県青年の家
- 8 71 千葉県青年の家
- 8 72 千葉県青年の家
- 8 73 千葉県青年の家
- 8 74 千葉県青年の家
- 8 75 千葉県青年の家
- 8 76 千葉県青年の家
- 8 77 千葉県青年の家
- 8 78 千葉県青年の家
- 8 79 千葉県青年の家
- 8 80 千葉県青年の家
- 8 81 千葉県青年の家
- 8 82 千葉県青年の家
- 8 83 千葉県青年の家
- 8 84 千葉県青年の家
- 8 85 千葉県青年の家
- 8 86 千葉県青年の家
- 8 87 千葉県青年の家
- 8 88 千葉県青年の家
- 8 89 千葉県青年の家
- 8 90 千葉県青年の家
- 8 91 千葉県青年の家
- 8 92 千葉県青年の家
- 8 93 千葉県青年の家
- 8 94 千葉県青年の家
- 8 95 千葉県青年の家
- 8 96 千葉県青年の家
- 8 97 千葉県青年の家
- 8 98 千葉県青年の家
- 8 99 千葉県青年の家
- 8 100 千葉県青年の家
- 8 101 千葉県青年の家
- 8 102 千葉県青年の家
- 8 103 千葉県青年の家
- 8 104 千葉県青年の家
- 8 105 千葉県青年の家
- 8 106 千葉県青年の家
- 8 107 千葉県青年の家
- 8 108 千葉県青年の家
- 8 109 千葉県青年の家
- 8 110 千葉県青年の家
- 8 111 千葉県青年の家
- 8 112 千葉県青年の家
- 8 113 千葉県青年の家
- 8 114 千葉県青年の家
- 8 115 千葉県青年の家
- 8 116 千葉県青年の家
- 8 117 千葉県青年の家
- 8 118 千葉県青年の家
- 8 119 千葉県青年の家
- 8 120 千葉県青年の家
- 8 121 千葉県青年の家
- 8 122 千葉県青年の家
- 8 123 千葉県青年の家
- 8 124 千葉県青年の家
- 8 125 千葉県青年の家
- 8 126 千葉県青年の家
- 8 127 千葉県青年の家
- 8 128 千葉県青年の家
- 8 129 千葉県青年の家
- 8 130 千葉県青年の家
- 8 131 千葉県青年の家
- 8 132 千葉県青年の家
- 8 133 千葉県青年の家
- 8 134 千葉県青年の家
- 8 135 千葉県青年の家
- 8 136 千葉県青年の家
- 8 137 千葉県青年の家
- 8 138 千葉県青年の家
- 8 139 千葉県青年の家
- 8 140 千葉県青年の家
- 8 141 千葉県青年の家
- 8 142 千葉県青年の家
- 8 143 千葉県青年の家
- 8 144 千葉県青年の家
- 8 145 千葉県青年の家
- 8 146 千葉県青年の家
- 8 147 千葉県青年の家
- 8 148 千葉県青年の家
- 8 149 千葉県青年の家
- 8 150 千葉県青年の家
- 8 151 千葉県青年の家
- 8 152 千葉県青年の家
- 8 153 千葉県青年の家
- 8 154 千葉県青年の家
- 8 155 千葉県青年の家
- 8 156 千葉県青年の家
- 8 157 千葉県青年の家
- 8 158 千葉県青年の家
- 8 159 千葉県青年の家
- 8 160 千葉県青年の家
- 8 161 千葉県青年の家
- 8 162 千葉県青年の家
- 8 163 千葉県青年の家
- 8 164 千葉県青年の家
- 8 165 千葉県青年の家
- 8 166 千葉県青年の家
- 8 167 千葉県青年の家
- 8 168 千葉県青年の家
- 8 169 千葉県青年の家
- 8 170 千葉県青年の家
- 8 171 千葉県青年の家
- 8 172 千葉県青年の家
- 8 173 千葉県青年の家
- 8 174 千葉県青年の家
- 8 175 千葉県青年の家
- 8 176 千葉県青年の家
- 8 177 千葉県青年の家
- 8 178 千葉県青年の家
- 8 179 千葉県青年の家
- 8 180 千葉県青年の家
- 8 181 千葉県青年の家
- 8 182 千葉県青年の家
- 8 183 千葉県青年の家
- 8 184 千葉県青年の家
- 8 185 千葉県青年の家
- 8 186 千葉県青年の家
- 8 187 千葉県青年の家
- 8 188 千葉県青年の家
- 8 189 千葉県青年の家
- 8 190 千葉県青年の家
- 8 191 千葉県青年の家
- 8 192 千葉県青年の家
- 8 193 千葉県青年の家
- 8 194 千葉県青年の家
- 8 195 千葉県青年の家
- 8 196 千葉県青年の家
- 8 197 千葉県青年の家
- 8 198 千葉県青年の家
- 8 199 千葉県青年の家
- 8 200 千葉県青年の家
- 8 201 千葉県青年の家
- 8 202 千葉県青年の家
- 8 203 千葉県青年の家
- 8 204 千葉県青年の家
- 8 205 千葉県青年の家
- 8 206 千葉県青年の家
- 8 207 千葉県青年の家
- 8 208 千葉県青年の家
- 8 209 千葉県青年の家
- 8 210 千葉県青年の家
- 8 211 千葉県青年の家
- 8 212 千葉県青年の家
- 8 213 千葉県青年の家
- 8 214 千葉県青年の家
- 8 215 千葉県青年の家
- 8 216 千葉県青年の家
- 8 217 千葉県青年の家
- 8 218 千葉県青年の家
- 8 219 千葉県青年の家
- 8 220 千葉県青年の家
- 8 221 千葉県青年の家
- 8 222 千葉県青年の家
- 8 223 千葉県青年の家
- 8 224 千葉県青年の家
- 8 225 千葉県青年の家
- 8 226 千葉県青年の家
- 8 227 千葉県青年の家
- 8 228 千葉県青年の家
- 8 229 千葉県青年の家
- 8 230 千葉県青年の家
- 8 231 千葉県青年の家
- 8 232 千葉県青年の家
- 8 233 千葉県青年の家
- 8 234 千葉県青年の家
- 8 235 千葉県青年の家
- 8 236 千葉県青年の家
- 8 237 千葉県青年の家
- 8 238 千葉県青年の家
- 8 239 千葉県青年の家
- 8 240 千葉県青年の家
- 8 241 千葉県青年の家
- 8 242 千葉県青年の家
- 8 243 千葉県青年の家
- 8 244 千葉県青年の家
- 8 245 千葉県青年の家
- 8 246 千葉県青年の家
- 8 247 千葉県青年の家
- 8 248 千葉県青年の家
- 8 249 千葉県青年の家
- 8 250 千葉県青年の家
- 8 251 千葉県青年の家
- 8 252 千葉県青年の家
- 8 253 千葉県青年の家
- 8 254 千葉県青年の家
- 8 255 千葉県青年の家
- 8 256 千葉県青年の家
- 8 257 千葉県青年の家
- 8 258 千葉県青年の家
- 8 259 千葉県青年の家
- 8 260 千葉県青年の家
- 8 261 千葉県青年の家
- 8 262 千葉県青年の家
- 8 263 千葉県青年の家
- 8 264 千葉県青年の家
- 8 265 千葉県青年の家
- 8 266 千葉県青年の家
- 8 267 千葉県青年の家
- 8 268 千葉県青年の家
- 8 269 千葉県青年の家
- 8 270 千葉県青年の家
- 8 271 千葉県青年の家
- 8 272 千葉県青年の家
- 8 273 千葉県青年の家
- 8 274 千葉県青年の家
- 8 275 千葉県青年の家
- 8 276 千葉県青年の家
- 8 277 千葉県青年の家
- 8 278 千葉県青年の家
- 8 279 千葉県青年の家
- 8 280 千葉県青年の家
- 8 281 千葉県青年の家
- 8 282 千葉県青年の家
- 8 283 千葉県青年の家
- 8 284 千葉県青年の家
- 8 285 千葉県青年の家
- 8 286 千葉県青年の家
- 8 287 千葉県青年の家
- 8 288 千葉県青年の家
- 8 289 千葉県青年の家
- 8 290 千葉県青年の家
- 8 291 千葉県青年の家
- 8 292 千葉県青年の家
- 8 293 千葉県青年の家
- 8 294 千葉県青年の家
- 8 295 千葉県青年の家
- 8 296 千葉県青年の家
- 8 297 千葉県青年の家
- 8 298 千葉県青年の家
- 8 299 千葉県青年の家
- 8 300 千葉県青年の家
- 8 301 千葉県青年の家
- 8 302 千葉県青年の家
- 8 303 千葉県青年の家
- 8 304 千葉県青年の家
- 8 305 千葉県青年の家
- 8 306 千葉県青年の家
- 8 307 千葉県青年の家
- 8 308 千葉県青年の家
- 8 309 千葉県青年の家
- 8 310 千葉県青年の家
- 8 311 千葉県青年の家
- 8 312 千葉県青年の家
- 8 313 千葉県青年の家
- 8 314 千葉県青年の家
- 8 315 千葉県青年の家
- 8 316 千葉県青年の家
- 8 317 千葉県青年の家
- 8 318 千葉県青年の家
- 8 319 千葉県青年の家
- 8 320 千葉県青年の家
- 8 321 千葉県青年の家
- 8 322 千葉県青年の家
- 8 323 千葉県青年の家
- 8 324 千葉県青年の家
- 8 325 千葉県青年の家
- 8 326 千葉県青年の家
- 8 327 千葉県青年の家
- 8 328 千葉県青年の家
- 8 329 千葉県青年の家
- 8 330 千葉県青年の家
- 8 331 千葉県青年の家
- 8 332 千葉県青年の家
- 8 333 千葉県青年の家
- 8 334 千葉県青年の家
- 8 335 千葉県青年の家
- 8 336 千葉県青年の家
- 8 337 千葉県青年の家
- 8 338 千葉県青年の家
- 8 339 千葉県青年の家
- 8 340 千葉県青年の家
- 8 341 千葉県青年の家
- 8 342 千葉県青年の家
- 8 343 千葉県青年の家
- 8 344 千葉県青年の家
- 8 345 千葉県青年の家
- 8 346 千葉県青年の家
- 8 347 千葉県青年の家
- 8 348 千葉県青年の家
- 8 349 千葉県青年の家
- 8 350 千葉県青年の家
- 8 351 千葉県青年の家
- 8 352 千葉県青年の家
- 8 353 千葉県青年の家
- 8 354 千葉県青年の家
- 8 355 千葉県青年の家
- 8 356 千葉県青年の家
- 8 357 千葉県青年の家
- 8 358 千葉県青年の家
- 8 359 千葉県青年の家
- 8 360 千葉県青年の家
- 8 361 千葉県青年の家
- 8 362 千葉県青年の家
- 8 363 千葉県青年の家
- 8 364 千葉県青年の家
- 8 365 千葉県青年の家
- 8 366 千葉県青年の家
- 8 367 千葉県青年の家
- 8 368 千葉県青年の家
- 8 369 千葉県青年の家
- 8 370 千葉県青年の家
- 8 371 千葉県青年の家
- 8 372 千葉県青年の家
- 8 373 千葉県青年の家
- 8 374 千葉県青年の家
- 8 375 千葉県青年の家
- 8 376 千葉県青年の家
- 8 377 千葉県青年の家
- 8 378 千葉県青年の家
- 8 379 千葉県青年の家
- 8 380 千葉県青年の家
- 8 381 千葉県青年の家
- 8 382 千葉県青年の家
- 8 383 千葉県青年の家
- 8 384 千葉県青年の家
- 8 385 千葉県青年の家
- 8 386 千葉県青年の家
- 8 387 千葉県青年の家
- 8 388 千葉県青年の家
- 8 389 千葉県青年の家
- 8 390 千葉県青年の家
- 8 391 千葉県青年の家
- 8 392 千葉県青年の家
- 8 393 千葉県青年の家
- 8 394 千葉県青年の家
- 8 395 千葉県青年の家
- 8 396 千葉県青年の家
- 8 397 千葉県青年の家
- 8 398 千葉県青年の家
- 8 399 千葉県青年の家
- 8 400 千葉県青年の家
- 8 401 千葉県青年の家
- 8 402 千葉県青年の家
- 8 403 千葉県青年の家
- 8 404 千葉県青年の家
- 8 405 千葉県青年の家
- 8 406 千葉県青年の家
- 8 407 千葉県青年の家
- 8 408 千葉県青年の家
- 8 409 千葉県青年の家
- 8 410 千葉県青年の家
- 8 411 千葉県青年の家
- 8 412 千葉県青年の家
- 8 413 千葉県青年の家
- 8 414 千葉県青年の家
- 8 415 千葉県青年の家
- 8 416 千葉県青年の家
- 8 417 千葉県青年の家
- 8 418 千葉県青年の家
- 8 419 千葉県青年の家
- 8 420 千葉県青年の家
- 8 421 千葉県青年の家
- 8 422 千葉県青年の家
- 8 423 千葉県青年の家
- 8 424 千葉県青年の家
- 8 425 千葉県青年の家
- 8 426 千葉県青年の家
- 8 427 千葉県青年の家
- 8 428 千葉県青年の家
- 8 429 千葉県青年の家
- 8 430 千葉県青年の家
- 8 431 千葉県青年の家
- 8 432 千葉県青年の家
- 8 433 千葉県青年の家
- 8 434 千葉県青年の家
- 8

す。爾後二年間、市社教職員方、各委員諸賢の御努力、御提案で、青年学級の発展、街を明るくする運動、良い子の会の育成、図書館、公民館改築の機運の醸成等に相当の成果はあつた事と思います。

然し私は社会教育の姿を自分なりに、又独善的に次の様に解説して居ります。

原始時代から近世に至る迄は腕力、武力が法律であり、道徳でもありました。力が人間の生活を左右し、時には生命与奪の権をも持つて居りました。近年に至り物質、金、が次第に人間の生活を左右し、腕力は勿論、武力も其の配下に入る時代となつて参りましたが、未だ法律、道徳の統御には至つて居ないと思います。物が力に代る時代になつてからは、団体共同生活上に規約が必要になり、必然的に膨大な法律と、公衆道徳の制度化が要求され、其の道徳と教養面を条例化し実施するのが社会教育であると解して居ります。

現在の社会は個々の人格と生活を基盤にして生存する人間の集合体でありますから、条例化され制度化された、天下り式の教育では仲々成果が挙らないのも無理からぬ事と思います。近頃、小さな親切運動、小暴力追放運動、高校生の車内総立運動、等、民間から生れ民衆の判断と能力に依り啓蒙された広い意味の道徳教育が強力な発展をして来ました。是れが個人の道徳心から生れた社会教育の姿の一端であると考えます。

社会教育担当者は、之れを指導するとか、後援するのでなく、之れに奉仕する事が目的であると

思います。社教担当者が、事業の企画、計画をして居る間に、既に市民、グループ、サークルが事業を実施して居る様な時代が来れば、社会教育と云う文字は不要文字として抹殺されるでしょう。

何時の時代になるか、又永久に不要文字となるかと思いますが、少くとも新聞、雑誌などに記載されない秋が来る事を願うものであります。

(船橋市社会教育委員)



## 新しい公民館

昭和三十八年度に国費、県費の補助を受け建築している公民館は、天羽町峰上、浦安町中央、千葉市犠橋、野田市南部、成田市公津、東金市福岡、木更津市清川、和田町南三原の八公民館であるが一部は既に落成し、他はいずれも三月末日までに落成する予定で工事が急がれている。

このうち、東金市福岡公民館は九月に落成し、小規模ながら和室、会議室、実習室、事務室、管理室をもつていて、非常勤であるが温厚篤実な武藤館長が一日一度は出て来られた東金市内の公民館主事では紅一点の橘さんが、各種事業や集会の相談役お世話役として毎日勤務している。

新築早々のこと、内部の設備を充実して

いくのは今後の課題だが、明るい建物に、や

さしい橘さんの人柄で気軽に楽しく使える公

民館という印象である。

産業を振興し、豊かな生活をきずくため、

公民館が住民の茶の間として、学習の場と

してまたレクリエーションにと、この福岡地区のセンターとして楽しい笑い声がいっぱい

になるであろうことを想像して辞去した。

## 千葉県民俗総合調査に参加して

### 田中喜作

次に調査を終えて、私どものグループの先生方の意見を列記してみよう。

・ 調査をやつているうちに、民俗調査の意義をまた重要性をだんだん認識するようになつた。

・ 現在どういう時点での記録を残しておくことは、我々の子孫が当時の社会機構とか習俗、信仰等を知るうえに大きな手がかりになるだろう。

・ この調査の記録は戦前の生活を知らない今の子供達にとって非常に有益なものになる。

・ その人達は慣習を通して秩序を保つてきたことがわかつた。

・ 調査範囲が特定の話者の知識や経験に限られているおそれがある。

・ 同一部落でも家により慣習に違いのあることがわかつた。

・ 不足したり、現金収入がないので日儲取りなどをしなければ正月が迎えられない家が多くなつた。)

・ 反面、昔の生活を知るにつけ今の子供は非常に恵まれていることがよく認識されるようになつた。

・ 同一部落でも家により慣習に違いのあることがわかつた。

・ この地域では格別珍しいものはなかつた。(この意見には批判もあるではあるが)

・ この調査の資料をどのように社会という教科に結びつけていくかという問題が残る。

・ このほか私個人としては

・ 調査に当つてキヤリアと勉強の不足を痛感したこと。

・ よい話者の選定はやはり大切だということ。

・ (今回は座談会形式でやつたが、やはり特定の話者を対象にした方が味のあるものが得られると思つた。)

・ 一般の人達にとつては民俗資料というものが無価値なものとしてしか映つていないということ。だからこそある意味では「古いもの程たいせつなんだ」というP・Rが必要であること。

とにかく今回の調査で郷土の民俗に関心を抱く

ようになつたこと、また郷土そのものを新しい観

点から眺められるようになつたことは最大の収穫であった。

(加茂村教育研究会社会部長)

ナガラ会館 1965 神田洋輔

(表2) 昭和39年度ミニリ映画フィルム利用状況

項目	対象	学級関係					社会教育一般											
		青年 学級	成人 学級	婦人 学級	家庭 学級	その 他の 学級	小計	少年 団体	青年 団体	成人 団体	婦人 団体	老人 団体	企業 団体	一般	P A	官 署	教育 委 員 会	その 他の 団体
貸出本数	日本 U.S.I.S	83 4	48 1	236 1	134 1	501 7	292 2	152 1	128 4	279 8	198 8	82 2	160 10	187 2	2 3	127 127	1610 27	
映画 フィルム	日本 U.S.I.S 産業	37 1 1	22 1 1	86 70 1	70 3 1	215 2 1	114 2 1	68 1 1	43 2 1	117 6 1	79 6 1	31 1 1	64 1 1	67 1 1	1 1	46 13 1	631 26 3	
貸出 方法	予約 当日 輸送	25 12 5	19 19 22	68 11 11	60 47 46	172 38 16	78 20 8	48 4 13	40 25 26	95 17 17	69 15 19	16 15 8	46 24 8	44 24 8	1 1	35 25 5	472 188 102	
学校教育	①教科學習 ②道德教育 ③特活 ④学校行事 ⑤その他																	2 1
社会教育	①学級講座 ②団体集会 ③講演と映画の会 ④一般映画の会 ⑤その他	37 2 1 17 2	22 6 2 6 2	80 8 3 3 3	67 8 3 3 3	206 93 36 36 2											9 4 4 7 1	444 38 90 90 85
観覧者数		1, 883	3, 583	11, 697	7, 011	24, 174	36, 673	5, 960	12, 911	16, 860	9, 668	2, 122	14, 507	13, 658	75, 231	5, 100	117, 766	
使用場所	公民館 学校 集会所 上映回数	16 7 14 43	7 12 5 34	36 27 24 200	16 49 6 86	75 95 49 363	24 19 73 208	21 13 34 103	12 12 20 99	39 21 20 186	34 12 40 153	6 1 1 40	2 17 30 40	2 49 48 116	1 1 1 86	1 1 1 2	11 9 40 75	149 153 358 1069



(表4) 昭和39年表の学級における  
16ミリ映画利用状況

学級名	学級数	利用回数	% (普及率)	発足年月日
青年学級	137	37	27	昭和28年度
婦人 "	614	86	14	" 31 "
成人 "	11	22	200	" 31 "
家庭教育 "	202	70	34	" 39 "

(表4) 昭和39年表の学級における 16ミリ映画利用状況				
学級名	学級数	利用回数	% (普及率)	発足年月日
青年学級	137	37	27	昭和28年度
婦人 "	614	86	14	" 31 "
成人 "	11	22	200	" 31 "
家庭教育 "	202	70	34	" 39 "

表(3)に見られるように「学級」として利用している昭和三十八年度と昭和三十九年度とを比較してもわかるように、学級の中でも学習として充実して利用される。これによつて見る対象が固定され、必ずしも人数が多くならなくては充実し、効果をあげていると考へてもよいだろう。

視聴覚教材の利用が、学習の中に計画的にとり入れられ、しかも継続的に利用されてき

戦後、連合軍からの視聴覚教材・教具の貸与によって社会教育における視聴覚教育活動が発展し、向上してきたことはいうまでもない。昭和二十三年から二十七八年ごろにかけては、ただ見せるための、あるいは啓蒙のための映画会であったが視聴覚的方法による社会教育を本格的にはじめたのは、昭和二十九年本県第一回自主作品「移動青年学級」を製作してからである。この頃は、当時の情勢としてまだ映画を学習としてより、青少年教育等の目標にそって利用される傾向が多かったようである。今のようにたくさんの業者による十六ミリ映画などの製作はのぞめなかつたし、（昭和二十九年に製作された社会教育映画は三七〇種）予算、地域に即した社会教育映画等も少なく、映画といえばU.S.I.S（連合軍から貸与のあつたフィルム）映画が大部分を占めている状況であった。そんな中で、もっとも理想的な自主的作品が生まれ、視聴覚教育に大きな役割を果してきたのは、自主的な活動分野を、一步も二歩も前進させる結果にもなったのである。

昭和三十二年ごろには、社会教育の学習形態には、不特定の一般大衆を対象にするものと、特定の大衆を学習者とする学級形態のものとに大別することができるようになつた。そして「小集団学習」形態に重点がおかれるようになってきた。統

## 社会教育における 十六ミリ映画の利用状況と問題点

表1 16ミリ映画貸出回数年度比較

年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	備考
対象				
婦人	252回	232回	207回	
団体学級				
青年 "	105	109	105	
成人 "	84	97	116	老人、PT Aも含む
少年団体	37	286	292	こども会 も含む
一般	198	150	65	
その他	49	112	93	
計	807	986	879	

計にはあらわれてはいなければ映画を学習にとり入れた初期の段階といえる。

昭和三十四年頃から、県中央ライブラリーの充実整備とともになって十六ミリ映画フィルムの購入もふえ、それにつれてそれまではばをきかせていたUSIS映画フィルムも姿を消し、日本映画の利用が大部分を占めてきた。

利用報告書をもとにしてとった統計表(1)に見られるように団体とも、学級ともつかない状態で利用されてきている。昭和三十九年度のさらにくわしい統計によると、学習意欲の増加とともに、目的別に利用され計画されるようになってきた。

表3 16ミリ映画銀らん者数年度比較

対象	年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	備考
	婦人団体 学級	40,447人	23,457人	28,557人	
青年	"	7,741	7,920	7,844	
成人	"	31,343	44,266	39,820	P.T.A., 家庭教育, 老人を含む
少年団体		31,965	26,275	36,673	こども会を含む
一般		90,836	45,744	14,507	
その他		7,405	13,228	19,064	
計		209,737	160,890	141,940	

度によつては人口の移動などかなりの相違が見ら  
れるが、観る者数の増減は、それほど視聴覚教  
育が普及しているかどうかのものさしにならない  
こともあるから、そうなげくほどのことはない。  
なぜならば、視聴覚教材が、日常生活に学習をあ  
たらし、學習意欲をわきおこす大きな役割をもつ  
ており、また社会教育にとつてなくてはならぬ左

不足したり、現金収入がないので日傭取りな

(表7) 昭和39年度16ミリ映画フィルム地域別貸出回数

千葉市	市川市	船橋市	習志野市	千葉郡	東葛	印旛	香取	海西	山武	長生	夷隅	君津	安房	市原	計
324	34	152	36	18	83	176	129	65	77	68	66	79	64	69	1,441

る今だが、それにもかかわらずその利用度がへつてないのは、教育映画のよさ、利用しやすさ、またそのよさゆえに学習には充分効果をあげることができる点など、今後まだのびることも考えられる。表(4)に見られるように、対象も分化され対象によつて教材がえらばれ、学習へと進んでいる段階が、もつとものぞましいようと思ふ。表(5)のように対象による映画の教材も適格にせんたくされ利用されている。又学級以外の団体等の場で利用されている映画フィルムは、庄倒的に娯楽物が上位をしめている。地域によって表(7)のよう利用の差はあるが、県中央ライブラリーに近い所、地域ラジオ等は、比較的の利用度が高くなっている。最近たん生したY市ライブ

ラリーのように、補助金を出し、視聴覚教材、教具等を長期に貸与し、ライブラリー育成を試みるのも、今後の問題として考慮されてよいだろう。

また、見るだけの映画会から話し合いに、話し合いから学習へ……という段階から、もう一步進んで、技術的な分野まで小グループでもって行けるような業者の映画製作をのぞみたい。そのためには、いそがしいばかりの地域の社会教育主事をふやし、もつと充実した指導者の養成をやる必要があるのではないか。そのことによって、現在行われている購入のための月例試写会（毎月第三金曜日上映時間平均五時間、上映本數十本位）に多くの地域から参加できるのでないだろうか。

社会教育映画の分野は、ほとんどが東映教育映画部に依存している状態なので、もっと、自分達の生活の中から、手近にできる八ミリ等で作製立てたらと願っている。

千葉県教育委員会が発行する十六ミリ映写機操作許可証所有者と、映写機は県に登録済のもの。

貸出し時間 午前九時～五時まで。ただし土曜日は午前九時～十二時まで。

申込み方法 口頭、電話、書類、輸送（関東運輸のみ）当日、いずれでも受け付けます。

## 県中央視聴覚ライ ブライー利用案内

貸出し時間 午前九時～五時まで。ただし土

曜日は午前九時～十二時まで。

申込み方法 口頭、電話、書類、輸送（関東運輸のみ）当日、いずれでも受け付けます。

貸出し数量および期間 一回五本以内、ただし漫画劇物は一本。録音教材はテープを一週間前に持参すること。貸出

し期間は、五日以内、ただし、実施計画書によつて期間を延長することもあります。月末は貸出し停止日です。

教材の返却 返却予定日の午前十時までに上記利用案内でわからぬ場合

教材を紛失したり甚だしく破損した場合は弁償させることがあります。

教材破損の場合 教材を紛失したり甚だしく破損した場合は弁償させることがあります。

弁償 その他 内線六三〇 六三一にご連絡ください



(視聴覚教育室 山崎)

(表5) 学級における映画教材利用状況  
—昭和39年度—

学級名	題名
青年学級	・あるマラソンランナーの記録 ・青年の虹、※土と愛、※闘魂の記録 ・大いなる黒部、尾瀬、西ドイツの村づくり、東京オリンピックへの道、躍動、若い仲間、おらたちの土地
婦人学級	※アメリカの家庭生活、ある老人の記録、ある主婦たちの記録、うちの子に限って、うわさはひろがる、うちのおばあちゃん ・栄光への出発、おじいちゃんのしあわせ、※姑のなやみ、しあわせな子供のゆくすえ、しつけの町、十代の反抗、妻の地位、嫁・夫・姑、嫁と姑の悪口文集
家庭教育学級	・うちの子に限って、うちのおばあちゃん、鍵っ子、子のうそ親のうそ、手を結ぶ婦人学級、灯台のある町で

- 註 (1) 頻度数の多いものの記載した。  
(2) ※印は県中央ライブラリーにないもの  
(3) 社会教育における視聴覚教材の利用より引用した。

(表6) 題名別利用回数 (上位50本)

題名	利用回数	在庫本数	在庫月数
1からす物語	50	1	16
2北海道の子供たち	48	1	16
3子鬼の祭り	47	1	15
4下宿騒動記	46	1	15
5おむすびこどりん	45	1	13
6西ドイツの村づくり	44	1	13
7かぐや姫	44	1	17
8津波っ子	42	1	42
9大人姉妹	40	1	35
10赤い井戸	39	1	12
11ありとはと	39	2	49
12若き日の豊田佐吉	39	1	35
13鳩 杖	39	1	29
14おじさんありがとう	39	1	15
15こざるのぶらんこ	37	1	13
16農村は変る	36	1	25
17愛情屋台	36	1	42
18ボロンギター	34	1	13
19妻の地位	34	1	3

(注) 左の番号は、順位が同じであることを示す。

12末っ子大将	34	1	17
12森林の生物	34	1	12
13風光る日に	33	1	15
13山下清ヨーロッパ日記 (フランス)	33	1	11
14山下清ヨーロッパ日記 (北欧)	32	1	11
15どんちゃん旅日記	31	1	15
15鉄ものがたり	31	1	8
16十代の反抗	29	1	23
16母と娘	29	1	19
16オモニと少年	29	1	53
16母と子の学習	28	1	18
17ある老人の記録	28	1	13
17渡し舟の太一	27	1	25
18空から見た京浜京葉工業地帯	27	1	13
19悪い芽	26	1	16
19ある主婦たちの前進	26	1	12
19おとしたおけ	26	1	35
20つち鯨を追って	25	3	25
21学力	24	3	10
21いねむりぶーちゃん	24	1	35
21野口英世の少年時代	24	1	77
22かくべえ、よむべえ、考えべえ	23	1	13
22娘は娘母は母	23	1	67
22娘の手紙	23	1	23
22村の老人学級	23	1	10
22村のえんだん	23	1	17
22メダカの卵	22	1	91
23きのこの家	22	1	16
23やさしいデザイン	22	1	17
24灯台のある町で	22	3	24

く、これからもまだまだのびることが予想される。  
成人学級はかくれた学級（老人学級など）が相当あると考えられる。成年級のことは表(2)の統計にあらわれてきているので、表(4)の数字ではあらわしきれない。もっとも婦人学級のように、ぼう大切な学級では、わからぬのが、老人団体、成人団体という名前でかなり映画が利用されているのか一考を要するだろう。テレビ等の影響で、市街地にある数多くの映画館の営業が危ぶまれる。

對一形態に重点がおかれるようになつてきた。続

## (6) 展開

- ・学級生が一二〇名でしたので二班に分けてA・B班交互に（日程のように）に見ることにした。
- ・見終つてから映画で見たものの中からの感想意見（自由な話し合い）を出し合ひながら、今日の学習主題と関連づけていくと言つた司会をお願いしてみた。

## (7) 結果

- 映画を見ての話し合いはA班・B班の二班に分けて行なつた。

（話し合いの内容——略——）

- 第一回の話し合いとしては好結果だったと思うがそれは司会者や指導者が事前研究を試写会で見て上手にその都度画面（画材）を言語ではあるが再現していったためでもあろうが。



(5) 後での話し合いの中に映画で見たものを中心に話し合うことは現実から消えてしまつてゐる時点においてはむりである（この場面）と言つてはむりである。

（必要な時に再現できるとよいね。）  
（その点幻燈は便利である）  
（その点幻燈は便利である）

## (1) アンケートの中にもあつたが、話し合いの場に映画の内容を生かし

して、それを中心に進めるところには今的方法のみでは困難さがあることが認められた。

十月の講座の折は話し合いを進めて行つて映画（事前研究しておいて）内容とあつた問題点（話し合い）にマッチして来た時期に映写して見た。（二十七分程度の映画「母と子の学習」）

そして今まで学級生たちで話し合つてきた問題点を他の角度（多種多材の素材）からこの問題を合せ考えられて行けた点では非常に収穫があつて学級生にも好評であった。

こういったことから映画をどう取り入れ活用するかが重要な問題である。

（2）司会者や運営委員は事前に試写しで充分に研究して問題点をしっかりとこねて話し合いの中に場面の再現（言葉であるが）できる様にしていることが必要である。

（3）活用の時期は始めがよいが終りがよいか、中間（話し合いの）がよいかは画材の研究と学級生の話し合いで決まるだろう。話題の方向を事前に調査しておいて企画され

## (4) 学習主題と映画の主題内容のマッチが非常に大切である。実際問題として時間的に充分出来なかつた反省をもつ。

（5）録音構成幻燈構成はその点非常に効果があつた（アンケートの中に呼んで「ナトコ映画会」の宣伝が徹底し、視聴覚教育という声が聞かれ立つたことは事実ではあるが、流れる画面をとらえるのに感覚的意識的にはまだ十分な訓練ができていなかつた。

（6）共通な学習経験を与えることができる点には非常に効果はあつたが、それが自分たちが今日これら話し合う問題（内容）とどうマッチさせるかは綿密な研究と企画が必要である。

（7）学習意欲、問題意識のかん起に役立つたことは事実ではあるが、流れる画面をとらえるのに感覚的意識的にはまだ十分な訓練ができていなかつた。

（8）日常生活に学習をもち込むことのできたことはたしかにあつたが、家庭内でまだその域に達していなかつた。

## ナ・ト・コ・と・共・に・

御園吉吾朗

## &lt;社会教育のおもいで&gt;

月なみな言葉ではあるが、筆者にとっては光陰矢の如くに過ぎた感が深い。戦時中本県の視覚教育は学校関係で昭和十二年支那事變初期の頃、千葉市で数名の教員が教育映画の巡回映写をはじめ、日本移動映写連盟千葉県支部が工場を始め農山漁村への慰問と宣伝活動をしていたに過ぎない。昭和二十二年の春、千葉軍政部へ二台のナトコ映写機が配置され、民間情報教育課の広報活動が県社会教育課の諸行事をアドバイスする様に始められた。翌昭和二十三年十月二十六日文部省次官通達発社一〇三号により県社会教育課に視覚教育係が置かれ、待望のナトコ映写機二十六台、ベゼラ幻灯器十六台、CIEフィルム若干が貸与された。主管課AV係にも、主事一技師二属の計六名が発令され、同時に県立中央図書館にフィルムライブラリーが設置さ

れ、技術一嘱託一雇の計三名が発令、初年度予算零で発足した。AV係ライブラリアンの第一の仕事は戦中戦後の国際文化と娛樂の空白を満たすための巡回映写であり、次いで第一回教育委員選挙への啓蒙宣伝等、ナトコと共に休日返上の活動がつづいた。戦後は全てが不足がちであり、交通機関、電気事情等の不備は目にあまるものがあつたが、特に配電関係については、地元東電営業所が誠意をもつて協力し、柱上トラスの増設、あるいは配置転換、各会場の恒久的な電源工事等献身的な協力により県内の電気事情による完全映写の出来ない地域がなくなり、これが戦後二十年の今日視聴覚教育部門で全国上位にランクされた要因である。次いで他府県より先に、足の確保をばかり、トヨペットライトバンが購入され、これと同時に県下十二の教育出張所にナトコ映写機台数三九九台、フィルム本数三、二〇〇本に達している。ナトコによって基礎づけられた映画教育活動は学校教育、社会教育を問わず、将来共にその存在価値は失われるこ

（元視聴覚教育運営室員）



第1表 地域別開設状況

管内	市町村数	開設市町村	学級数	管内	市町村数	開設市町村	学級数
葉	5	5	22	生	8	7	10
葛	9	4	16	開	6	1	1
旗	11	7	8	房	13	5	7
取	10	6	16	津	12	4	1
匯	7	6	12	原	3	2	9
武	10	5	8	計	94	52	111

### 開設の形態

開設の時期は、通年のもの百学級（九〇、一%）季節開設は十一学級（九・九%）に過ぎない。出

あるが、小中学校等の積極的な協力が望まれる。

第4表 年間学習時間

時間数	学級数	%
100時間以下	18	16.2
101~200時間	30	27.0
201~300 "	42	40.0
301~400 "	13	11.7
401~500 "	3	2.7
501~1,000 "	4	3.6
1,001時間以上	1	0.8
計	111	100.0

学校卒のものが五三・八%（前年度五六・七%）農林業従事者が五二・二%（前年度五九・八%）なってきたことは、今後の運営その他について

### 開設状況

本年度青年学級を開設しているのは、五十二市町村で全市町村の五五、三%であるが、地域的に相当の差がある。また増加しつつあるとはい、市街地青年を対象とした学級が依然として少いことが痛感される。

②学級生について、学歴が中卒のものおよび農業従事者の占める割合が減少し、それによ

うで、小中学校等の積極的な協力が望まれる。

が、その集計結果から、次のことが注目される。  
①学級および学級生減少の傾向は依然とまつてない。

べきことであった。  
先進地渥美町での研修で私たちは心身共にすっかり日焼けした、技術の修得よりも心の日焼けが最も大きな収穫だった。「井の中の蛙大海を知らず」という諺のように狭い範囲から己を見つめることは公正な判断はできない。見聞を広め、客観的な立場から物を見るとき最も冷静な正しい見方ができるのだと思う。そこに真の己の姿を見、社会を見つめたとき、改善発展の糸口をつかむことができるとと思う。私たちは研修の成果を広く地域社会に提供し、郷土発展のために尽すことが与えられた課題と思い、研修生が横の連絡を密にして、今後努力する覚悟である。

### 商店の労務管理について

#### 商業班

#### 佐久間量子

（ただし、

県指定青年

学級共同セ

ンターにつ

いては、各

コースを一

学級とし

た。以下各

表も同じ）

実施機関

および開設

の場につい

てみると、

どを占めて

いる現状で

あるが、

小中学校等の積極的な協力が望まれる。

にいくといった方式が自然にできあがっていた。そのためか店員雇用に困るといった状態はないようである。

配達も自転車、オートバイ、軽自動車とそれぞれ仕事の分担もされ、責任範囲が決められていて。店員の自主性も重んぜられ、店に対する愛着も深い。

この店で一番感じたことは、なんといっても奥さんのがさりとした気性、適切なキビキビした指導のもとで、店員がのびのびと楽しく働いてい

るという点である。同じ物を食べ、全く同じ生活、それによって生まれる連帯感の中で人間関係は実にスムーズに行なわれていた。

八日間のわざかな体験から結論ずけることは大変危険とは思うが、結局考えていた通り零細小売商における労務管理は「人間的なつながりを十分にもつ以外はない」ということだと思う。労働時間や給料の問題、その他いろいろと考えるべきことは沢山あるが、しかし第一に考慮すべきことは人間関係であると思う。

委託児童も開設後五年までは増加して九〇名から一〇〇名を越す程になりましたが、一昨年より六十名から七十名台と下降しました。委託児童の年令もグット引き上げて一才三、四ヶ月位の子

どもをも引き受け満一才の子どももすいぶんいます。

委託費も三十七年から一日児童一人当たり五十円が支給され、父兄負担は一日二十円となりました

が、物価の上昇で保母手当はほんとに氣の毒な程ですが、よく奉仕してくれますので、嬉しく思

ります。

私たちには、地域に常設の保育所が設置され、どんな子供もその恩恵に浴して、何の心配もなく、母親たちが仕事に専念でき、ひいては婦人会の会員の生活にゆとりができる明るい社会が実現する

よう、この季節保育所は続けたいと思います。

利根の秋（県観光部提供）

- 新就職者研修をかえりみて……… 2  
— 参加者の評価と感想から —  
子ども会活動の方向……… 3  
名古屋、渥美に学んで……… 5 3

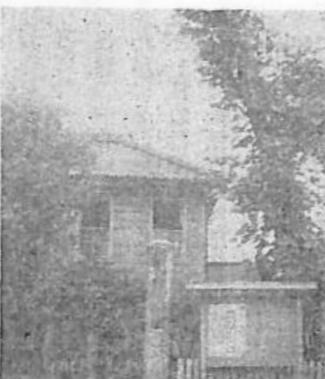


五十年代公私合营 1956年公私合营

昭和二十年十一月終戦直後、全国民が虚脱と混乱のドン底に呻吟している時、柏町のインテリ青年層は一日も早くこの虚脱状態からぬけて郷土再建に立ち上ろうとして、柏葉俱楽部をつくり各種の活動を開始した。時を同じくして婦人文化向上会という進歩的婦人グループが、女性の開放と自由を叫んで各方面にアピールした。昭和二十一年一月教育の再建は母親からモットーとして、柏小の母親学級が立ち、同年六月青少年の不良化防止を目ざして同校の校外指導員の活動が始まつた。これらのグループはたまたまあき屋になつた旧役場の建物に着眼、町当局より借受け当時文部省の社会教育課長寺中作雄氏（現国立劇場理事長）の指導と相まって、公民館設立準備委員会をつくり、運動を推進し、同年十一月十日、県下公民館の第一号として発館するに至つた。明けて二年三月、当地において文部省指導のもとに全国指導者研究集会を開催したところ、北は北海道から南は九

年 度	公 民 館 名	建 面 積 <small>m<sup>2</sup></small>	工 事 費 <small>千円</small>	補 助 金		
				国 庫	県	費 <small>千円</small>
27	市原市 姉ヶ崎公民館	674,025		200		
29	山武町	722		200		
30	船橋市中央	2,681.84			200	
33	富浦町	518.1			200	
34	神崎町	250.8			200	
35	加茂村	669.9	8,818	1,000		
36	柏市中央	722.7	15,000	1,000		
37	野田市東部	366.3	5,774	1,000		
"	平川町中央	679.8	15,550	1,000		600
"	本納町新治	498.3	7,050			700
"	柏市中央 (講堂)	613.8	13,700			900
"	千葉市小仲台	333.3	6,880			900
"	山田町中央	584.1	6,875			700
"	一宮町中央	168.3	4,000			500
"	印西町小林	316.8	3,755			800
"	九十九里町作田	234.3	2,263			400
"	小糸町	300.3	2,182			500
38	天羽町峯上	762.3	16,520	1,000		1,000
"	浦安町中央	1,257.3	24,500	1,000		1,500
"	千葉市瀬橋	405.9	7,525	1,000		500
"	野田市南部	399.3	8,220	1,000		1,000
"	成田市公津	396	7,200	1,000		1,000
"	木更津市清川	165	2,750			400
"	東金市福岡	155.1	2,000			300
"	和田町南三原	247.5	1,500			300
"	佐倉市和田	99	1,280			300
39	君津町中央	935.22	28,000	2,500		2,500
"	長南町中央	363	6,430	1,000		1,000
"	千倉町七浦	372.9	7,500	1,000		1,000
"	千葉市花園	363	7,525	1,000		500
"	" 幕張	363	7,525	1,000		500
"	芝山町新井田	158.4	3,000			800
"	佐原市	134,3925	2,356			800
"	南總町池和田	105.6	2,080			800
40	千葉市松ヶ丘	371.25	8,000	1,000		1,000
"	南總町鶴舞	648.45	11,000	1,500		1,500
"	栄町中央	505.725	10,880	1,000		1,000
"	白井町	234.7	2,260			800
41	茂原市中央	"		3,000		未定
"	勝浦市中央	"		2,500		"
"	富来田町中央	"		2,500		"

各種団体代表者をもつて構成し、建  
設、が発足し各課係長職員組合長



(公民館第一号)

八章



卷之三

昭和二十年十一月終戦直後、全国民が虚脱と混乱のドン底に呻吟している時、柏町のインテリ青年層は一日も早くこの虚脱状態からぬけて郷土再建に立ち上ろうとして、柏葉俱楽部をつくり各種の活動を開始した。時を同じくして婦人文化向上会という進歩的婦人グループが、女性の開放と自由を叫んで各方面にアピールした。昭和二十一年一月教育の再建は母親からモットーとして、柏小の母親学級が立ち、同年六月青少年の不良化防止を目ざして同校の校外指導員の活動が始まつた。これらのグループはたまたまあき屋になつた旧役場の建物に着眼、町当局より借受け当時文部省の社会教育課長寺中作雄氏（現国立劇場理事長）の指導と相まって、公民館設立準備委員会をつくり、運動を推進し、同年十一月十日、県下公民館の第一号として発館するに至つた。明けて二年三月、当地において文部省指導のもとに全国指導者研究集会を開催したところ、北は北海道から南は九

州に至るまで代表者が参加してすこぶる盛会であった。これも公民館全国大会としては初回であったと思う。これにより二十二年秋には県下の優良公民館として毎日新聞社より表彰をうけ、自他共に許す先進公民館として天下に名をなした。又一方當時は幼稚園、保育所等公私立を問わず幼児の保育機関は絶無であったので、公民館附属幼稚園(?)といふ看板で住民の要望にこたえたが、現在市内にそれらの施設が二十を数えるに至った今日感慨無量のものがある。

昭和二十九年市制施行にともない、人口急増になやみ小中学校整備に追われる本市としては、公民館建設は年々後廻しにされ、その都度公民館運動は建物や設備より活動そのものであると自奮日励しながらも、他市町村に続出する後進公民館の新築をみては切歎扼腕したものである。この間幾多先覚者の努力によって逐年公民館活動の進展をみたものの建物そのものが老朽且つ狭隘をき

（公民館第一号）  
設の機運は次第に高まって来たが、山積する各種事業に対処している市財政の実情を考えると早期実現は困難視されていた。

昭和三十三年度予算の編成に際して公民館建設費五五十一万を計上したが、敷地が未確定であった等のため実現に至らなかつたが社会教育委員会議において建設資金の募集、敷地及び建設の構想に関する調査研究を開始し、昭和三十四年初頭には同委員会議の答申が提出され公民館建設計画が一歩具体化した。この答申にもとづいて逐次建設準備が進展し、昭和三十四年十月二十二日、柏市公民館建設委員会（会長 松崎良太



美によるレコーディングを行い昭和56年8月9日に披露しました。地域住民の心の唄となり、平和な町づくりに貢献できればと思っています。

(7)57年、敬老会記念行事開催

昭和57年10月24日敬老会第30回記念行事を開催しました。300名の御老人を招待し、地域ぐるみの盛大な唄と御馳走で楽しい一日を過ごしていただきました。

(8)58年、舞踊研修部発表会にむけ特訓中。

昭和55年12月舞踊研修部が発足しました。発

足以来月3回の研修会を実施、9月15日には部員35名が老人ホームを訪問しています。今年の12月4日に発表会開催の予定で現在特訓中です。

婦人会活動の楽しみの中にも実益につながる学習は、明るく豊かな町づくりの一端をくつない活気にあふれています。人間味のうすれゆく現代社会に、会員1人1人が非常に責任感が強く、一度計画したことは必ず実施する団結力のすばらしさを、ひそかに我が会の誇りとする現実に感謝しながら、つたない活動報告を終ります。

(北佐原婦人会代表 島田きみ江)

## 公民館紹介

### 夜の事業こそ公民館の勝負どころ

#### 野田市中央公民館

##### 飯塚 達勇

生涯教育が叫ばれて久しいが、ますます複雑化する今日の社会をみたとき、住民の自主活動の拠点である公民館のあり方が、いま一層厳しく問われている感がします。

当公民館は開設して10年になるが、その軌跡をみると、昼間自由時間もつ家庭主婦や高齢者を対象としての趣味講座の開催がほとんどでした。ようやく、事業運営が「やや惰性に流されてきていた」ことの反省から、青年や成人に積極的に働きかけることの重要さに職員が気づき、それには夜間の事業を開いていくことがどうしても必要との認識に立つに至りました。そこで今「勝負どころは地域・生活問題や青年の学習をどうするのか」ということにあると考え、まず職員がその気になって、歴史学習や社会科学、地域課題の学習などにとりくみ始めています。

以下、今年度実施した夜間事業を紹介します。ひとつは、成入学級「くらしと地域を考える」ですが、いま野田市においても、国の臨調を背景に行財政の整備がすすめられています。こうした状況の下で、主催者としての住民の自治能力の形成が求められています。この講座では、郷土の歴史

を学び、地域の現状を考え、他市の住民自治の事例の研究をとおして、住民自治の方向を探りました。

もうひとつは、青年教室「青春を考える」ですが、今日、現代青年をとりまく環境は、青年の健全な育成を考える上すべてにわたって必ずしも望ましい状態にあるとは言えません。そこでここでは、青年の生きてきた歴史や社会問題を学ぶことによって、正しい物の見方、考え方を養い、社会と主体的にかかわって生き抜ける創造力を養うとともに、青年同士がともに学び、考えることをおして、連帯感を育て、なかまづくりをすすめました。

この他、料理教室の夜間開催や読書会やダンスなど地域サークルの夜間利用も増えています。

なお、「すべての住民に公民館を」をめざして、今秋には障害者青年教室を企画しています。

以上述べたことを踏まえて、「地域住民の共有財産」として公民館を位置づけるならば、夜の事業こそがもっとも大切であり、公民館の勝負どころであると考えます。

(野田市中央公民館長)

## コンピューターによる図書管理 —市原市立五井公民館—

福田 正太郎

打ち出しております。その主なものを列挙しますと、

- (1) 貸出し返却処理
- (2) 分類登録処理
- (3) 延滞者リスト
- (4) 書籍一覧表
- (5) 地区別利用状況
- (6) 月別利用状況
- (7) 棚部一覧表
- (8) 月報・年報リスト

等々で、中でも保有全蔵書NDC分類による利用書籍数と利用回数が打ち出され、利用の傾向がわかり資料作成上極めて有効です。いずれにしても数々の資料が速く利用者の手許に届くということが、大きなメリットの一つといえましょう。

蔵書総数	59,840冊
一般	43,185冊
児童	15,086冊
禁帶出	1,569冊

年度	図書利用者	貸出冊数
53	69,165	162,115
54	74,006	184,749
55	62,801	157,862
56	64,102	161,720
57	61,244	151,952



一般カウンター貸出・返却風景

貸出し・返却・予約などの処理がスピーディに行え利用者から好評を得ています。さらにもう一台の「ライブラリアンK3」は、本来的な機能と役割を果たし数々のデーター処理を迅速、且つ明確に

なお、職員数は館長1名、主任主事2名、主事2名、司書2名。少ない人数にもかかわらず職員はその職責と事業の推進に、また、市民サービスに懸命に努力している毎日です。

(市原市立五井公民館長)

都道府県名	年回数	優良公民館名	所在地	人口	職員 (1)専任 (2)兼任	施設 主な設備品	主な事業	経費 (1)公民館予算 (2)人口1人当たり経費	特色
群馬	26 (4)	新治村公民館	利根郡新治村	(1) 10,038人 (2) 農業 温泉地	(1) 専任 6	(1) 乾燥場及び民家軒用 (2) 視聴覚ライブラリー、ばん焼かまと	(1) 商業技術講座 成入学級 青年学級	(1) 26年度予算 1,214,000円 (2) 1人当たり 166円	(1) 各種団体及び村内学校 (7校)職員協力会 (2) 農村恐慌対策委員会 (3) 広告増強運動
埼玉	25 (3)	小鹿野町公民館	秩父郡小鹿野町	(1) 5,213人	(1) 専任 2 (2) 兼任 12	(2) 蔵書 1,970冊	(1) 町の集会、生活相談室 成入学級、婦人学級 青年学級 (2) 未亡人のための内職指導 商業経済研究会 農業	(1) 25年度予算 1,037,000円 (2) 1人当たり 166円	(1) 生活相談室、部落座談会 町勢懇談会 (2) 未亡人を対象とする内職指導
	28 (6)	高萩村公民館	入間郡高萩村	(1) 5,860人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 20	(1) 新築 (194坪) (2) 16分館 (全部落) (3) 蔵書 3,086冊	(1) 商業講座、成人講座 青年学級、母親学級 (2) 分館婦人講座 ★ 農業講座	(1) 28年度予算 1,360,000円 (2) 1人当たり 230円	(1) 分館活動、調査活動 グループによる学習 (2) 青少年保護育成運動
新潟	24 (2)	八幡町公民館	市原郡八幡町	(1) 6,733人 (2) 農業、漁業	(1) 専任 なし (2) 兼任 9	(1) 新築 (236坪) (2) 蔵書 2,250冊 (3) ピアノ、電子映写機、調理具	(1) 婦人土産講座 文化講座、夏期大学 乳幼児検診 健康児表彰	(1) 24年度予算額 800,000円	(1) 生活改善
	24 (2)	山辺里村公民館	岩船郡山辺里村	(1) 4,614人 (2) 農業	(1) 専任 1 (2) 兼任 10	(1) 新築 (86坪) (2) 蔵書 640冊 (3) 電音、モーター、採集器具、噴霧器、家事用具、体育具	(1) 社会学級 生活講座 農業科学講座	(1) 24年度予算 137,760円	(1) 分館活動
	26 (3)	直江津町公民館	中頸城郡直江津町	(1) 18,642人 (2) 工業、商業	(1) 専任 4 (2) 兼任 1	(1) 新築 77.2坪 (2) 蔵書 2,600冊 (3) 幻燈機、紙芝居 郷土資料	(1) 青年文化講座 日本文学古典講座 大家英語講座 実務講座 (2) グループ活動 臨時海浜図書館	(1) 25年度予算 784,195円 (2) 1人当たり 42円	(1) 運営審議会委員が講師として活動を行う
	26 (4)	葛塚町公民館	北蒲原郡葛塚町	(1) 10,293人 (2) 農業、商業	(1) 専任 4 (2) 兼任 1	(1) 新築 (188坪) (2) 15ミリ映写機 ミシン15台、電音	(1) 青年講会 冬期青年教養講座 女子青年講座 母親教室	(1) 26年度予算 1,846,500円 (2) 1人当たり 179円	(1) 各文化団体による連絡協議会 (2) 葛塚町を語る座談会
	27 (6)	金沢村公民館	佐渡郡金沢村	(1) 7,270人 (2) 農業	(1) 専任 4 (2) 兼任 24	(1) 新築 (260坪) (2) 映写機、録音機 放送施設 (3) 県立図書館佐渡分館を兼ね 蔵書 4,600冊 (4) 分館 9	(1) 成人講座、婦人講座 青年講座、青年農業 技術講座 婦人文化講座 青年文化講座	(1) 27年度予算 1,052,900円 (2) 1人当たり 145円	(1) 金沢村振興5年計画 (2) 視聴覚教育 (3) 月例「村民と語る会」
石川	23 (1)	高瀬村公民館	東礪波郡高瀬村	(1) 2,245人 (2) 農業	(1) 専任 なし	(1) 旧青年学校転用 (2) 製粉機、製麵機 精米機 (3) 共同浴場 授産施設 (4) 蔵書 1,000冊	(1) 村政座談会 特産品研究会	(1) 23年度予算 56,000円	
	23 (1)	大屋村公民館	鳳至郡大屋村	(1) 5,682人 (2) 農業	(1) 専任 なし (2) 兼任 5	(1) 旧青年学校転用 (2) 農具修理工場 理髪部 経営農業科学室	(1) 農業研究会、農業気象 座談会、漁業講習会、 婦人講座	(1) 23年度予算 30,000円	(1) 農業指導を中心とした文化活動、生活改善運動 (2) 公民館附属農場
	24 (2)	金沢市公民館	金沢市	(1) 245,148人 (2) 製造工業 商業	(1) 専任 7 (2) 兼任 なし	(1) 旧公会堂転用 (2) 電音、ピアノ、実物幻燈器	(1) 思想研究会 文化講座 市政公講会	(1) 23年度予算 1,765,026円	(1) 公民教育委員会 文化クリエーションの日(月3回実施) 生活科の日(月3回)
	26 (4)	小松市中央公民館	小松市	(1) 人口8万 (2) 市街地 農村地	(1) 専任 4	(1) 転用 (2) 分館 19	(1) 青少年級、社会学級 婦人教養講座 家庭衛生講座 産業研究グループ	(2) 26年度予算 1,463,000円 (2) 1人当たり 23円	(1) 分館活動 (2) 専門委員会制度(部制なし)、公民館参事(学校区毎)、生活改善協議会、産業研究グループ、社教育会懇談会

優 良 公 民 館 一 覧 (表記時の資料による従つ)  
(て現状と若干相違あり)

都道府県名	年(回数)	優良公民館名	所 在 地	人 口	職 員 (1)専任 (2)兼任	施 工 事 品 主な設備	主 な 事 業	經 費 (1)公民館予算 (2)人口1人当たり経費	特 色
北海道	24年(2)	帯広市公民館	帯広市	(1) 46,493人 (2) 工業、商業、農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 2	(1) 旧公会堂転用 (187.50坪) (2) 児童遊園 展示資料 蔵書 1,350冊	(1) 図書活動 (2) 青年文化講座 (3) 母親学級	(1) 23年度予算 1,346,089円	(1) 広報活動
青森	23 (1)	藤崎町公民館	南津軽郡藤崎町	(1) 7,552人 (2) 農業	(1) 専任主任 1	(1) 旧駄保館転用 (2) 医療器具、楽器、ラジオ (3) 蔵書 630冊	(1) 町政改善座談会 町の歴史研究会 (2) 文化講座	(1) 23年度予算 395,985円	
	24 (2)	藤代村公民館	中津軽郡藤代村	(1) 7,109人 (2) 農業	(1) 専任なし (2) 兼任 3	(1) 貨物外設 (2) 麻雀 874 (3) 音響機、動力脱穀機、攪拌機、卓球台、茶器一式	(1) 農業講座、青年学級 (2) 産業物品評会、討論会 婦人部座	(1) 24年度予算 290,000円	(1) 分館活動
	26 (4)	大湊町公民館	下北郡大湊町	(1) 14,424人	(1) 兼任 6	(1) 新築 (2) 蔵書 510冊	(1) 青年学級 社会クラブ 婦人クラブ (2) 保健衛生、職業教育 広報活動	(1) 26年度予算 1,078,000円 (2) 1人当たり74円	(1) 農業奨励のため技術指導 失業対策、産業指導 (2) 保健衛生 (3) 運営投票率県下一 納税成績 100%完納
宮城	27 (6)	矢本町公民館	桃生郡矢本町	(1) 12,163人 (2) 農業、漁業、自由業	(1) 専任 6 (2) 兼任 2	(1) 転用 66.5坪 (2) 蔵書 2,154冊 (3) 映写機、録音機、電気修理具、スライド用具 (4) 分館 5	(1) 青年学級、婦人学級 成入学級、農業講座 漁業講座等 (2) 青年議会	(1) 27年度 1,910,000円 (2) 1人当たり 157円	(1) 読書教材の活用、広報 月刊やまと、無料配布 (2) 青少年育成協議会 (3) 開拓活動、献血運動 (4) 全町総合教育計画、全町振興計画
山形	25 (3)	鶴岡市公民館	鶴岡市	(1) 43,915人	(1) 専任 7	(1) 公会堂転用 (2) 体育具、視聴覚具 (3) 展示資料 蔵書 2,595冊	(1) 成人学級、青年学級 (2) 体育	(1) 26年度予算 2,706,056円 (2) 1人当たり 50円	(1) 公民館を中心とする各種団体の総合化 (2) ニースコ子供学級
	26 (4)	大山町公民館	西田川郡大山町	(1) 8,646人 (2) 農業	(1) 専任 4	(1) 町集会場転用 (2) 蔵書 4,129冊 (3) 分館 4	(1) 青年学級、成人講座 産業講座 (2) 読書指導	(1) 26年度 1,222,000円 (2) 1人当たり 141円	(1) 町勢振興部を置き産業振興、実態調査、館報発行等を組織的に行なう (2) 公民館対町民及び町当局が一体となっている
	28 (6)	屋代村公民館	東置賜郡屋代村	(1) 6,866人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 14	(1) 転用 168坪 (2) 蔵書 5,510冊 (3) 広報車、度量衡器 撒粉機、噴霧器 (4) 子供遊園地、共同作業所	(1) 裁縫講座、青年学級 婦人文化講座、グループ研究会、農業講座 (2) 婦人部	(1) 28年度 878,410円 (2) 1人当たり 141円	(1) 産業振興と青年教育の充実 (2) 新生活運動
福島	24 (2)	柳津町公民館	河沼郡柳津町	(1) 6,866人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 16	(1) 転用 (73坪) (2) 蔵書 1,150冊 他に分館 6,800冊	(1) 成人学級、婦人学級 青年大学 中堅青年講座	(1) 24年度予算 380,900円	(1) 公民館研究例会 農村恐慌未然防止対策協議会
	25 (4)	飯坂町公民館	信夫郡飯坂町	(1) 8,835人 (2) 鎌ヶ原温泉地	(1) 専任 4	(1) 公会堂転用 (2) 蔵書 3,000冊	(1) 青年学級、成年学級 婦人学級、接客婦のための常識講座 夫婦学級 (2) 町政を語る会 家事相談所 公民館結婚式	(1) 26年度 884,000円 (2) 1人当たり 100円	(1) 青少年の教養と補導 (2) 団体の協力
	28 (6)	湯本町公民館	石城郡湯本町	(1) 30,000人 (2) 温泉、炭鉱	(1) 専任 6 (2) 兼任 2	(1) 新築 (312坪) (2) 蔵書 4,050冊 (3) 映写機、録音機、電器、拭声器、樂器	(1) 青年学級 (職業科、研究科) 婦人学級: グループ制 成年学級 (2) 館報、図書部報 月1回発行 (3) 公民館を語る会	(1) 28年度 3,665,000円 (2) 1人当たり 118円	(1) 公民館厚生部の環境運動 伐薪運動 (2) 市街地と炭鉱町とに分かれ対立していたのが公民館を中心とする活動により融和するに至る
茨城	27 (5)	柴村公民館	新治郡柴村	(1) 4,582人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 6	(1) 50.5坪 (軒、新) 分館 9 各分館に試作田あり	(1) 青年学級、成人講座 (2) 農業技術改善	(1) 27年度予算 977,990円 (2) 1人当たり経費 293円	(1) 広報活動 (2) 農業振興 (3) 各種団体の協力良

公民館図説

監修 中作  
著者 小和田 武

379

□

野田市立興風図書館

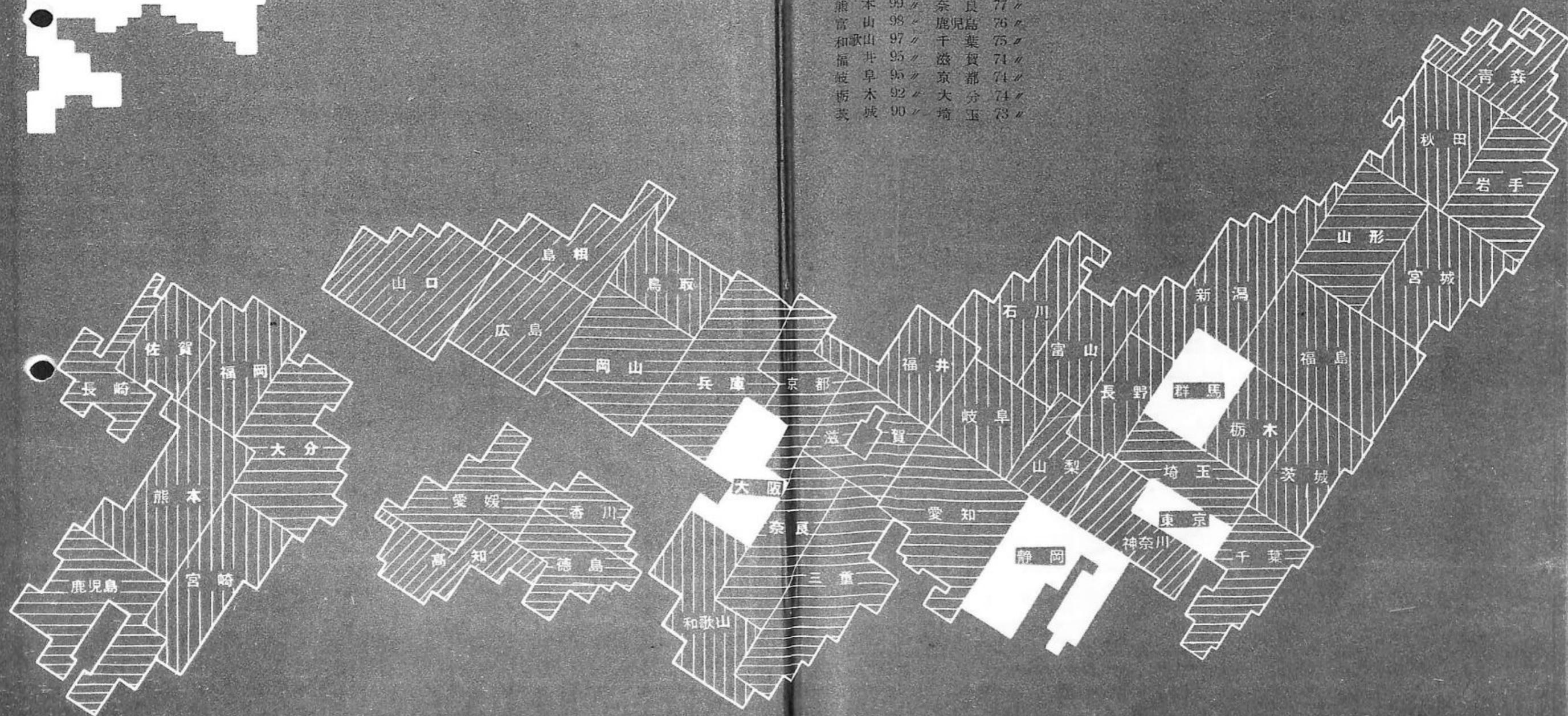


100202597

## 公民館設置率一覽 20.4.1 現在調

Pattern	Percentage Range
Vertical stripes	90% ~ 100%
Horizontal stripes	70% ~ 89%
Diagonal stripes	50% ~ 69%
Solid white box	18% ~ 49%

阪岡道馬京	46.2
大滝北海群東	41.1
神奈川知望森口根島	36.4
神高山青山島庄	30.4
形崎重島川鹿山媛手知良島葉賀都分玉	18.1
山長三德雷兵閑愛岩愛奈鹿千滋京大崎	
城島渴川野取岡賀崎田本山山井阜木城	
宮福新石長島福庄宮秋熊富和福坡柄葵	
100%	
ノタクノタクノタクノタクノタク	
99	
98	
97	
95	
95	
92	
90	



378

コ13

参考室

〔著者略歴〕

小和田武紀

東京大学文学部卒業

弘前高等学校教授，松山高等学校教授，国立

北京大学教授を経て現在文部省社会教育官

〔主著〕支那自然科学思想史（生活社）

儒教概説（弘道館）

菜根譚新訳（明治書院）

41943

30  
5  
30  
巴屋

公民館図説

1954年11月20日印刷 ￥1.700  
1954年11月25日発行

編者 小和田武紀

発行者 岩崎徹太

東京都文京区高田豊川町31

印刷所 厚徳社

東京都港区芝南佐久間町271

製本 小高製本所

東京都千代田区神田神保町1ノ65  
株式会社 岩崎書店  
東京(29) 3121-4

## 目 次

す。

たしかに、公民館活動の現状を見ますと、多くの反省すべき問題があり、ある意味からいうと、現状を開拓しない限りすでに限界点にきているのではないかともいえましょう。それだけに前途の多難をおもわせます。

本書は、公民館活動の現状に鑑み全国公民館の実態を中心として、今後の運営についての指針となるべき多くの問題をとり上げ、とくに事業面、優良公民館建築設計図、モデル設計図、町村合併とともに公民館の諸問題、諸外国における公民館類似施設等、豊富なる写真、図版とあわせて掲載し、表現もできるだけ平易につとめ絵で見る公民館の手引書としての内容を持たせました。わが国公民館の振興に多少でも役立てば望外の幸であります。

本書の発刊に当って、文部省社会教育局近藤施設課長、中嶋、今井、内田、吉久諸事務官、社会教育課横山事務官、山形県教育委員会原田武一主事の御協力に対して衷心から感謝します。

十一月三日全国優良公民館表彰の日

小和田 武 紀

し る す

<b>1 公民館とはなにか</b>	1
公民館はどうしてできたか	2
公民館の設置運営について	6
公民館は日本特有の社会教育施設であること	6
公民館の趣旨目的はなにか	8
公民館の本質はどんなところにあるか	12
機能的性格	12
本質的性格	14
公民館で禁止されているのはどんなことか	20
營利事業	20
政治活動	22
宗教活動	24
公民館建設への努力	26
<b>2 施設の現況</b>	31
累年別公民館設置進捗状況	32
昭和29年度全国公民館設置状況	33
累年別全国公民館設置状況	34
<b>3 建物(設計図)</b>	37
建物概説	38
公民館の位置の選定	38
建物の様式と内容	38
公民館の機能を果すためには、どんな室が必要か	40
建物の利用上の配慮はどうするか	40
保健、衛生、管理はどのようにしたらよいか	42
実例(1)都市の部	45
宮城県塩釜市公民館	46
北海道函館市公民館	48

山口県萩市公民館	50
東京都練馬区公民館	52
福岡県八幡市公民館	54
愛知県蒲郡市公民館	56
長野県飯田市公民館	58
広島県福山市公民館	61
岩手県水沢市公民館	63
(2) 町 の 部	65
山口県三隅町公民館	66
千葉県姉ヶ崎町公民館	70
香川県土庄町公民館	72
岐阜県垂井町公民館	75
新潟県葛塙町公民館	77
福岡県大野町公民館	79
茨城県多賀町公民館	82
広島県矢野町公民館	84
青森県大湊町公民館	85
(3) 村 の 部	87
兵庫県大蔵村公民館	88
愛知県大口村公民館	90
広島県竹仁村公民館	92
香川県郡家村公民館	94
高知県大篠村公民館	97
福岡県穂波村公民館	99
島根県阿須村公民館	101
徳島県土成村公民館	103
埼玉県高萩村公民館	104
静岡県中ノ町村公民館	106
京都府日置村公民館	109
神奈川県成瀬村公民館	111
岩手県田山村公民館	112
分 館	114

石川県瓢箪町公民館	114
富山県入善町公民館(上田・君島)	115
山形県上郷村広浜分館	118

#### 4 設 備 ・ 備 品

公民館にはどのような設備品を備えているか	122
設備、備品の整備と配置利用	126
教養用器具器材	126
生活改善、保健衛生用器具器材	128
児童用施設、備品	128
産業教育用器具器材	130
体育レクリエーションの施設、備品	130
視聴覚用具	130
図書	132
郷土資料	132
附属施設	134

#### 5 組 織 機 構

公民館の組織機構図	138
組織は成長する	138
公民館の職員組織	138
専任職員をなぜ置けないのか	140
公民館の職員の任命は誰がするか、その辞令形式はどうか	141
公民館長、公民館主事の職務	142
職員としてどのような人がよいか	150
公民館運営審議会	152
分館	155
公民館と教育委員会との関係	156

#### 6 事 業

公民館とその事業	164
公民館事業の内容	164
公民館事業計画	166

公民館事業立案上の留意点	168
公民館事業の種類	170
調査活動	172
定期講座	174
視聴覚教育	194
図書を中心とする活動	204
広報活動	220
レクリエーション活動	226
年中行事	230
産業振興	232
保健衛生のための事業	240
生活改善のための事業	242
総合開発と公民館	250
公民館と青年学級	254
<b>7 公民館の経費</b>	261
公民館の経費はどのようにしてまかなうか	262
事業収入	262
公民館維持会	264
団体分担金	264
寄附金	264
国庫補助金	266
公民館の経費はどのようにつかわれているか	268
公民館の予算のたて方	268
<b>8 効 果</b>	277
公民館は地域社会にどんな効果をもたらしたか	278
住民が市町村行政に关心をもつようになった	278
住民間の対立緊張が緩和されるようになった	280
郷土振興と公民館	280
その他の	288
結び	288
<b>9 優良公民館</b>	291

優良公民館の表彰	292
優良公民館はどうしてえらばれるか	292
優良公民館の一般的傾向	294
<b>10 公民館と町村合併</b>	299
公民館と町村合併の意義	300
合併の形態にはどんな方法があるか	301
合併の手續はどうすればよいか	317
<b>11 これから公民館の設計</b>	319
モデル設計図	320
A. 村の場合	320
B. 小都市の場合	320
C. 村の場合	323
D. 町の場合	324
E. 都市の場合	325
九州公民館協議会案モデル設計図	326
建築学会募集モデル設計図	330
<b>12 外国における公民館類似施設</b>	335
中華人民共和国における人民文化館	336
アメリカにおけるコンミュニティセンター	341
フィリッピンのコンミュニティセンター	345
<b>13 法人公民館</b>	347
<b>14 参考資料</b>	351
優良公民館一覧	352
公民館と物品税	364
公民館と入場税	367
公民館建築費補助	369
公民館と起債	370
関係法令集	373



## 公民館はどうしてできたか

公民館は終戦後の混乱した世相の中から祖国再建への活路を開くべき原動力として構想され着手されたものであります。

ご承知のように、日本は有史以来、幸か不幸かいまだかって敗戦の苦杯をなめたことはありませんでした。それだけに、いよいよ終戦の詔勅がくだり、ポツダム宣言の受諾とともに民主国家に大転換ときまとると、政府も国民もこれから先どうなることやら、どうしてよいやらわからず、疑心暗鬼に身も心も失せて、文字どおり周章狼狽を極めたのも決して無理ではありません。やがて横浜沖合ミズリー艦上の調印となり、引き続きマッカッサー司令官とともに大勢の占領軍が上陸進駐し、軍隊は解散され、戦犯は逮捕され、国内の重要な建物は民、官を問わずほとんど接収され、軍需工場は閉鎖され、財閥は解体を命ぜられる等、つぎつぎと酷しい占領政策が用捨てもなく実施に移されました。その中には、いままで日本固有の伝統なり、風俗習慣として誇るに足るものまで、是非善悪の別なくただ否定し破壊さえすれば、それが民主日本の建設に役立つのだというような行き過ぎもあり、またそれに迎合して蠢動する国民さえもありました。

このようにして長い間、伝承的神話的国家觀に培われ、倚らしむべく知らしむべからずの政策に、承認必謹ただ上の命にこれしたがってきた国民大衆は、いまさらながらるべき精神的支柱を失い、行くべき方途に迷い、打続いた戦禍に、喰うに食なく、住むに家なく、焼土の中に焼残りのトタンを葺いたバラック建にあって、心身ともに疲労し切り、茫然たる有様でした。

また国内いたる所では幾万という罪もなき子供達が父を失い母に別れ、住む家を焼かれて巷に彷徨し、戦争によって徹底的に打ちひしがれた青年たちは、やくざ唄や、芸能大会にわずかに慰安を求め、物資の不足が闇屋の横行となり、阿鼻叫喚、地獄さながらの世の出現となり、文字通りこの世の最後かとおもわれる有様でした。

しかし、有史以来の無血革命ともいべきこの転換期にあっては、これ位の混乱もあるいは当然かもしれません。それならば、この混乱をどうして收拾するか。この一朝にして廃墟と化し、すっかり自信を失った祖国をいかにして再建するか。その方法は、その可能性は、やがてこの議論が心ある青年によって、國を憂うる老壯年によって、時の政府によって真剣に考えられはじめました。

まず第一に民主政治は主権の所在である国民の一人一人が、その主権行使するに足るだけの高い教養と正しい判断力を持たないかぎりこれほど危険な政治はない。そのためこの際、社会教育を画期的に振興させねばならないということを考えました。

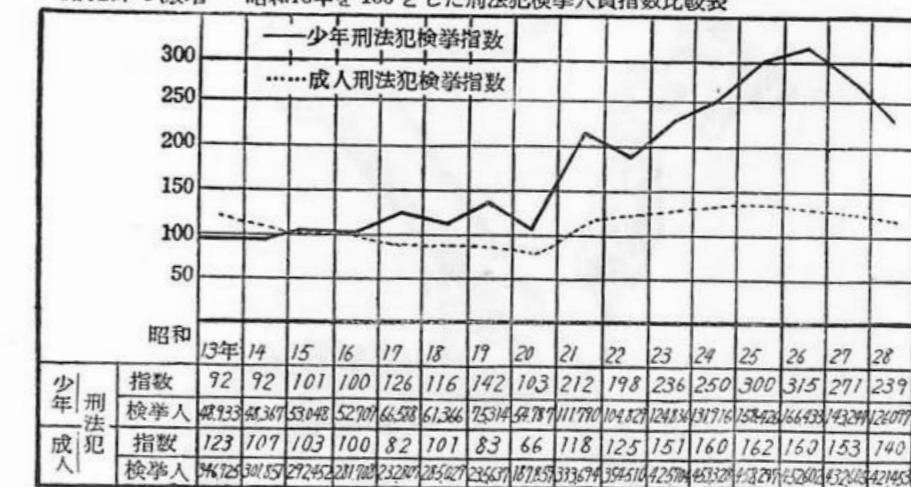
## 戰火止む



混亂



諸犯罪の激増 昭和16年を100とした刑法犯検挙人員指標比較表



第二に、日本がほんとうに民主的な平和国家、文化国家として立ち上がるためには、今までのように政府の命によって民衆が意のままに動くのではなくて、民衆自身の社國建設、郷土再建の自覚にもとづく自主的自発的活動が主体にならなければならぬということを考えました。

第三に、その活動はたんなる観念的のものでなく現実の生活と直接利害関係を持つ郷土の実態を通して行なわれなければならないということをおもいました。

以上のような観点から、ほんとうに日本を再建するには、都會にあると、農村にあると、離島にあるとを問わず、國民の一人一人を立派に育て上げ、その盛り上る力によって郷土を再建させる方向に進めなければならないし、今までのように文化施設を都市に集中させ、都市人と農村人の文化落差のあるのを徹底的に匡正しなければならないということになりました。

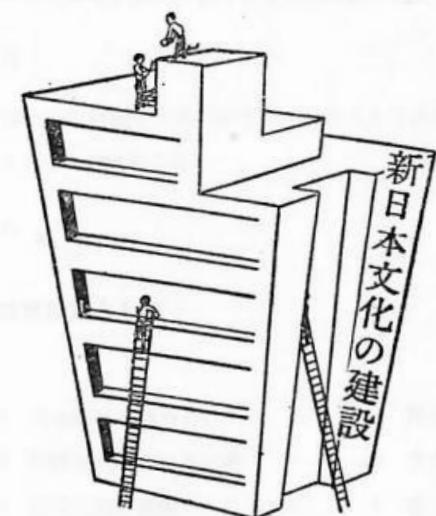
そこでまず個々の人々を育てる体制として各町村に、その郷土の人達が楽しみたいときに楽しみ、学びたい時に自由に学べる施設を与えることが先決問題であるということに結論づけられました。

そして、そこには郷土の人人が自由に利用できるような図書類とか郷土資料とか、展示資料とか、各種の調査統計資料類、それに教養上、産業指導上、生活改善上利用できるような教具教材等も豊富に備えておき、同時に体育レクリエーション、娯楽用具等も備えて、郷土の人達が當時教養を高め得るような環境を整備し、その施設を中心として、いろんな講演会、講習会、討論会等も開いて市民教育に資するようにしたい。また、ここを中心として、地域社会にあらゆる文化機能を総合し有機的な活動をするようしたらよかろうということになったのであります。

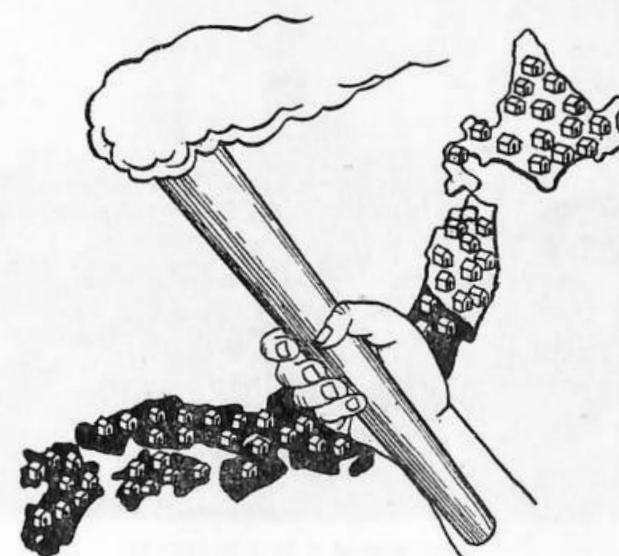
しかも、その運営はあくまでも民主的にしなければならない。つまり民衆の手による民衆のための、民衆の施設でなければならない。そのためには住民各層の代表者を民主的に選んで運営審議会のようなものを作り、その人々の意見を中心として運営するようしたら、ほんとうに民主的な施設にもなろうし、民衆の要望にもとづいた施設ともなろうと考えたのであります。

しかし、この構想に落つくまでは随分検討もしましたし、時日をも要しました。ことに当時は占領下であり、ほとんど一切総司令部の命によって動き、日本側の企画にもとづくものなど考えられなかった時代なので、一般に公表されるまでが大変でした。最初文部省としてこの構想を総司令部に相談に行きましたところ（当時寺中社会教育課長）、終戦前の町内会、部落会の復活を企てるものと誤解され、容易に真意を理解してもらえませんでした。

公民館の誕生 昭和21年7月



燎原の火のごとく公民館設置運動は全国津々浦々よりまき起った



このような迂余曲折を経、ようやくにして総司令部の了解も得、公民館という名称の下に文部次官通牒の形で公表されましたのが、昭和 21 年 7 月 5 日、終戦後 11 カ月、新憲法公布に先立つことまさに 4 カ月でありました。

### 公民館の設置運営について

(昭和 21 年 7 月 5 日発行 122 号文部次官通牒)

国民の教養を高めて、道徳的知識並に政治的水準を引き上げ、また町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えるとともに、科学思想を普及して、平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設のために最も重要な問題と考えられるが、この要請に応ずるために、地方において社会教育の中核機関として図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し、その実現を見つつあるものも少くないことはまことに欣ばしいことである。よって本省に於てもこの種の計画が、全国各町村の自発的な創意努力によって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することとなつたから……適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

この構想がひとびと発表されると、当時もり上がるべくしてもり上がり得なかった日本再建運動に拍車をかけ、たちまちにして非常な反響を示し、公民館建設運動が燎原の火のごとく全国を風靡するにいたり、各地にぞくぞく建設運営されるようになりました。ついで昭和 24 年 6 月 10 日に社会教育法の公布施行とともに、公民館もその第四章において、はっきりと法的根拠をもつようになりました。その後ますます普及発展の一途を辿り現在では全国市町村の 79% にまで設置を見、日本民主化の基盤とし広く世界的にまでその存在を認められるにいたりました。

### 公民館は日本特有の社会教育施設であること

同じく社会教育施設でも、図書館、博物館は世界いずれの国にもありますが、公民館だけは世界いざこの国にも見出しえない日本特有の構想にもとづいたものであって、その点純粹の国産品ともいえましょう。もちろんこれと類似した施設を強いて求めれば、中国の民衆教育館（中共になってから人民文化館という名称に変えましたが）がその事業内容からいって、これに近く、英國のカウンティ、カレッヂ、その他の諸国におけるコムニティ、センターは似て非なるものといえます。

またよく公民館のことを C.P.H といい、逆に公民館とは C.P.H の訳語であって、米国から伝来したもの如く、一時アメリカ人の中にも考えている人があり、日本人の

### これからの日本人

豊かな文化的な教育をもち他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的行動をする人

### これからの教育

学校における青少年を対象とするばかりでなく大人も子供も互に睦み合い導き合って互に教養を高めていかなければならない

### そのためには

### これからの社会教育施設として

公民館は

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 民主的社會教育のため    | 4 民主主義の訓練を行なうため |
| 2 親睦交友を深めるため    | 5 文化交流を図るため     |
| 3 産業振興の原動力となるため | 6 郷土振興のため       |

設置されるものです。



静岡県庵原村公民館成人式

中でさえもそう思い込んでいる人がありましたが、それは飛んでもない誤解であります。名付け親は現文部省社会教育局長寺中作雄氏（当時社教課長）であり、事实上同時に氏は公民館生みの親ともいえましょう。

しかし公民館の名称そのものは、昭和 21 年の次官通牒にはじまつたわけではなく、それより先 5 年前、昭和 16 年岩手県水沢町に、正力松太郎氏がかって恩顧を受けた後藤新平伯を記念して建立した水沢町公民館をもって嚆矢とします。その意味からいっても水沢町の人々は公民館発祥の地と自慢をしております。

このように敗戦下の焼土の中から苦悶に喘ぎながら考えだされたこの公民館の構想がやがては誇るべき文化施設として海外にまで滲透普及する時がくるかもしれません。

### 公民館の趣旨目的はなにか

次官通牒と同時に発表された「公民館設置要綱」では、公民館の趣旨、目的として

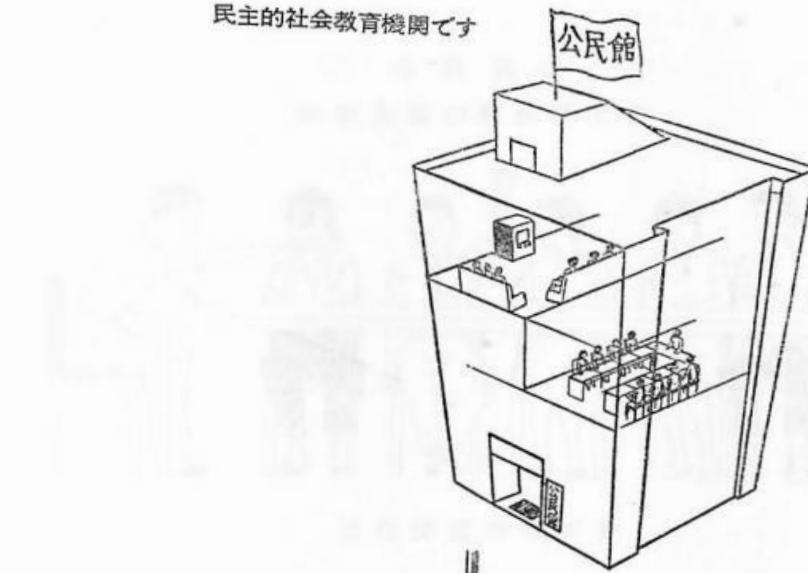
これからの日本にもっとも大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことがある。そしてこれを基礎としてさかんに平和的産業を興し、新しい民主日本に生れかわることである。そのためには教育の普及をなによりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形であるが、今後の国民教育は青少年を対象とするのみでなく、おとなもこどもも男も女も、産業人も教育者もみんながお互に睦みあい導きあってお互の教養を高めてゆくような方法がとられねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此處に常に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互の交友を深める場所である。それはいわば郷土における公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村における文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生みだす場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのでなく、真に町村民の自主的な要望と協力によって設置せられ、また町村自身の創意と財力によって維持せられてゆくことが理想である。

と述べ、さらに具体的に公民館運営上の目的として、

#### 1 公民館は民主的社會教育機關である。

公民館は町村民が相集って教え合い導き合いお互の教養文化を高めるための民

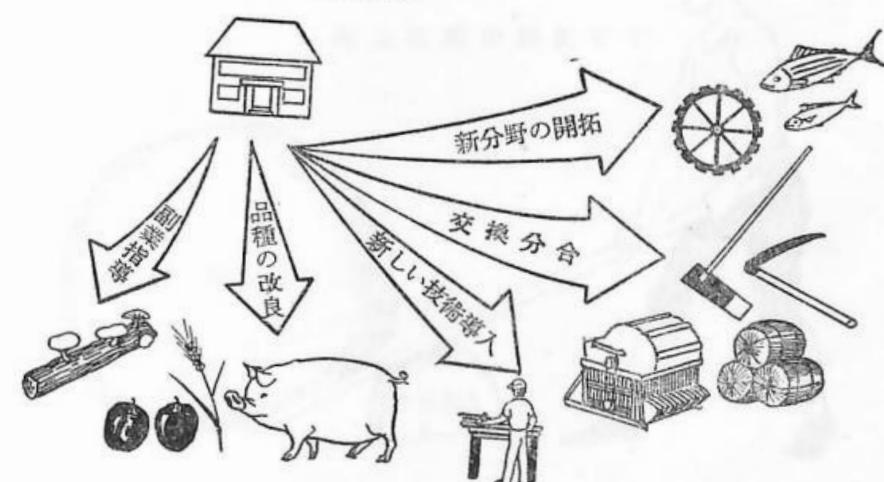
公民館は  
民主的社會教育機關です



公民館は村の茶の間です  
親睦交友を深める施設です



産業振興の原動力です



主的な社会教育機関であるから、町村民が進んで教えを受け楽しんでこれを利用するように、努めて図書や機械類等の設備を充実し町村民にとってありがたい便利な施設として感謝されるように運営されねばならない。

#### 2 公民館は、町村民の社交機関である。

公民館は同時に町村民の親睦交友を深め、相互の協力和合を培い、もって町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、なるべく堅苦しい窮屈な場所でなく、明朗な楽しい場所となるように運営されねばならない。

#### 3 公民館は産業振興の原動力である。

公民館はまた町村民の教養文化を基礎として郷土産業活動を振い興す原動力となる機関であるから、町村内における政治、教育及び産業関係の諸機関が一致協力してその運営に参加し、かくして教化活動と産業指導の活動が総合的に推進されなければならない。

#### 4 公民館は町村民の民主主義的訓練所。

公民館はいわば町村民の民主主義的な訓練の実習場所であるから、館内においては性別や老若貧富等で差別待遇することなく、お互の人格を尊重しあって自由に討議討論する間に自分の意見を率直に表明し、また他人の意見は率直に傾聴する習慣が養われる場所となるように運営されねばならない。

#### 5 公民館は文化交流の場である。

公民館はまた中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所であるから、進んで各方面の中央講師を招いて意見をきくとともに地方の事情を中央に通じてもらい、日本中の人が仲良く理解しあって日本再建に協力する原動力となるように運営されねばならない。

#### 6 公民館には青年の積極的協力が大切である。

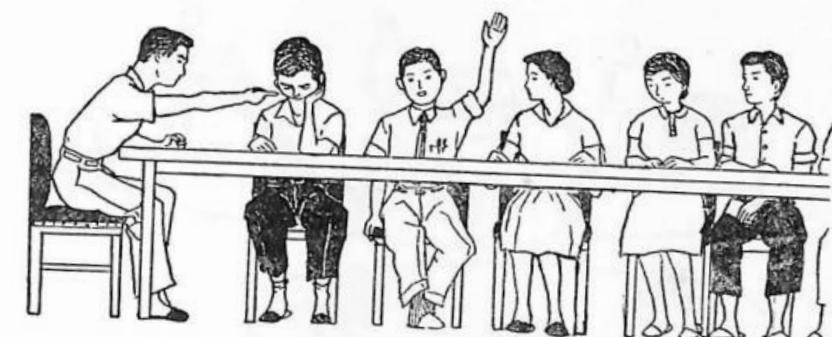
公民館は全町村民のものであり、全町村民を対象として活動するのであるから町村内各種の機関がこれに協力すべきはもちろんあるが特に青年層こそ新日本建設の推進力となるべきものであるから、この施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加が望ましい。

#### 7 公民館は郷土振興の機関である。

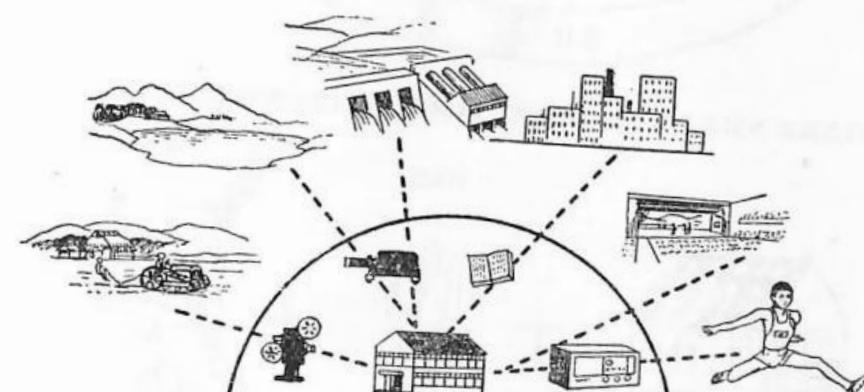
公民館は郷土振興の基礎をつくる機関であって、郷土の実情や町村民の生活状態等にもっとも適合した弾力性のある運営がなさるべきで、決して画一的形式的非民主的な運営に陥らぬように注意しなければならない。

と七項目を挙げております。

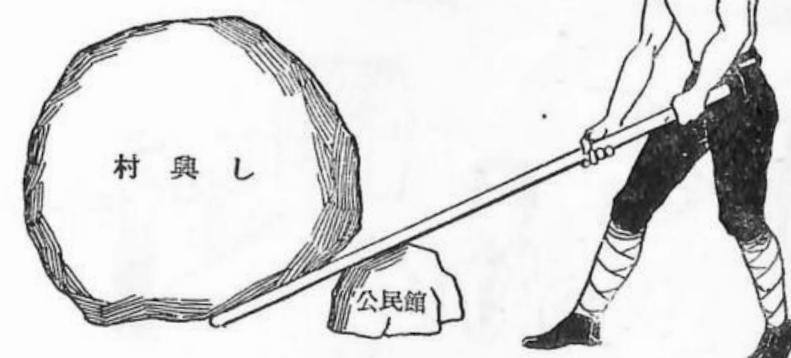
公民館は  
民主主義の訓練場です



文化交流の場です



郷土振興の機関です



社会教育法が誕生するにおよんで、その第20条にはっきりと公民館の目的を

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活にそくする教育、学術および文化に関する各種の事業を行ない、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の強化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(社会教育法第20条)

どうい、ここにおいて公民館の目的が、初めて法的に明確にされたわけあります。これを要約致しますと、

1 公民館は地域的基盤に立つ教育施設であって、その事業の対象は市町村その他の一定区域内の住民であるということ。したがって県立公民館の考え方は否定されること。

2 公民館は、その地域社会の実生活にそくした教育、学術、文化に関する各種の事業を行なうことが、その活動内容であること。

3 公民館が、各種の事業を行なうのは、直接的には人間形成、間接的には社会形成を目的としていること。

となります。

この場合、「実際生活にそくする」という言葉のはいっているのは、公民館における教育活動が、いわゆる教養のための教養になって、たんに観念的なことばかりに走らず、生産教育、生活教育、産業教育、職業教育というような、実際その郷土にとってもっとも必要とする教育を中心とすべきことをのべたのであります。

また、今一つ往々にして誤解を招くのは、最後の社会福祉の増進に寄与するという言葉であります。一般行政あれ、教育行政あれ、社会福祉の増進を究極の目的とする点では共通であります。それを逆用して、公民館活動になにもかもとりこんで、中には道路工事をやったり、福祉事業という意味で保育所を経営したりしているところがあります。これなどはけっして公民館の目的を理解したものとはいえません。

### 公民館の本質はどんなところにあるか

公民館の本質は二つの面から考えられます。一つは機能的な面、他の一つは性格的な面であります。

#### 1 機能的性格

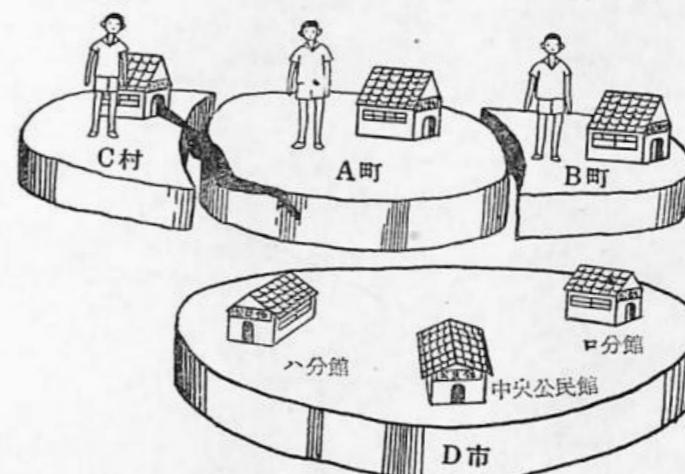
公民館の機能的性格として次のことが考えられます。

##### (1) 事業主体としての性格

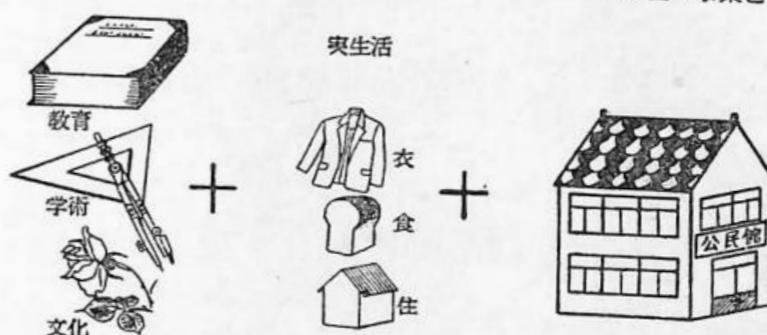
定期講座を開設すること。

### 公民館の目的は（社会教育法20条）

#### 1 公民館は市町村その他一定地域内の住民を対象にする



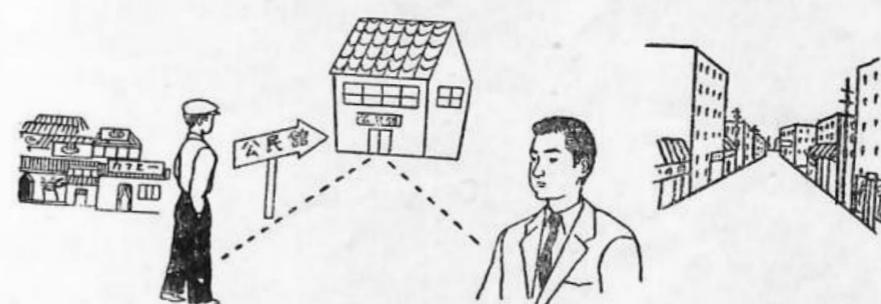
#### 2 地域社会の実生活に即した教育、学術文化に関する各種の事業を行なう



#### 3 公民館が各種の事業を行なうのは

直接的——人間形成

間接的——社会形成



青年学級を開設すること。

討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催すること。

図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。（社教法第22条）

しかし、なにも、これだけに限られたことでなく、第20条の目的に合致したものであれば、その地域社会の要望と実情に応じいろいろの活動内容が考えられます。

#### （2）各種の団体機関の連絡機関としての性格

公民館は、社会教育のための中核的な施設ですが、その機能を充分にはたすためには、地域社会内にある教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等の各団体機関と直接な連絡協調が必要になってまいりますし、その事自体がまた公民館の一機能であるともいえます。最近、公民館を中心として地域社会教育総合計画が各地で計画されているものこの意味からであります。

#### （3）社会教育の場としての性格。

公民館は、自ら主体性をもって各種の事業を企画実施するとともに、その施設を住民の公共的利用に供することも、役割の一つであります。住民自ら計画する社会教育的な事業とか、その他公共的目的のために、公民館の施設が一般大衆に広く門戸を開放し、自由に利用してもらうこともまた公民館設置の目的の一つであります。

### 2 本質的性格

公民館の本質的性格として考えられるものは、教育性、民主性、科学性の三つに要約されるのではないかとおもいます。

#### （1）教育的性格

公民館は、社会教育法にもとづいた社会教育のための施設であります。したがってその行なう活動事業はすべて教育的立場を忘れてはなりません。映画を上映するにしても、演劇を行なうにしても、普通一般の興行的映画館や劇場と違って、その上映、上演するものの選択については、充分に配慮する必要があります。また食堂を設けるにしても、酒を販売するなどの事は当然禁ぜられなければならないし、その経営方法にしても丁度学校に設けられた食堂と同じような注意が必要になってまいります。

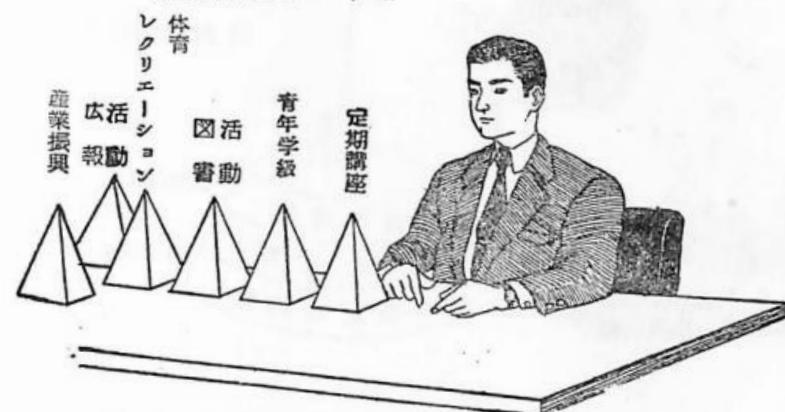
また、講座とか講演とか、講習会などを開く場合でも、教育基本法にある政治教育、宗教教育の条項の精神を充分に尊重し、教育的中立性を守るようにすることが大切であります。

なお最近、村作り運動や、町作り運動と、村勢振興計画とか、産業振興計画とか、郷土開発計画をたてることが、さかんになり、公民館がそれにタッチすることに関連して

### 公民館の本質は

#### 1 機能的性格

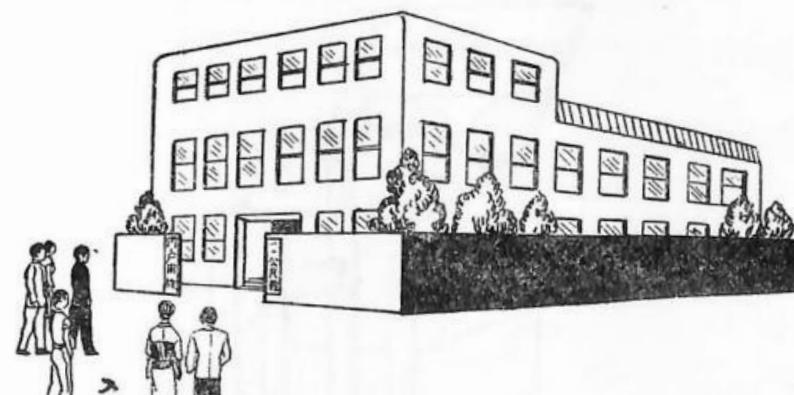
##### 事業主体としての性格



##### 各種団体機関との連絡調整機関としての性格



##### 社会教育の場としての性格



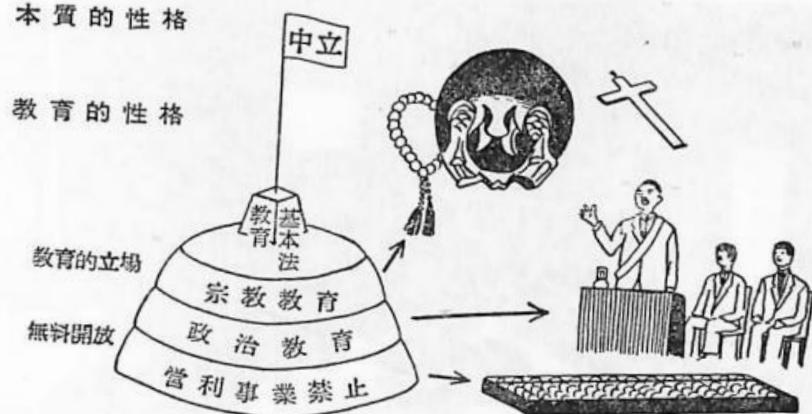
賛否両論がしきりにたたかわされています。これらの計画はいざれも地域社会の福祉増進のための計画であり、したがってその地域の個人であると団体機関であるとを問わず、皆共同の責任をもっております。公民館としても、当然責任の一半があるわけで、ただその役割は公民館の目的性格から考えて、あくまでも教育的立場、つまり人間形成の面からでの協力でなければなりません。産業振興計画が村でたてられるとすれば、当然それに伴なう産業教育計画がたてられなければなりません。その部面の担当が公民館であります。公民館活動に対する情熱のあまり、また公民館主事さんの有能なあまり、一般行政に属する面までみなとりこんで、しまいには收拾のつかないことになり、公民館は行き詰ったなどという叫び声をあげるような事例がままあります、これなどは公民館の性格に対する認識の誤りから生じた悲劇であるといえましょう。

## (2) 民主的性格

公民館は、上から与えられた施設ではなく、町村民がみずからの教養を高め、みずからの生活を豊かにするために、みずからの手で、みずからの利益のためにもり上がる力によって設けられたものでなければなりません。そしてその土地に住んでいる人であれば、老若男女、性別を問わず、経済的条件に関係なく、誰にでも自由に利用し、活用してもらうものでなければなりません。会員制度をとり、会員でなければ利用できないなどということでは、公民館の性格がまったく失われることになります。そうまでしなくとも結果的に見て特定の人だけに利用されて一般大衆から見放されているようでも、これまた本質から外れた運営といえましょう。運営審議会を義務設置にしたのも、公民館が、館長、主事の一方的な運営に陥らないよう、住民の意志要望を大幅に反映させるためにとられた措置であります。その意味からいって、公民館は、民主的社会教育施設といえます。

最近、公民館の建築にあたって、民主的建築様式という言葉が使われるようになりました。それは、普通今までの建物は正面に玄関があるけれども、大勢の人間が一度には入るのには不便にできており、講演会などの場合でも、玄関にわざわざ「参会者は裏口にお廻りください」とはり紙をして、いわゆる玄関払いをくわし、来賓しか通さないという場合が多いのです。このやり方は、きわめて封建的であり、少なくとも民主社会教育施設にふさわしくないという反省がでてきたわけであります。誰でもが大手を振って、堂々と正面玄関からは入れるようにすべきであるし、建築様式もそれにふさわしいように考えられなければならないというのであります。近頃新築された公民館のほとんどが、この趣旨に沿った建築をしておるのは、公民館の民主的性格の徹底化といえましょう。

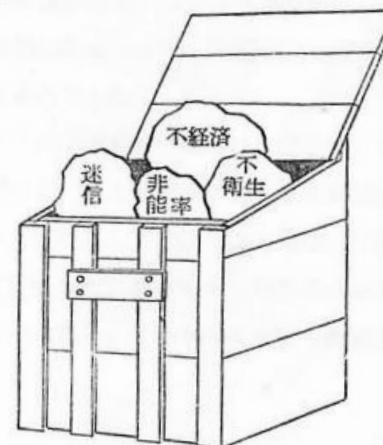
## 2 本質的性格



## 民主的性格



## 科学的性格



### (3) 科学的性格

公民館設置の目的は、たびたびのべましたようにその運営を通して私たちの人間性を完成し生活を豊にし、楽しい明るい、住みよい社会を建設し、充分に近代文明の恩恵に浴そうという点にあります。言葉をかえていうと、私たちの個人生活、家庭生活、社会生活にある不合理な点を発見し、それを合理的なものにすることにネライがあるともいえましょう。

そこで、公民館の活動は、いつも科学的な立場に立つ必要があるわけであります。民衆は絶えず進歩します。科学もまた日進月歩であります。昨日の是は、すでに今日否となることもあります。それなのに公民館だけが、いつまでも古い型にこびりついていたのでは、所謂後民館で大衆から見放なされ、役に立たない無用の長物扱いを受けるのも当然であります。

昭和29年度には、29年度の科学的水準で、29年度の知性で公民館は運営されなければならぬのであります。公民館は民衆とともに進まなければなりません。

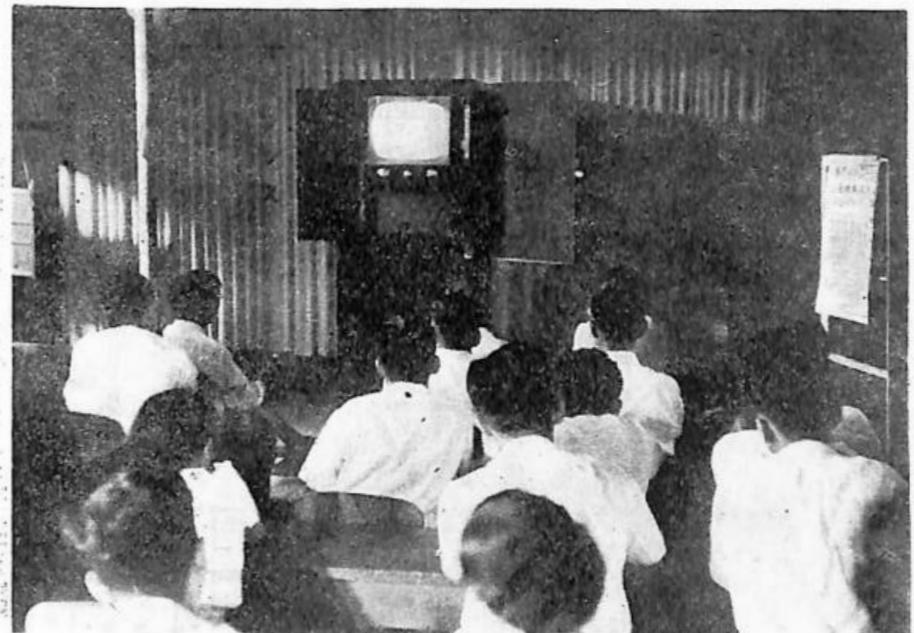
いま一つ問題になることは、公民館の活動計画はたんなるおもいつきでなく、科学的根拠に立脚しなければならないことであります。それには、地域社会の実態把握と現状分析、それにそこにある緊張関係とその発生過程、そのような問題を自然科学、社会科学等の領域から総合的に研究し、それらを基礎として立案しなければならないことであります。

### 科学的性格

#### 進歩した科学教育の実施

- 1 科学的に物を考える
- 2 科学的、技術的知識を習得させ、その応用に努める
- 3 科学的に物を処理する習慣を養う
  - 1 私的生活の合理化
    - ① 衣食住の改善
    - ② 日常生活に関する科学的常識の養成
  - 2 市民生活の合理化
    - ① 封建制の打破
    - ② 社会事情に関する一般常識の涵養
    - ③ 公衆衛生観念の啓発
    - ④ 公共的利害に対する正当なる判断

科学の進歩に対応する加古川市公民館



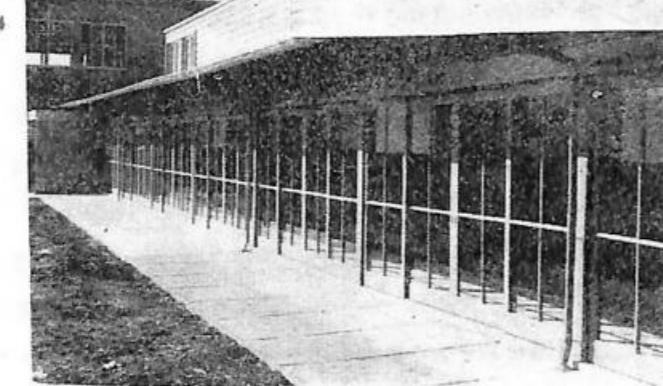
テレビ観覧中の加古川市民

最近テレビの発達とともに、その教育的利用価値については、すでに論議の段階をはなれて、現に東京ではテレビ教育普及協会なども誕生し、テレビを備え附けて学校教育に利用している所も30校あまりできてきております。なおまた一般国民のテレビにたいする興味関心も日増にさかんになり、食堂、喫茶店などが顧客吸收策としてこれを利用しているのを見てもその一端がうかがわれます。

公民館がその活動を効果的にするために、視聴覚教育の活発化につれ、一昨年あたりからテープコーダーを備えつけ時には自作のスライドと併用して、住民から喜ばれている所が随分あり、ことに新潟県などではほとんど全部の公民館が備えつけている有様ですが、テレビだけは、地域によることと、値段が少しかさぶるだけに、公民館の備品となる域にまではまいりませんでした。

ところが、本年度になって、公民館の科学性、進歩性が主張されると共に、その運営面において設備の面において、絶えず民衆の先に立たねばならないということから、設備、備品の充実が目立ってまいり、この図の加古川市公民館を初めとして、ぞくぞくテレビの備えつけがはじまりました。加古川市公民館のテレビはC. B. S. コロンビヤ21時受像機で、一般市民のみならず、小中学校生徒の教育上にも利用され、非常な効果をあげております。

2) 姉ヶ崎町公民館（千葉県）



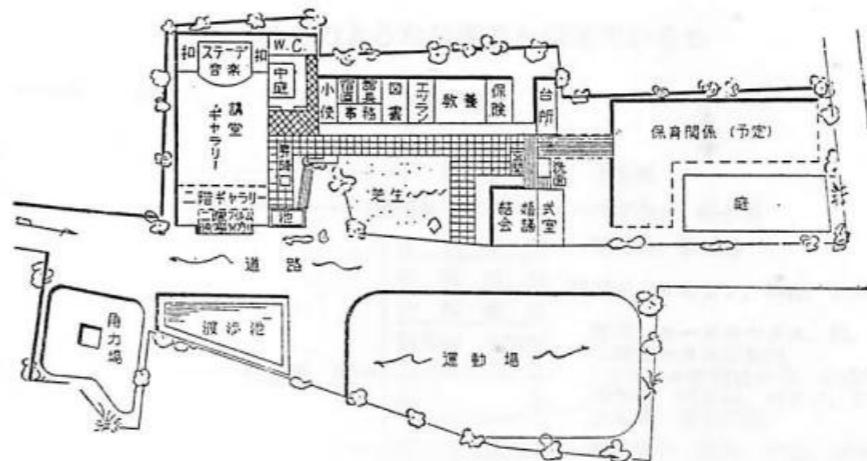
側面図

平面計画要旨

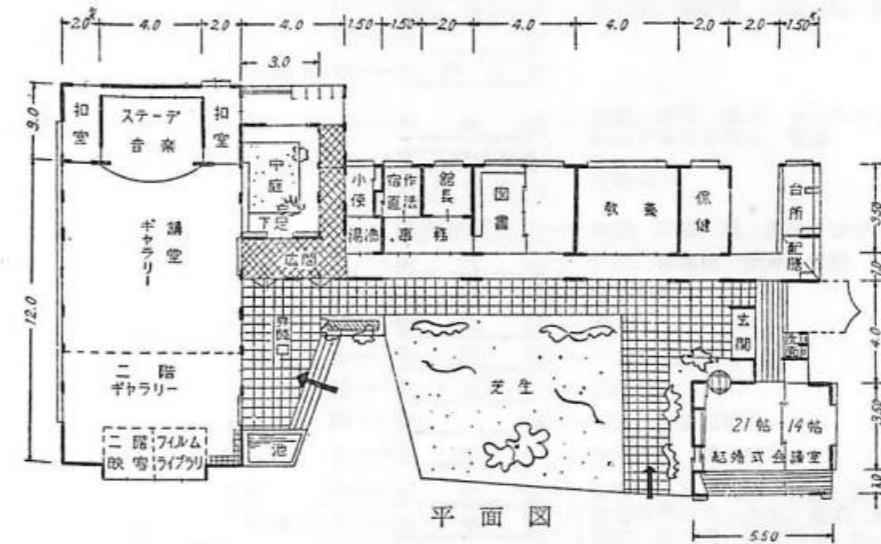
- 1 中央公民館を日常利用する町民4千名を対象として計画しました。
- 2 財源・敷地の制約の中にも、社会教育関係団体等の意見を多く取り入れました。
- 3 館全体に近親感を持たせるように立体感・採光・色彩に注意しました。
- 4 「ホール中心」を排して、使用上の便に注意し、同時に數カ所の使用が出来るようにしました。
- 5 災害防止に注意し且将来の増築が出来るようにしました。

工事概要

工事名称 姉ヶ崎町中央公民館新築工事  
位 置 姉ヶ崎町姉ヶ崎・妙経寺境内  
設計監督 東京第一設計事務所 一級建築士 近藤正吾氏  
指 導 文部省・県教育庁  
施 工 松田建設株式会社  
工 事 費 630万円（内備品費50万円）  
敷地面積 425坪  
建物面積 202坪91  
構 造 木造平家建  
着 工 昭和28年6月10日  
落 成 昭和28年10月28日



概念図



平面図

財源概要

一般財源より支出 600万円 補助金 20万円 寄附金 10万円

年 度 別

26年度	100万円	} 28年度に現金繰越
27年度	130万円	

28年度 420万円

町民の協力

勤労奉仕 800名 十月末現在（青年団、婦人会、中学校生徒、一般町民）  
物品寄贈 (町議会、町教育委員会、商工会、漁業会、婦人会、青年団、社会福祉団体、一般町民、町外有志者)

## 設備、備品の整備と配置利用

公民館の事業が地域社会に深く根をおろし、その活動内容も充実するにつれて、公民館の建物も従来よく見受けられるような、單なる集会所的なホール中心主義から、最近ではいろいろな事業活動が同時に行なえるような施設をもった公民館が要望されるようになってまいりました。

長期に亘る講習会とか、講座とか、各種のグループの集会等にもいつでも応ずることのできるような各種の小集会室や講座室などが数多く設けられるようになってきました。

このように建物が充実されるにつれ、設備、備品の整備が目立ってき、なかでも最近視聴覚教育の重視とともに、その器具機材の充実は注目されてよいことあります。

昭和23年度全国公民館における教養器具機材の購入調査を見ましても、幻燈器、蓄音機、拡声器、ラジオ聴取器、テープレコーダー、16mm映写器、電気蓄音器などが多数購入されており、また各地に有線放送施設が整備されて、屋内、屋外に多角的に利用され好評を博しています。

このほか、いろいろな実験施設や実習用の産業器具も豊富に備えられるようになってまいりました。図書室もまた公民館に於ける重要な役割を占め蔵書数も逐年目立ってきました。

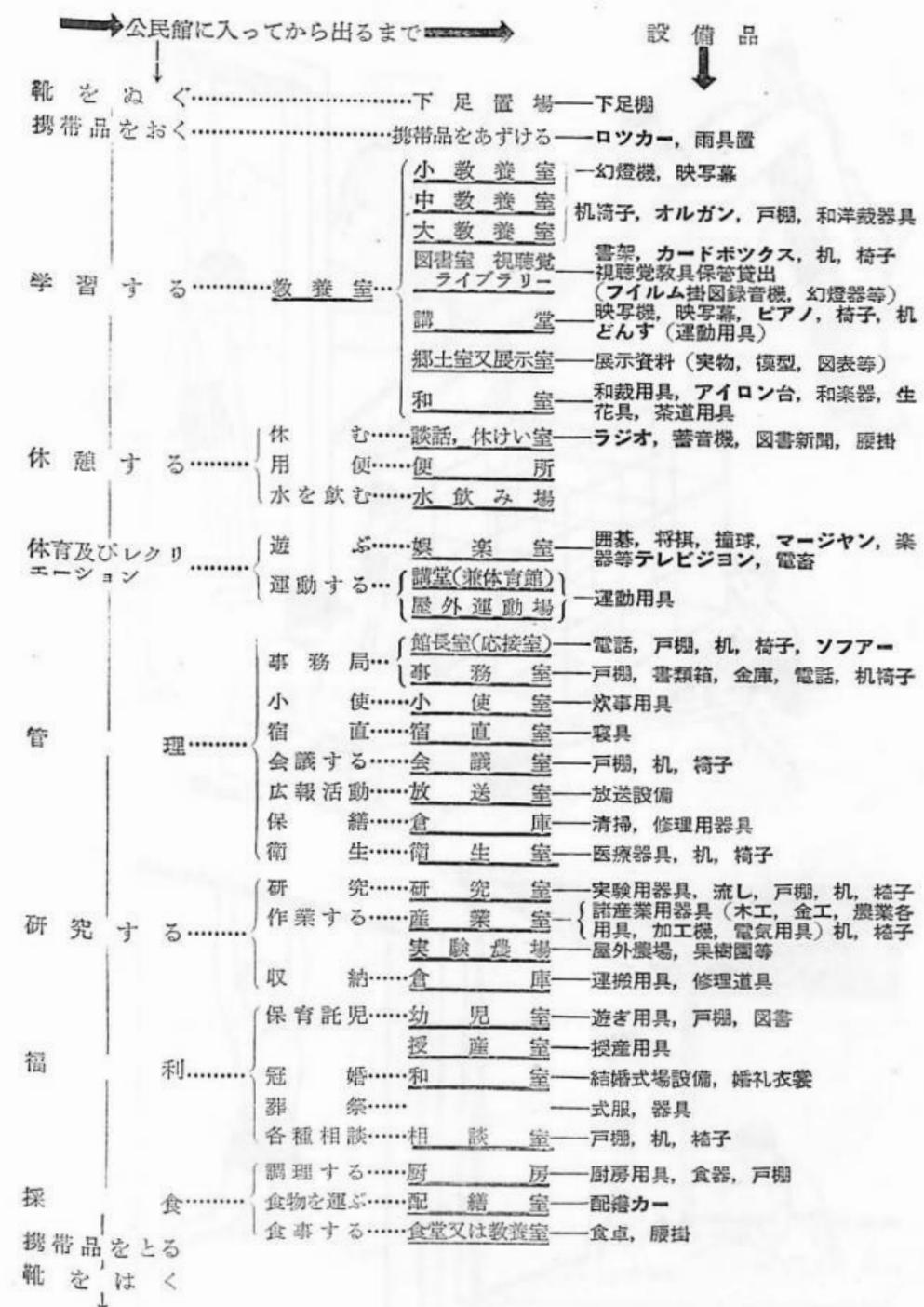
いま、公民館の施設備品を大体次のように分類して、その配置利用状況を少し具体的に述べてみましょう。

- I 教養用器具器材
- II 生活改善、保健衛生用器具器材
- III 児童用施設、備品
- IV 産業教育用器具器材
- V 体育レクリエーション用施設、備品
- VI 視聴覚用具
- VII 図書
- VIII 郷土資料

### 教養用器具器材

公民館では一般教養のために、成年学級、社会学級、青年学級、婦人学級等の各種の講座が行なわれていますが、これらの講座講習等には主として公民館の講座室あるいは会議室が利用され、室内には受講者のための黒板、机、椅子は勿論、とくに夜間参加する人々のために照明には特別の配慮がなされ、明るく落ついた壁面や、外部からの騒音

## 公民館にはどのような設備品を備えているか



防止をするとか、また照明には最近蛍光燈の利用が目立って多くなってまいりました。

なお専門教養講座として、モーター、ダイナモ、ラジオ等の講座等も各地の公民館で行なわれていますが、新潟県の十日町公民館ではそれらの修理用具一式を備えており、埼玉県の小鹿野町公民館では自動車、三輪トラック等の講習が定期的に行なわれ、おののおの一台づつ備品として備えており、講習生の中から年々多数の免許証合格者をだしております。また大阪府守口市公民館や、福岡県庄内村公民館では珠算講習会用のソロ盤を多数備えつけ、講習生中よりこれまた多数の珠算検定試験合格者を出しております。なお最近市になった兵庫県三木市公民館では、金物工業の中心で毎年多数の製品を海外に輸出する関係上、地元の要望で英語講座、タイプライターの実習講座を開いていますが、その教具として、和文と英文のタイプライターを各数台備えつけております。

#### 生活改善、保健衛生用器具器材

最近とくに農村地区の公民館では、生活改善、保健衛生の活動が活発に行なわれてきていますが、高知県の大篠村公民館では、幻燈器とテープレコーダーを併用して村の迷信打破と保健衛生に効果をあげており、岡山県西山村公民館、青森県板柳町公民館等では、医務室を設け、医薬、顕微鏡、体重計、身長計、肺活量計、坐高計、視力計、握力計等を整備し、応急手当とか無料健康診断とかトラホームの予防等に大変好成績をあげております。ことに多いのは、結婚改善の意味から結婚衣裳一式の備えつけであります。和式だけのところ、洋式のものと、さらに花むこ用のモーニングまでも備えている町もでまいりました。中には冠婚葬祭ということから、三重県尾鷲町公民館のように靈柩車までもっている所もあります。

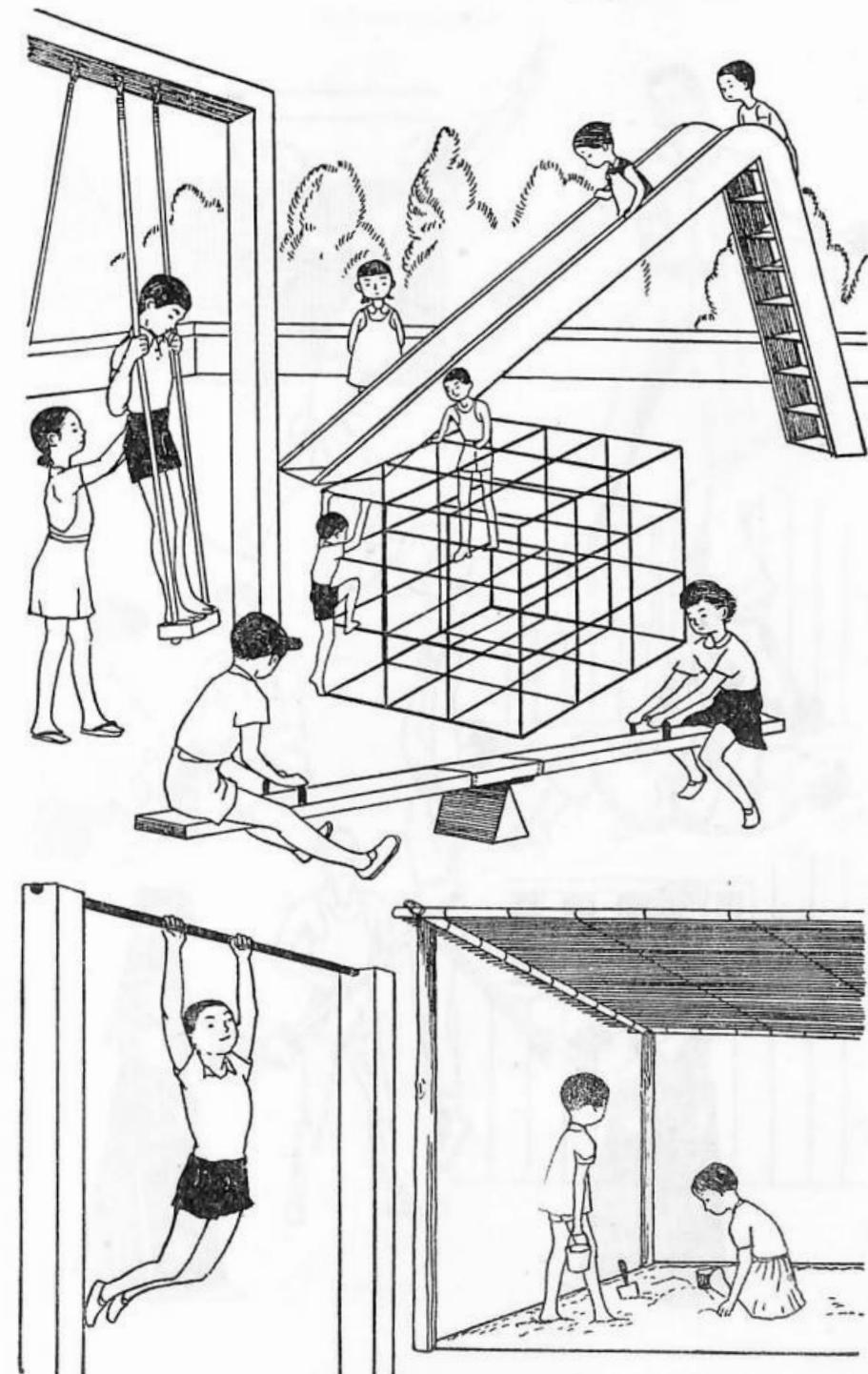
なおモデル台所、改良カマドの備えつけは数年前ならいざ知らず、いまでは農村公民館では当然のことになりました。島根県の畠迫村公民館では、パン焼カマドを備えており、徳島県久勝町公民館では、水洗便所までをつくっています。大衆の啓蒙には理論よりは実物教育の方がはるかに効果のあることは、すでに実験済であるからであります。

このほか、ミシン、アイロン、たち台、こて、花器、茶道具等の備品も数の多少はあります、ほとんど備えつけていない所がなくなりました。

#### 児童用施設、備品

山口県萩市公民館、北海道帯広市公民館等のように公民館の敷地内に児童の遊び場を設けている所がだんだん増加してまいりました。同時に山形県鶴岡市公民館などのように市立図書館のあるような所ではとくに公民館の図書を児童中心に運営し、同公民館のユネスコ子供会などのように子供のグループ活動を併行的に組織している町などもボツボツ見えてきております。

#### 公民館の児童施設



なお一般的には、幼児向の絵本、紙芝居、オルガン、レコード、幻燈等が準備され、室内にはスペリ台、シーソー、ブランコ等を備えつけている町もあり、屋外にも児童遊園地という程までには整っていないが、砂場位の施設は普通になりました。そして農繁期などには、大抵これらの施設を利用して臨時の託児所等を開設している公民館も相当多くなっております。

#### 産業教育用器具器材

住民の生活に直結した要望にこたえるために、公民館が農業、商業、林業、畜産等いわゆる産業指導面の講習、講座等をさかんに行なっていますが、そのために脱穀機、精粉機、精米機、製麵機等を備える町が多くなりました。

石川県富貴村公民館は耕耘機数台を購入し、機械力による増産の指導に活躍しております。又福岡県方城村公民館のように科学研究室を設け、肥料等を購入する場合には一応そこで実験して見るとか、島根県の畠迫村公民館のように気象観測用の湿度計、風速計、気圧計とか、酸土検定器とか、病虫害駆除のための噴霧器を備えつけている町なども、いまでは決して珍らしくありません。

なお愛知県大口村公民館は、飼育所を設け名古屋コーチンの品種改善に大いに努力しております。

#### 体育レクリエーションの施設、備品

春秋二回の体育大会とか、町村民運動会とか、各種の運動競技の大会とか、講習会とかがドンドン開催され、公民館が文字通り地域社会の体育レクリエーションの中心となるにつれて、そのための施設用具も漸次整備されてきました。

野球のグラウンドをもっている所はあまりありませんが、テニスコート、バレーボール、バスケットコートは相当ありますし、野球、庭球、排球、バスケット、卓球、ペドミントンの用具、円盤、砲丸、槍、ハンマー等の競技用具、飛鏢、マット等の体操用具さらに柔剣道のためのタタミとか、柔道着、剣道の胴、面、籠手、竹刀等を備えつけている所もあります。

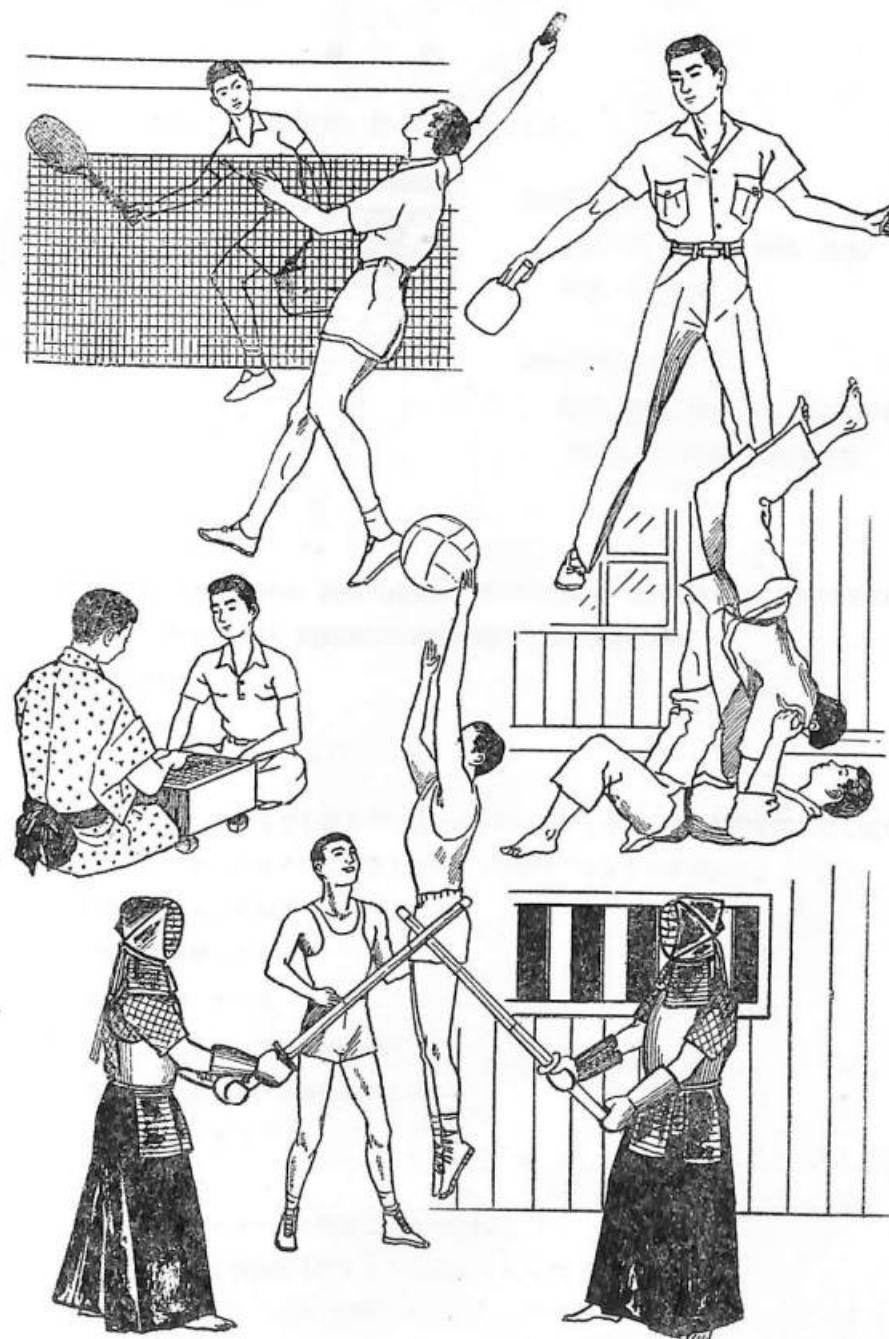
さらに室内用具としては、麻雀とまではゆきませんが、碁、将棋等はほとんど備えており、中にはグループを作り、有段者を招いて指導を受けている公民館もあります。

香川県小豆島の苗羽村民館では、撞球台をそなえ大いに好評を得ているようですが、これなどは、極めて珍らしい例であります。

#### 視聴覚用具

視聴覚教育のさかんになるにつれ、この方法は公民館の各種の教育活動に大いに活用

公民館の体育レクリエーション施設



され、幻燈機、映写機、紙芝居等は勿論のこと最近物品税の免税措置がとられるようになつたので、ピアノ、オルガン等も大抵の公民館に設備されてきました。三重県の御薗村公民館では管絃樂器を一揃そなえ婦人による管絃樂團を作っておりますが、これなどは注目すべきことでありましょう。また近頃、自作のスライド、自作のフィルムによる上映が非常にふえてきたことに驚きます。これは、視聴覚教育の一軒機といえるかもしれません。

なお兵庫県加古川市公民館では、移動公民館として自動車を備え、紙芝居、幻燈、映写機などを積み、各部落を巡回、さらに最近テレビまで備えました。

#### 図 書

公民館の図書室の図書は、必ずしも市町村民の要望にこたえ得るだけの蔵書数、蔵書内容をもつ程にまではなっておりませんが、最近の実現は見るべきものがあります。今まで、公民館の図書室というと大方は、利用価値の少い古い本とか、雑誌類が雜然と並べられている程度で問題になりませんでしたが、最近では整理も行き届き、年間増加数にしても、蔵書構成にしても見るべきものがあるようになりました。福岡県方城村公民館などは、村でありますながら優に図書館法による最低基準300冊を突破しており、中には一万冊以上に達するものまで、でてまいりました。また帯広市公民館等のように、すぐ傍に市立図書館があるために公民館の図書室は雑誌専門として約80種位のものを備えつけるという特色ある行き方をとっている所もあります。

#### 郷 土 資 料

公民館の目標は地域社会の福祉増進にありますので、その事業計画立案には、郷土に対する正しい知識と理解が必要であります。そのために郷土についての歴史的知識と現状把握とその分析が大切になってまいります。

つまり自分たちの郷土の生活環境がどんな風になっているか、またとなりの町村と比較してどんな立場にあるのか、また府県全体との関係は一体どのようになっているのかまた全国との関連は世界との関連はどのようにになっているか等を知らなければなりません。その意味からして、最近どこの公民館でも郷土資料の蒐集が行なわれ、なかには立派な郷土室を作っている所さえもあります。

郷土資料として設備されているものは普通次のようなものであります。

I 郷土の位置、大きさ、地勢、気候、天然資源、土壤、水源、動植物等の自然的基盤についての資料

II 人口構成、職業構成、人口動態、人間関係、生活様式等の人間的基盤についての資料

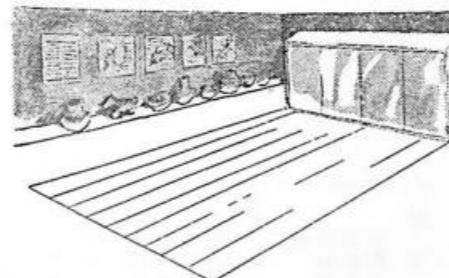
III 産業の起源や発達、衣食住の様式の変遷、交通機関の発達、年中行事、社会慣習等

の変遷、歴史上の人物遺跡等歴史的基盤についての資料

IV 古墳、出土品、郷土藝術等の考古学的民俗学的資料

#### 展 示 室

この室には図表類および実物資料が展示されています。



図表類とは

地図、表、グラフ、図解、漫画、写真、年代表等

実物資料とは

模型、標本、郷土物産、郷土の有形文化財、その他博物館的資料等

#### 内 容

社会科関係資料、財政関係資料、政治関係資料、厚生関係資料、生活関係資料、産業関係資料、文化関係資料、市町村勢資料、時局及び広報関係資料、公民館関係資料、その他博物館的資料

#### 効 果

これら展示資料は結局、子どもでも老人でも誰れどもが一見して考えたり、説明を聞かなくても理解できるようにつくられていますので教育上次のような効果が上げられます。

- 1 興味をもつようになる
- 2 記憶力が明瞭になる
- 3 思考力が働いてくる
- 4 推理力、判断力、想像力が発達する
- 5 望ましい態度、禮、習慣等が養われる
- 6 経験が豊富になる

さらに

- 1 見ることによって一目で問題の所在を把握し
- 2 理解して結果を行動にうつすようになる

## 公民館の組織機構

公民館の構成要素はなにかといいますと、第一は人(役職員)であり、第二は施設(建物および設備品)であるといわれています。そしてさらにこれら両者は公民館活動を行なう上にもっとも重要なことであるとして、公民館関係者はよく車の両輪にたとえています。つまり、独立した建物を持たない公民館は考えられず、また建物だけではどんなに立派でも実際にその運営の衝にあたる職員組織にその人を得なくては到底公民館活動は期待できず、この両方を兼ね備えてこそはじめて公民館という車が動きだすのであります。しかもその方向をきめ後押しをするのは一般民衆であります。

### 1 公民館の組織機構図

どのような仕事を行なうにも「人材をいかに見出しあいかに活用するか」が仕事を行なうための鍵となります。そしてその仕事が不振であるとか当初の期待通りうごかなかつたときにはその原因を早くさぐらねばなりません。それにはあらかじめ組織図を作製しておけば容易に運営上の非能率的不合理的な点を一見して発見できます。このためどの公民館でも組織図を作製しております。一例を示すと図表の通りであります。この組織図を見ますと、そこには館長以下職員をもつ事務局、各層よりなる館長の諮問機関である公民館運営審議会、直接事業活動を展開する事業部、各部落に点在する分館、そしてその背景に公民館を支持しこれと協力する一般民衆があります。つまり一般民衆を支柱として公民館が存在しているのであって公民館の傘下に一般民衆がくくりつけられるのではありません。

### 2 組織は成長する

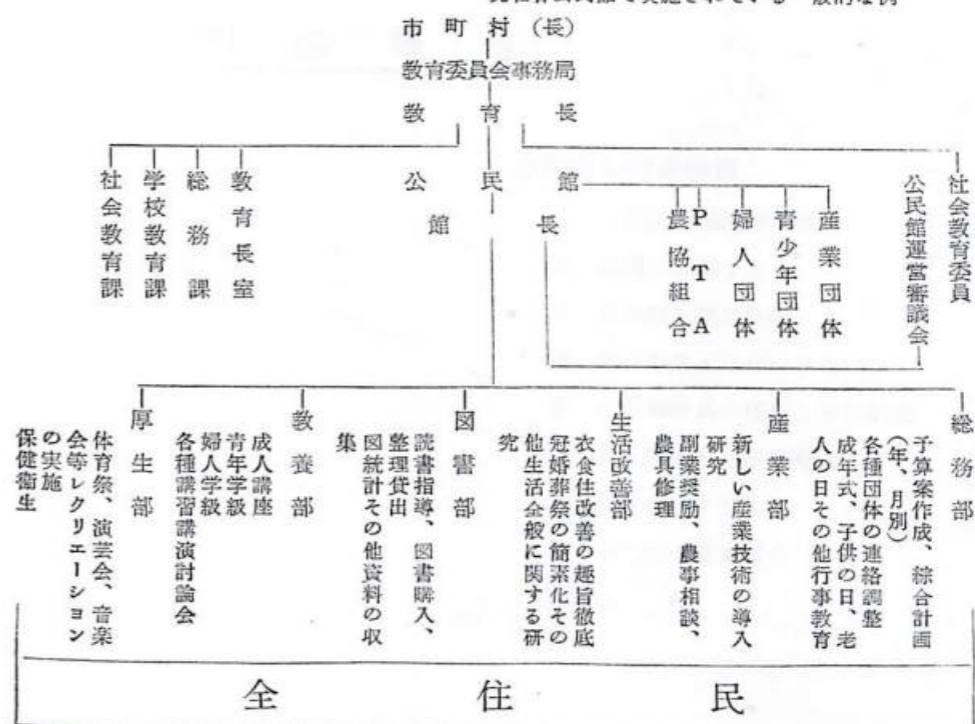
公民館の組織は、どこの公民館でも同じということでなく、またいつでも必要に応じて変更することができます。それは各公民館が最高の能力、最高の効果をあげ得るよう編成されるため、別に中央からの命令によって組織がつくられたり、中央からの通達事項について事業を行なったりすることはありません。あくまでも市町村の公民館が独自に自身の要求に応じて編成されるものでこの点がかかるての異賛会のような上意下達式な組織と異なるわけです。したがって次の図のいくつかが皆異なっているのは、公民館活動が活潑になるにつれ組織機構もまた成長していくため、各地域性に応じてそれぞれ独自の花を咲かしているようなものです。

### 3 公民館の職員組織

公民館の実態を見ますと、館によって多少違いますが、職員として館長、主事、書記講師、雇傭人等の名称のものを置いております。

## 公民館の組織

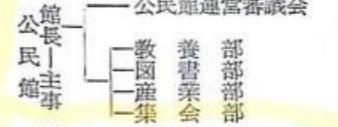
現在各公民館で実施されている一般的な例



## 全住民

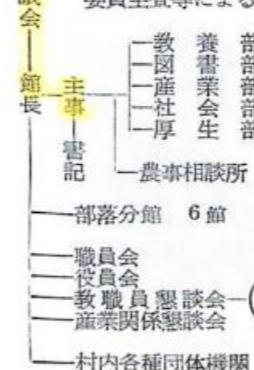
### 組織は生長する

昭和21年7月文部省提唱当時の公民館組織



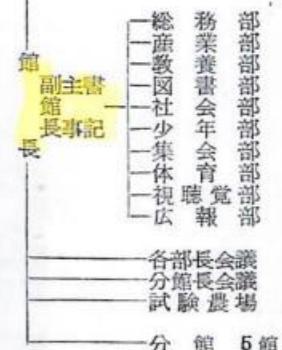
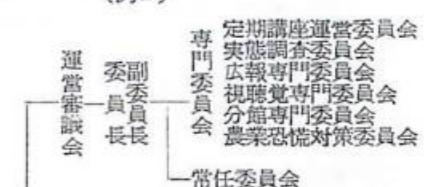
### 現在では (例1)

運営委員会  
財務委員会  
情報連絡委員会  
委員主査等による委員会



福島県 石神村公民館

### (例2)



群馬県 新治村公民館

## 5 組織機構

### 公民館の組織機構

- 1 公民館の組織機構図
- 2 組織は成長する
- 3 公民館の職員組織
- 4 専任職員をなぜおけないか
- 5 公民館職員の任命と辞令形式
- 6 公民館長・主事の職務
- 7 職員に適する人
- 8 公民館運営審議会
- 9 分館



長野県坂井村公民館

しかし、社会教育法を見ますと第 27 条に

「公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる」

とあって、主事その他のものは一括して必要な職員としてくつってあるのであって、主事と普通いわれておりますが、これは法的名称ではありません。ここでいう必要な職員とは、公民館の事務若しくは事業を遂行するために必要な職員（公務員）で、市町村の条例若しくは規則の規定によって公民館に置くものとされた職員の職にある者のことです。必要なという範囲については、各公民館の事業の種類、内容、規模等によって一概にいうことはできませんが、一般的にいって、事務職員、技術職員、講師、その他の嘱託員および単純な労務に従事する職員等と考えられています。

これらのひとを現実では主事、書記、講師等の名称を用いているのであって、これはあくまで通称であります。これにたいして公民館主事の地位確保の意味から法的にもはつきり名記するような要求がだされています。

また、よく公民館の専任職員とか、兼任職員とかいいますが、原則としては、

A 専任職員とは、職の常勤、非常勤を問わず、公民館職員の職にもっぱらある者。（公民館職員の職以外の職を兼ねている者であっても本務が公民館職員である者は含まれます。）

B 兼任職員とはその他の職員のことです。しかし、実際問題としては、その勤務条件（勤務時間、給与）の程度によって原則としては専任職員として扱われるべきものであっても、そのとり扱いを受けない場合もあります。

昭和 29 年 4 月 1 日現在調査によれば、全国の公民館数は 36,321 館であり、これにたいして公民館の職員数は約 52,865 人であります。そのうち専任職員は 9,474 人であります。兼任職員が約 46,391 人を占め専任職員一人宛俸給 6,053 円であります。

#### 4 専任職員をなぜ置けないのか

公民館に有能な職員を置くことは公民館事業の成否を決定する鍵であることは前に述べましたが、現状は大多数の公民館が専任職員を持たず兼任者によって運営が行なわれ、かつまた一昨年地教委の設置に伴って公民館の専任者が相当地教委の事務局職員に引き上げられ公民館兼務という形をとったものも少なくなかったということは現在公民館がもつ悩みであり大きな課題ともなっております。

このことについては各市町村によってそれぞれ事情が異なるとおもいますが、大体つぎのような理由に大別できるとおもいます。

(イ) 現行法に職員の身分資格等の規定がなく、職員設置も任意にされていること。

(ロ) 市町村の財政が貧弱のため専任職員を置けないこと。

(ハ) 市町村財政が貧弱ではないが、職員設置の熱意がないこと。

以上の三つが専任職員を設置できない隘路となっている現状であります。

(イ) の問題は公民館全般とも関連しているので、いまでも公民館の単行法制定の叫び声にからんで専任主事の身分資格にたいする法的措置ならびにその俸給にたいする国庫補助要求の努力が全公連中心に展開されております。次に (ロ) と (ハ) の市町村財政の窮乏しているため専任が置けない地域、さらに専任を置く経費があつても市町村当局者が公民館にたいする認識がないため置かない地域であります。これについては結局熱意の問題であるということができましょう。ある県で調査したところがその県のある郡では市町村財政が比較的豊かで公民館も設置されていたが、重要な専任職員を設置していない館が多くこれとは反対にその隣郡は山地であり全般的に財政が貧しいのに、公民館は前者より多く設置され、専任職員もまた多く設置されている所があったことが解かり、これらの問題は公民館にたいする理解によって解決するよいケースとして発表されたことがあります。

何分公民館は設置以来日も浅いため多くの問題をもっていますが全般的に見て公民館にたいする認識も順次に深まり、専任職員も年々多くなり、各県教育委員会においても専任を必ず置くことを目標に指導しております。

#### 5 公民館の職員の任命は誰がするか。その辞令形式はどうか。

社会教育法の第 28 条に

- 1 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。
- 2 前項の規定による館長の任命に関しては、市町村の教育委員会はあらかじめ、第 29 条に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

とあります。つまり教育長が人選をし教育委員会に推薦し教育委員会がこれを任命することになります。その場合館長の任命については、教育長の推薦した人を一般民衆の声を聞くという意味で事前に公民館運営審議委員会にかけてその意見をきかなければならぬことになっております。民衆の支持と協力の下に行なわれたことを本旨とする公民館のことを考えれば、その責任者たる館長の人選についてはできるだけ天下り的的人事にならないよう慎重を期する意味からであります。

ただ、傭人などの場合は、当然には当該市町村の教育委員会が任命権者ですが、教育委員会法第 52 条の 2 の規定によって、教育長または公民館長にその任命権が委任されている場合には、教育長または公民館長が任命権者となることもできます。

つぎに任命辞令形式の問題であります。これには常勤の職員に新規採用する場合、

非常勤の職員に新規採用する場合、兼務する場合によっていろいろ異なり、またその中にもいろいろ差異があります。次に具体的に例示して見ましょう。

#### 6 公民館長、公民館主事の職務

**公民館長の職務** 社会教育法第27条第2項で公民館長の職務を規定して「館長は、公民館の行なう各種の事業の企画実施その他必要な事務を行ない、所属職員を監督する。」とあります。館長の職務には、事業の企画実施その他の館務を掌ることと所属職員を監督することとの両面があります。上述の「その他の館務」にはどのようなものがあるかというと公民館運営審議会に諮問をしたり、青年学級運営委員会の組織をつくりその運営を図ったり、公民館の施設設備をその本来の機能に適したように保管、維持等およそ公民館に与えられた任務、すなわち公民館が設置された本来の目的を実現するに必要な事務（仕事）はすべて含まれることとなります。それでは公民館長の職務は、このような館務を掌ることと、所属職員を監督することだけかというと、以上にあげた職務は社会教育法第27条第2項において一般的に規定せられた職務をのみ意味するものであって、この他に他の法律の規定に基く管理機関（教育委員会）の命により公民館長の職務とされるものもあります。（例えば入場税法第8条第3項の規定により公民館の主催する免税興行につき税務署長の承認を申請し、消防法に基く教育委員会の命により館長が防火責任者として所要の措置をとる等）さらに本来教育委員会の権限とされている事項について公民館長に委任されたり、または館長限りの専決事項とされたり若しくは命によって館長の職務に入ってくるものもあるわけです（次の表参照）

以上のように館長の職務には実に多くのものがあり、さらにそれぞれの教育委員会の措置の相異によって館長の職務内容に相異が生じてくるわけですが、それらの職務内容を大別すれば次のような三つの部面になります。

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 館長の職務 | (1) 公民館の事業の運営に関するもの |
|       | (2) 公民館の職員の管理に関するもの |
|       | (3) 公民館の施設の管理に関するもの |

上述の(1)は公民館が行なう各種の事業の企画および実施その他それに伴なう各種の附随事務に関するものであり、館長は自己の責任においてこれらの事務の遂行を掌理することとなります。

(2)は職員の監督とか任免、給与、服務等人事に関するものであって、監督については法律により館長に与えられた本来の権限ということができ、他の人事に関する職務については、委任の範囲内もしくは命ぜられた方法および範囲内において館長が職務遂行

#### 職員の任命

(許令様式)



(八) 嘴託員

#### ○常勤の職員に新規採用する場合

(イ) 館長、主事等の事務職員 (ロ) 履 備 人

年月日	○村教育委員会	何某
○村立○公民館長に補する		○郡市町村公立公民館職員に任命する
○村立○号俸を給する		○級○号俸を給する
○郡市町村公立公民館雇を命ずる		○級○号俸を給する
○村立○公民館に勤務を命ずる		○級○号俸を給する

年月日	○村教育委員会	何某
○村立○公民館長の事務を嘱託する		○級○号俸を給する

#### ○非常勤の職員に新規採用する場合

(イ) 任命する場合

年月日	○村教育委員会	何某
○村立○公民館長に補する		○郡市町村公立公民館職員に任命する
○月手当○円を給する		○月手当○円を給する

(ロ) 嘴託する場合

年月日	○村教育委員会	何某
○月手当○円を給する		○月手当○円を給する

(註)

非常勤のうち(ロ)の嘱託する場合の職員はすべて特別職です。

#### ○兼務する場合

(イ) 任命する場合

年月日	○村教育委員会	何某
○村立○○公民館長に補する		○郡市町村公立公民館職員にかねて任命する
(月手当○円を給する)		○郡市町村公立公民館職員にかねて任命する

(ロ) 嘴託する場合

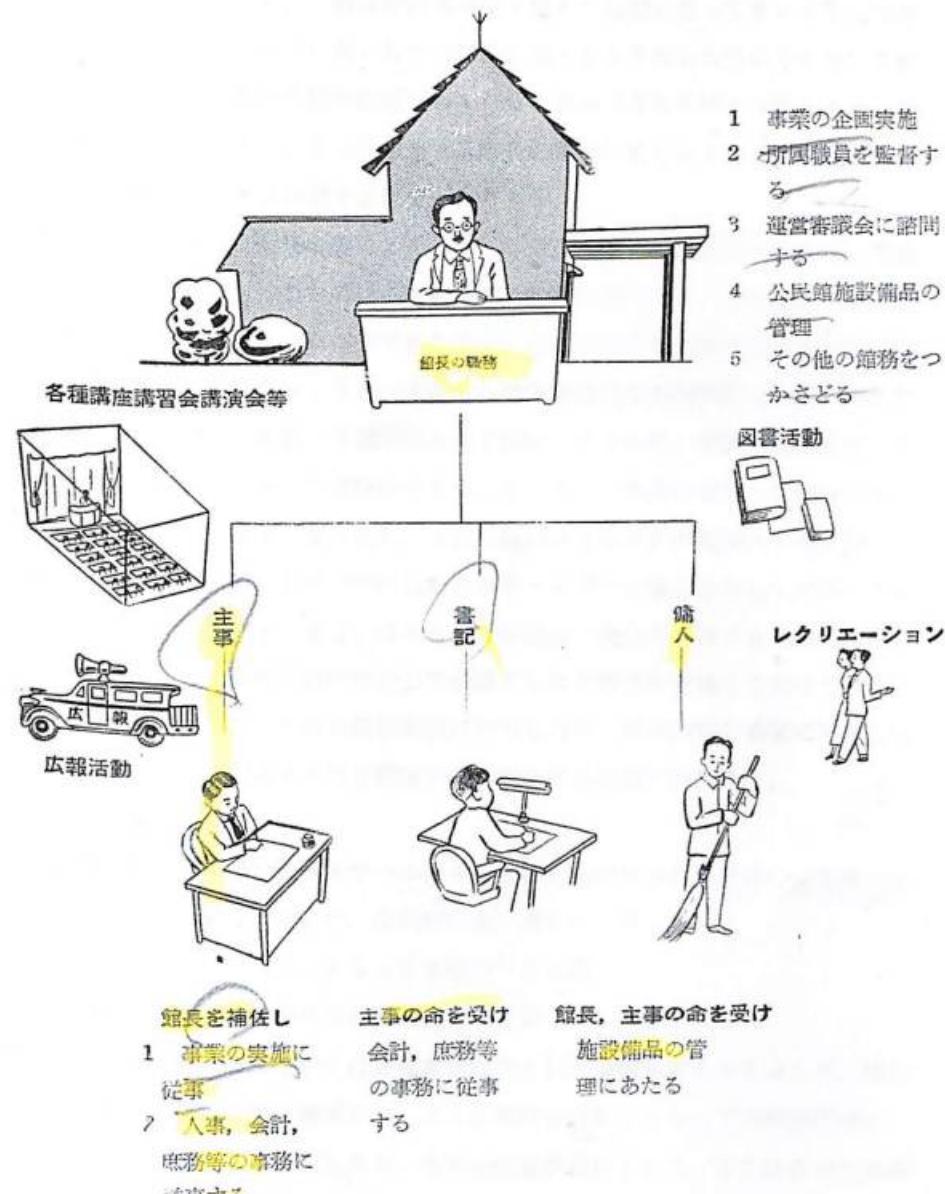
年月日	○村教育委員会	何某
(月手当○円を給する)		○郡市町村公立公民館長の事務を嘱託する

## 公民館職員状況調

29.4.1 現在

	専任(常勤)職員						兼任(非常)職員						総計				
	館長	副館長	分館長	主事	書記	雇傭人	講師	計	館長	副館長	分館長	主事	書記	雇傭人	講師	計	
北海道	27	3	3	31	0	15	0	79	79	9	116	304	0	0	508	587	
森	8	15	11	21	8	6	2	71	86	7	180	81	108	47	2	511	582
青岩宮	19	0	23	61	55	14	0	172	162	0	335	169	247	117	1,030	1,202	
手城	48	0	115	62	74	5	0	304	138	28	369	97	95	0	727	1,031	
秋田	24	2	8	51	49	27	33	194	201	68	178	239	188	76	950	1,144	
山形	16	2	—	72	22	10	—	122	187	6	723	96	86	11	1,109	1,231	
島城	18	—	—	114	56	10	2	200	346	24	0	230	141	24	765	965	
福茨	10	—	—	11	15	13	—	49	281	270	1245	295	25	—	2,116	2,165	
柄	12	2	—	48	20	6	—	88	151	231	407	109	38	46	982	1,070	
舞	6	—	—	10	17	15	—	48	85	28	54	44	73	28	312	360	
埼	25	2	0	50	25	15	0	108	287	214	829	283	270	33	1,916	2,024	
千	15	3	0	18	17	5	6	64	195	54	249	124	127	138	887	951	
木馬	3	0	0	9	5	29	0	36	18	3	7	15	3	5	51	87	
玉葉	2	0	0	11	4	10	2	29	86	33	111	39	51	13	333	362	
新富	36	9	0	58	110	74	0	314	322	274	518	531	546	69	2,260	2,574	
京川	8	—	—	28	55	13	—	124	207	—	273	194	169	225	1,068	1,192	
奈	9	0	0	86	59	6	13	173	255	7	510	658	395	253	2,158	2,331	
宗	10	—	—	27	7	4	—	48	140	—	140	158	46	4	488	536	
湯山	10	1	6	34	14	—	50	115	109	4	4	76	45	8	246	361	
長	35	11	0	172	84	16	0	318	299	0	1510	174	0	0	1,983	2,301	
岐	18	0	14	35	24	24	0	101	261	0	470	199	216	125	801	902	
静	5	0	2	23	14	19	1	64	109	33	234	105	108	54	643	707	
愛三	17	0	0	57	36	14	25	149	293	1	0	281	261	64	900	1,049	
賀	42	0	19	136	62	13	59	331	184	34	582	103	232	140	1,315	1,646	
京	19	0	0	86	29	19	60	213	100	0	285	145	39	42	480	1,091	
大阪	9	0	1	9	11	6	2	38	119	13	163	134	132	2	563	601	
兵庫	23	1	0	19	30	8	0	81	41	3	0	24	32	5	105	186	
奈	22	3	—	47	38	43	44	197	252	92	1234	159	216	52	2,005	2,202	
和歌	1	1	5	10	11	1	0	29	109	1	557	101	50	23	841	870	
鳥取	17	2	0	18	40	14	23	177	182	1	618	330	98	2	1,230	1,407	
根	1	—	—	42	14	—	45	102	140	30	567	689	64	—	1,490	1,592	
岡山	8	1	1	17	13	3	4	47	125	18	63	111	86	2	405	452	
島	9	0	0	47	33	2	8	99	229	27	777	192	63	6	1,288	1,387	
島	5	0	0	36	30	9	3	83	166	49	171	117	99	6	608	691	
口	11	0	0	51	22	26	11	121	108	9	14	90	47	5	273	394	
徳	26	0	2	60	4	5	0	97	95	0	129	121	0	1	436	533	
香	1	—	—	28	21	6	1	57	124	38	3	81	49	1	296	353	
愛	5	0	0	103	40	7	0	155	221	297	606	729	468	141	2,402	2,557	
高	10	0	13	31	21	3	2	80	100	242	40	27	10	—	417	497	
福岡	33	0	1	211	92	53	0	390	200	28	2555	84	125	15	2,007	3,397	
佐	33	0	0	68	36	3	2	142	94	4	0	41	27	3	169	311	
長	8	0	0	44	24	6	6	88	138	2	1077	105	189	3	1,514	1,602	
熊本	6	0	0	93	12	5	0	166	239	55	0	212	67	9	581	747	
大分	12	0	0	93	21	8	44	191	154	86	549	74	52	—	915	1,106	
宮崎	4	2	2	79	158	37	96	378	75	72	978	205	189	6	1,525	1,903	
鹿児島	6	0	141	36	20	37	2	242	28	0	978	52	28	31	1,171	1,413	
								6,474							46,391	52,865	

## 職員の任命



なお公民館長か運営審議会委員になったり、教育委員の人になったりしている場合がありますが、本質的にいっていずれも好ましくありません。

#### (II) 運営審議会の性格、任務は

公民館運営審議会は館長の諮問機関であり、公民館で行なう各種事業の企画実施一般について審議し立案しかつ建議することができます。具体的にあげると

- (a) 公民館の事業計画やその具体的方法について審議し、必要に応じて調査すること。
- (b) 市町村内の各種団体の連絡調整にあたること。
- (c) 公民館長や公民館職員の任命に関し教育委員会から意見を求められたのに対し意見を述べること。
- (d) 新らしい施設・設備の計画をたてること。
- (e) 資金計画について調査審議すること。

#### (III) 審議会の運営はどうするか。

審議会の機能を十分に發揮させるために、バラバラの存在ではなく、はっきりした組織体制を作る必要があります、それには委員の互選による会長副会长制を設け、そのことを公民館規則に運営審議会の条項を設けて明記する必要があります。なお審議会の招集は館長ではなく会長が招集するのが普通であり、会合も定例として月一回、緊急の場合はその都度会合するようにしているのが普通であります。

なおこの場合いずれも運営審議会議事細則にその旨うたう必要があります。

#### (IV) 公民館運営審議会委員と社会教育委員との関係について

##### 社会教育法第16条に

公民館を設置する市町村にあっては、社会教育委員は、第29条に規定する公民館運営審議会の委員をもって充てることができる。

とあり、現在大方の市町村では、ほとんどこの条項にもとづいて公民館の運営審議会の委員をもってそのまま社会教育委員にあてております。勿論両者の任務は、はっきり違いますので、原則としては別個であるべきは当然であります。ただご承知のように公民館は市町村における社会教育の中心施設であり、したがって公民館の運営について住民の与論を代表する公民館運営審議委員の活動は、将来はいざ知らず未だ未発達な過渡的状態では当該市町村の教育委員会の社会教育に関して行なう活動の大部分に関連する場合が多いので、両者は、その依頼方法も、職務内容も同一ではありませんが、市町村の実情より見て、いたずらに形式的な名目だけの委員をたくさん作るよりは、この方がましであろうという、あくまでも過渡的措置であります。

町村合併促進法案の通過とともに最近ドシドシ町村の合併が行なわれ、一方また図書館、博物館等も漸次設置を見、一般社会教育活動も極めて活潑になってまいりましたのでこの16条にもとづくやり方にたいして不便を感じるようなところがでまいりました。このことは、社会教育活動の前進としてむしろ喜ぶべきことであります。なお社会教育委員をもってそのまま公民館運営審議会の委員に充てるというこの逆の行き方はできませんから、その点注意する必要があります。

公民館は住民のための、住民の手による、住民の公民館でなければなりません。つまりあくまで市町村自身のものとして民主的に運営される必要があり、その運営方針は市町村民の意思によって決定されるべきであります。そのために市町村民の世論を少しでも多く公民館の運営に反映させようとの意図から運営審議会を義務設置にしたのであります。ところが、審議会を館長の諮問機関と法で規定したために、館長の発動をはじめて動くというふうな極めて消極的なものとなったり、委員の選定も元老級を並べ大名式に羅列してボスの温床となったり、『老眼鏡ばかりなり』の顔触れで凡そ新らしい民主社会の人間形成の場と似つかはしからざるメンバーを集めたりしているところの多いのはまさに遺憾であります。ほんとうに審議会の機能を發揮させるためには、人選に注意するとともに委員が隨時集合して会議をしたり意見を交換するだけでなく、たえず郷土民の間に立って公民館の趣旨徹底に努力したり、事業内容の啓蒙に奔走したり、世論の向うところを調査するなど積極的な活動をする必要があります。

#### 9 分 館

最近の顯著な傾向として、今までの本館中心主義的な行き方から分館の拡充強化に各地とも力を注ぐようになりました。公民館の生き立ちから考えますと

(イ) 分館が先にできて、あとになって本館のできた所

(ロ) 本館ができる、その後に分館の設置を見た所

と二通りがあります。分館については社会教育法にも別段の規定がありませんが、現在全国で約三万館あり、なお続々建築され、ことに町村合併とともに旧役場庁舎およびその他の建物を分館として転用したり、あるいは合併条件として、または合併を契機として分館を建築する所が非常に多くなりました。このことは、公民館活動が真に地域社会の住民に直結し、直接役立ち、日常生活化するためには、中央にボツンと本館があるのでは利用価値少なく、やはり気軽く、手軽に利用できる距離になければならないという現実の必要に迫られてきたからであり、公民館にたいする一般民衆の認識のたかまつた証拠であるとも見られます。

(I) 分館の組織はどうするか。

分館は、本館の単なる下請機関でないとともにもちろん孤立的な存在でもあります。したがって本館とたえず密接な連絡をとって、全市町村的な立場から運営することは当然であります。分館が真に部落民の中にとけ込んで喜ばれ、したしまれ十分に利用されるためには、その設置地域の実情に応じた分館特有の活動内容が考えられなければなりません。そのために、法的根拠はありませんが、公民館運営審議会に準じた、分館運営委員会なり、分館運営研究会を設けている所が大方であります。ただその場合注意しなければならないことは、いたずらに部落根性にとらわれたり、とかくありがちな農村の伝統的な閉鎖性にしばられて広い視野に立つことを忘れるがちなことです。

#### (II) 分館の経費はどうしてまかなうか。

分館であっても市町村立のものである以上、その経費は全額市町村がまかなうのがたて前であります。今の町村財政ではもう行き兼ねるのが現状のようであります。そのために、分館経費の一部を町村費でまかない、その不足分を部落の分担金という形でまかなうとか、公民館維持会を設立し、その拠出金をもって充てるかということが普通であります。

#### (III) 本館と分館との関係はどうか。

- イ 本館は分館を下請機関視しないこと
- ロ 本館と分館とは定期的に連絡の機会をもつこと
- ハ 分館長会議を少なくも毎月定例一回開催すること
- ニ 本館は分館職員の研修の機会を設けること。（川崎市公民館）
- ホ 本館は分館のため講師をあっせんすること。
- ヘ 本館は分館指導者の養成を行なうこと。
- ト 本館は図書、展示資料等その他の資料を分館に貸出したり、分館相互の交流をはかること。

### 10 公民館と教育委員会との関係

#### (1) 市町村の行なう社会教育の事業について

社会教育法では市町村の行なう社会教育は事務局（第5条）でも公民館（第22条）でも行なうことができるよう規定されております。それで、これまで、仕事の上で事務局と公民館が繩張り争いをした所が多く、ことに公民館が先に設置され地教委があとでできた所に一層この傾向が強いようです。公民館の設置されている市町村にあっては、できるだけこれらの事業は公民館で行なうというのが社会教育法の趣旨でありますから、

市町村の行なう社会教育に関する事業  
I 指導助言}——事務局  
連絡調整}  
II 実施——公民館

を原則としているものであります。もちろん、これは原則であって地域の実情によって公民館の陣容からいって、むしろ事務局で実施にあたった方が適当とおもわれる場合もあります。

#### (II) 公民館の管理に属する事務

これは当然には、教育委員会事務局で行なわれるわけですが、その中でも施設の利用許可などというような公民館自体で処理する方が能率的なものとか、日常の事務でそれ程重要でないものについては公民館で処理する方が適当であります。その場合は事務局としては事務処理について報告をさし、同時に適時指導助言をする必要があります。また事務局の方で処理するものについても、公民館長とたえず密接な連絡をとつて、つとめてその意見をきき、これを尊重することが大切であります。

なお具体的な問題については、これを図示してみましょう。

(附) 公民館と青年学級

(イ) 青年学級の定義

青年学級の定義については、青年学級振興法（以下「振興法」という）第2条に規定せられていますが、それによればつぎのようになっています。

- (1) 対象 勤労に従事し、または従事しようとする青年であること
- (2) 目的 実際生活に必要な職業または家事に関する知識および技能を習得させ、ならびにその一般的教養を向上させること
- (3) 形態 事業であること
- (4) 開設主体 市（特別区を含む。）町村であること
- (5) 開設方法 振興法の定めるところによること

上のことについては少し補足しますと、(2)の目的については、一般教養の方面と職業または家事の方面との二を目的としなければならないのであって、どちらか一方だけでは青年学級ということはできないわけです。それでは、職業、家事の面と一般教養の面とをどのように組みあわすかということについては、法律では一律に規定せず、勤労青

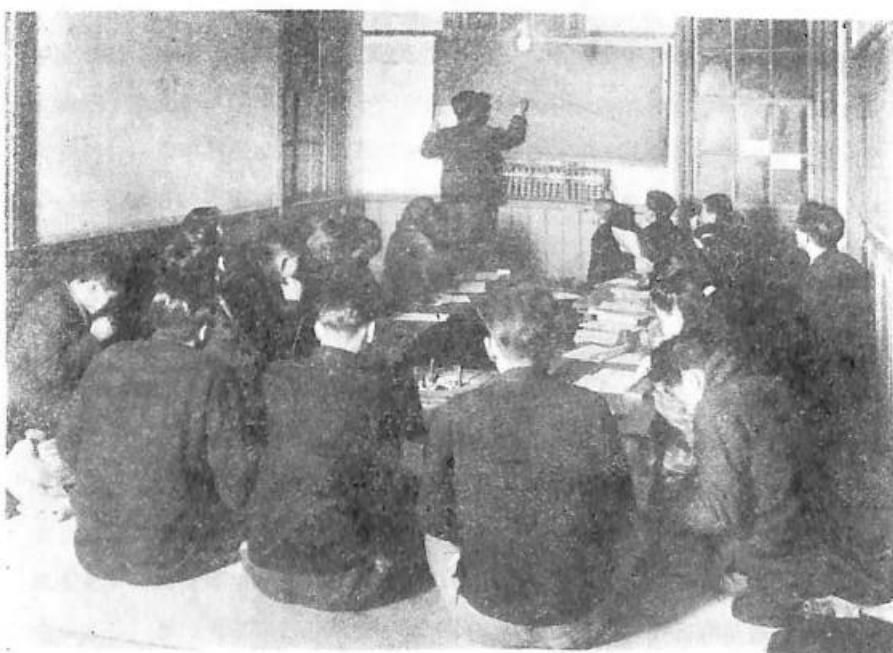
年の生活の実態および地方の実情に即応するようにきめればよいことになっております。つぎに青年学級の法律上の形態についてのことではありますが、それは学校、公民館、保育所等のような施設（營造物）ではなく一種の事業であるということです。すなわち、近頃よく行なわれる市主催の博覧会とかその他展覧会、運動会または定期講座等とその法律的性格を同じくするものであります。一定対象にたいし一定期間を限って実施されるものであるということになります。つぎにこのような青年学級の開設方法にも注文がついており、所定の開設方法に違反するものは法律上の青年学級とはいわれないことになります。その所定の開設方法とは、開設に必要な手続及び措置をいうものであります。これについてはつぎの項で述べることにいたします。

青年学級は以上のようなものでありますから、これを端的にいいますと、従前公民館等において勤労青年を対象として行なわれていた定期講座その他学校開放講座の形態が法的に整備充実されたものであるということができましょう。

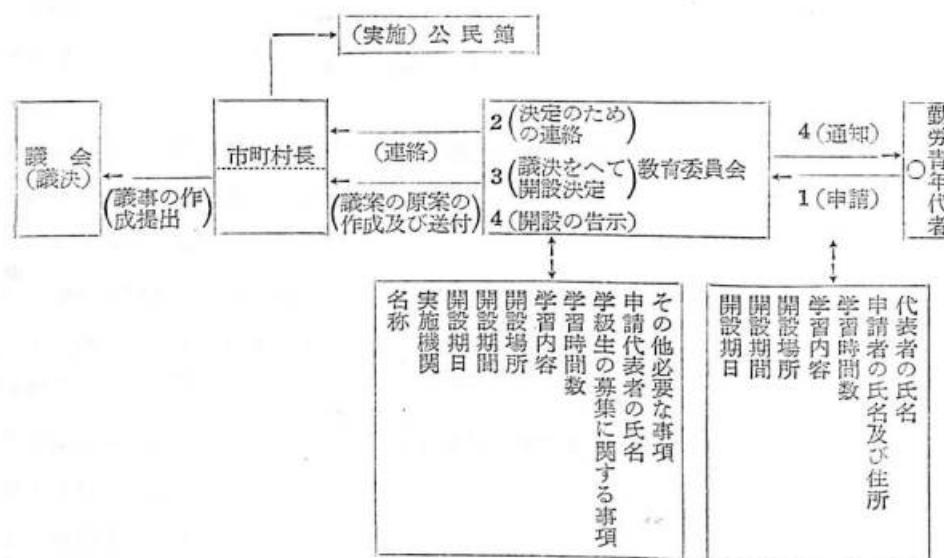
(ロ) 青年学級の開設

青年学級の開設主体は、市町村でありますが、その事業を直接実施するのは原則として当該市町村の設置する公民館又は学校（大学を除く）が当ることになっています。（振興法第5条）これは、青年学級が市町村の社会教育の事業として実施されるものであり、その市町村の社会教育の事業の実施は一般に公民館があたるとされているということ、また公民館が未設置のところにあっては学校開放の形で行なわれるのが従前におけるこの種の事業実施の一般的な状態であるように考えられたからであります。このように、青年学級を直接実施する公民館とか学校を振興法では青年学級の実施機関といっていますが、公民館または学校が実施機関となるのは原則であります。特に必要がある場合には教育委員会がみずから直接実施機関となるようなこともあります。

つぎに青年学級の開設手続ですが、これには勤労青年の申請に基づいて開設する場合と市町村が積極的に開設する場合とがあります。前の方法は、青年学級の特質に鑑み、充分勤労青年自身の欲求と生活の実態に即した青年学級の開設を保障しようという法意に基づくもので、この種の事業の手續としては誠に有意義な特異な例といふべきでしょう。この場合における青年学級の開設手続を図示すれば大体つぎのようになると考えられます。



富山県入善町公民館の珠算学級



注 図中の数字は、開設手続の順序を示す。開設の告示と申請者代表への通知はいずれが先でもまた同時でもさしつかえない。

上図について、その開設手続をさらに補足しますと、勤労青年から適法に申請がありますと教育委員会はその申請を受理し、その申請に基づく青年学級を開設するかしないかを委員会内部で審議し、一応適当と認められる場合には、さらに市町村長と連絡し、財政事情等を考慮して開設の内定をすることになります。そして議会の議決をへて正式に決定するため、議決に付すべき議案の原案を教育委員会で作成してそれを市町村長に送付し、市町村長はそれに基づいて議案を作成し、議会に提案することになるわけです。その場合、市町村長が教育委員会から送付された原案を、修正しようとする場合には、あらかじめ教育委員会の意見をきかなければならず、さらに修正して市町村長が作成した議案には教育委員会の作成した原案および市町村長の修正にたいする教育委員会の意見を附記して議決に付することになります。（この点については、興教育委員会法第62条、63条参照）教育委員会が開設の決定をしたときには、その青年学級の開設計画の大要について告示し、且つ当該申請の代表者に通知することになります。実施機関たる公民館は、その告示内容にともづいて、さらに詳細な事業計画を立案作成し、公民館長の責任においてその青年学級の実施にあたることとなるわけです。なお、勤労青年の申請にもとづいて青年学級を開設する場合において、どのような青年学級を開設するかということは、勤労青年からの申請に基づいて、その大要は教育委員会が決定するところであり、したがって形式的には公民館において企画立案する部面が少くこの点一般的定期講座のような場合と相当事情が異なってくるのでありますが、申請しようとする勤労青年の側と教育委員会との間に事前に事実上の事務的な協議が一般に行なわれるものと看

えられますから、その段階において公民館の側との連絡を密にするとか、または一般に教育委員会の開設決定の事務を公民館長にも補助執行させる機会を与えるというような方法を講することにより、一般に決定機関と実施機関との相異から生ずるおそれがある適正、円滑なる青年学級の実施上の支障をなくすように教育委員会において特に配慮する必要があると考えられます。なお、市町村がみずから積極的に開設する青年学級の開設の場合の手続も上図における勤労青年からの申請と通知の面がないだけでほとんど大差はなく、したがって上述した配慮を必要とすることは同様であるとおもいます。

つぎに、青年学級を担当する職員はどのようになるかということについて述べましょう。まず、公民館の場合において青年学級の担任職員の組織を図示すれば次のようになります。

青年學級主事  
青年學級講師  
青年學級講師補佐

館長は、公民館のすべての事業の企画実施を掌り、所属職員を監督するものであって（社会教育法第27条）、一方公民館が青年学級の実施機関となった場合には、当然その青年学級は公民館の一事業として行なわれるものでありますから、館長がその責任の下に所定の所属職員を指揮監督してその実施にあたることになるわけです。つぎに青年学級主事は、青年学級の実施機関にその実施期間中置かれる職員であり、上司の命を受けて青年学級に関する事務を掌り、学級生の指導にあたることになります。上司とは公民館の場合ですとまず直近の上司としては館長（および副館長を置いているところはその副館長）ということになります。青年学級主事の職務の内容は、青年学級の管理、運営に関するすべての事務（たとえば青年学級の計画の立案、作成とか青年学級運営委員会の運営、編成とか講師等の人選、配置とか学級生の受講管理等）および青年学級の事業の直接実施については学級生の指導（生活指導とか職業指導等）について、館長の命を受けて、その処理または実施にあたることでありますて、この意味において青年学級主事の職務は事務と指導との二重の要素から構成されているということができます。一方青年学級講師は、いわば青年学級の「先生」とも考えることができる地位にある職でありますて、直接青年学級の学習の実施に当り、学級生の教育をつかさどることになります。講師補佐は、講師の職務を助けて、学級生の教育に従事するものでありますが、前二者が義務設置になっているのに反して、この職員は任意設置の建前になっております。なお、これらの職員には別段の資格は要求されておりません。ただし、青年学級主事はその市町村の教育委員会の事務局の職員又はその所轄に属する学校、公民館等の教

育機関の職員のうちから命じなければならないことになっております。以上により、青年学級は、どのようにしてその事業が行なわれているかといいますに、おおまかにいって、館長がそのすべてのことを掌理し、それを補助して青年学級主事がすべてのことを「お膳立て」し、青年学級講師および講師補佐が主としてその直接の実施を図るという建前になっていることができましょう。

#### (ハ) 青年学級の補助

青年学級を開設する市町村にたいしては、その青年学級が一定の要件を備えている場合、その運営に要する経費の3分の1以内を国が補助することになっています（振興法第18条）

まずその要件について述べますが、次の各項の要件をそれぞれかね備えていることが必要とされています。

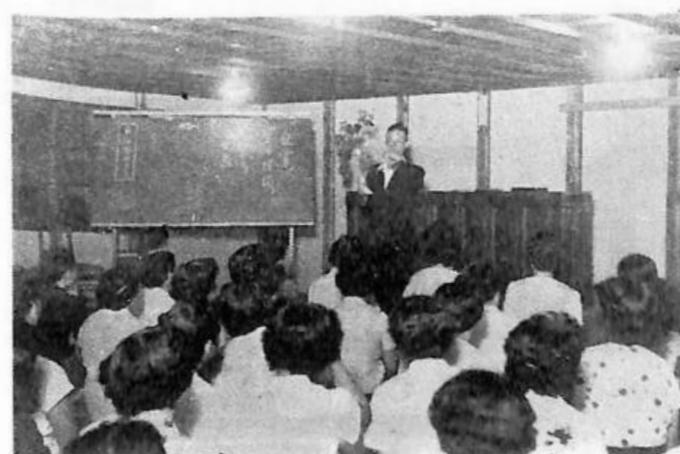
- 1 学級生が30人以上であること
- 2 開設期間が1年以上であること
- 3 学習時間数（各学級生がその青年学級の課程を学習するに必要な時間数のこと。）  
が年間100時間以上であること
- 4 学習が継続的に行なわれること。但し、その地方の実情により学習の継続が困難と認められる期間（例えば出漁期間）については、この限りではない
- 5 青年学級主事が一定の資格（振興法第19条）を有していること
- 6 一定の資格（振興法第20条第1項）を有する青年学級講師3人以上がその青年学級を担当すること。なお、これについては、そのうち1人は一定の資格（振興法第20条第2項）を有する青年学級講師補佐であってもさしつかえないこと

以上のように一見多くの要件が定められていますが、よく検討してみると決して具備困難な要件ではなく、およそ青年学級の適正有効な実施のためには最低限度一般に要求されるようなものであり、かつ青年学級の現在の程度および規模の実態に即したものと考えられます。したがって、この要件をなんとか具備さえすればよいというような安易な考え方をとらず、この要件以上に内容の充実した青年学級が開設されるよう期待されるわけです。

つぎに補助される運営費の範囲ですが、これには人件費と物件費とあり、人件費としては、青年学級主事、青年学級講師および青年学級講師補佐の給与又は報酬に要する経費とされていますが（振興法施行令第1条）、この給与の種類の具体的な内容は文部大臣がこれを定めることとなっており、今のところ上記の職員の給料は含められておらず、手当のうちでも超過勤務手当、特殊勤務手当等青年学級勤務の特殊性に特に關係が深いと

考えられる給与に要する経費にのみ限定されております。これは予算の積算根拠に規定を合わせるためのやむを得ない措置でありまして、昼間実施の青年学級および有給専任の青年学級担当職員が急増する当時の傾向からいいましても、法規上も予算上もすみやかに給料に要する経費が補助されるように措置する必要があるわけです。次に物件費関係ですが、これは青年学級のための教材に要する経費と定められています。（振興法施行令第1条）「教材」とは、教育の内容として学習の用に供せられ学習課程を履修する上に直接必要な材料をいい、たとえばテキスト、実験実習用材料（薬品、種子等）等の消耗器材的なものから図書、掛図、ミシン等各種の一般教養の向上又は職業教育のための器材、器具までを含み、机、腰掛、黒板等学習内容自体に直接関係のないものについては含められておりません。

つぎに以上のような規定に基づく青年学級運営費の国庫補助額ですが昭和28年度（初年度）において7298万6千円、29年度は6600万円であります。これを1学級当たりにしますと28年度においては約4～5千円程度であり、学級生1人当たりにして約72円程度に過ぎません。青年学級数は法設定以後年をおうて増加の傾向にあるにもかかわらず、その総額において29年度は若干減少しており、したがって1青年学級当たりおよび1学級生当たりの平均補助額はなお更零細化の傾向にあるということは遺憾なことといわなければなりません。この問題については一方勤労青年教育の重要性とその振興に対する國の責務の認識に努めるとともに、他方青年学級の基準経費の法制的、予算的措置の確立をはかることによりすみやかにこの問題の解決に努める必要があるとおもわれます。



静岡県三ヶ日町公民館の青年学級

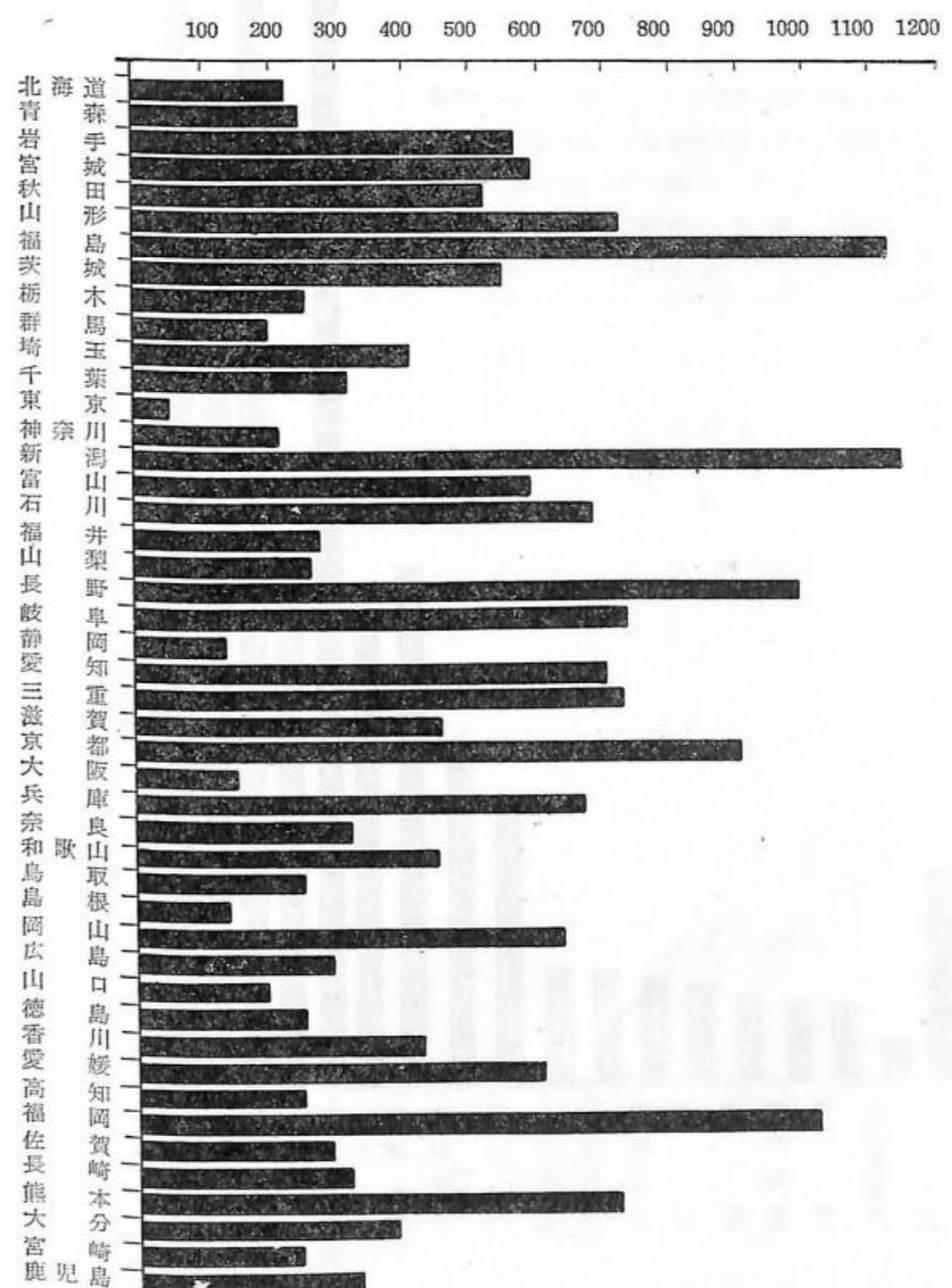
場合などにも大きな参考となり、まことに好都合であります。ところがこれらの調査以上にしばしば公民館で行なわれる調査はいわゆる世論調査で、主として、これにより、住民の希望や意見を知り、この住民の意志を反映して事業を効果的に実施しようという意図によるものであります。ただこの種の調査だけで一切の計画を左右することはいささか危険であるようにおもわれます。というのは要求や希望と必要とは必ずしも一致しないからであります。質問紙だけで比較的簡単に調査ができるためでもあります。が、一寸、注意しなければならぬことだとおもわれます。なお、公民館で行なわれる、以上のような、いろいろの調査は、その正確を期する限り、相当の人手間を要し、困難もともなうので、一般には、関係諸団体が全面的に協力し、その実施を容易なものにしているのが実状であります。

## (2) 定期講座

社会教育法（第22条）の公民館の事業のところで最初にあけられているのが定期講座で、一般にもっとも主要な事業と考えられており、ほとんどすべての公民館で実施されているものであります。もちろん、この講座は定期的に開かれるものであります。法では1日2時間以上で3日以上にわたり開設されるものと規定されています。1館で幾種類もの定期講座を開いているところが少なくないので、全国でみると、講座の開設数はほう大な数に上り、その種類もまったく多種多様になっております。講座の開設数は昭和27年度、6,300の公民館について、21,000となっていますから、本館の数が8,000以上にもなっている現在では恐らく27,000程の講座が開かれているものとおもわれます。その延日数に至っては上記、27年度の場合にも880,082日であり、総時間は3,323,647時間となっています。また、定期講座に参加した人の延人数は27年度で実に、4,194万人に達しております。現在はおそらく5千万人以上の参加者を持っていることでしょうから、公民館を利用しうる程の国民は年に一回は公民館の定期講座に出席しているという計算になるであります。各県別の開設状況を見ますと、講座数のもっとも多いのは福島県、新潟県、福岡県で、いずれも1,000以上、これについて、長野、山形、石川、岐阜、三重、愛知、京都、兵庫、熊本の各県が、600から900、岩手、宮城、秋田、茨城、富山、愛媛の各県も500以上となっています。他の27県は500講座未満で、東京、大阪、群馬、静岡が200講座未満、東京の如きは僅かに33講座という状態ですが、これは公民館の数の少ないと直接の理由があるようです。日数では新潟、長野、三重、福島、福岡、等の諸県が延36,000日から49,000日に達し、秋田、山形、石川、岐阜、愛知、兵庫、岡山、愛媛、熊本、宮崎の各県も20,000日から30,000日におよんでいます。時間数は、一回の時間の長い寒冷地が多く、福島、

## 定期講座(1)

どれくらいの講座が開かれているか



この表は昭和27年度 6,203(全体の9割程度)の公民館について調べたものです。

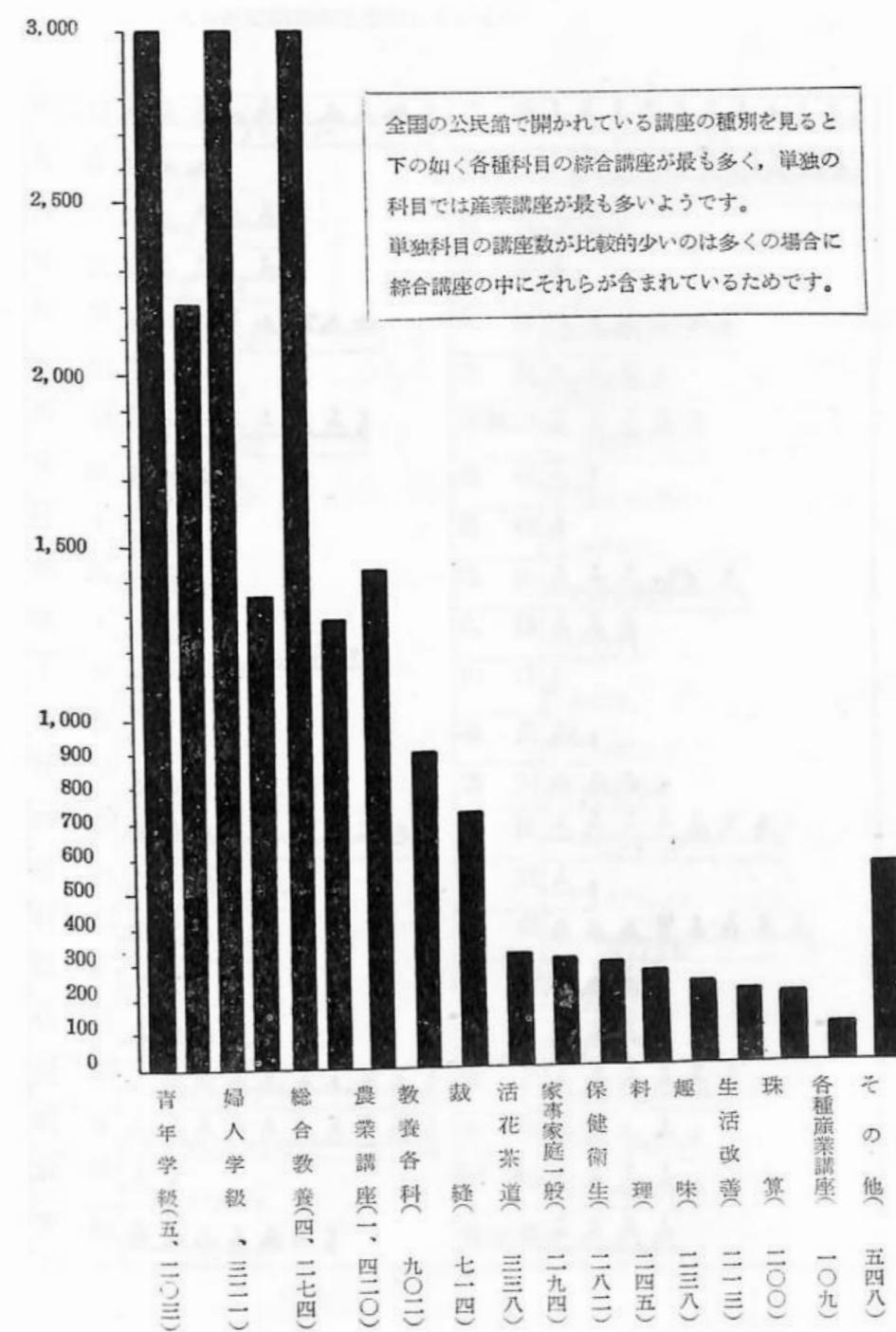
新潟、長野の如きは 20 万時間になっています。延人員では、滋賀の約 300 万人というのもっとも多く、一回当たりの参加人員がいつでもどこでも約 200 人程度であったということになりますが、北海道、新潟、長野、岐阜、三重の各県が 200 万人内外、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、愛知、兵庫、岡山、愛媛、福岡、熊本の 12 県はいずれも 100 万人以上の参加者を記録しています。もちろん、これらの講座数ならびに参加者は、公民館の講座、とくに、定期講座だけのものでありまして、社会教育の講座全体の状況を示しているものではなく、県によっては学校開校講座がさかんなため、講座数も参加人員も、定期講座のそれよりはるかに上回っている場合があります（たとえば愛知県）、少くともこれによって公民館の活動の概略だけは知ることができるようおもわれます。

#### 講座の種類と名称

講座の種類と名称は非常に多いです。対象別に見ると、成人を相手とする、成人講座、成人学校、青年を相手とする青年講座、青年学級、婦人を主とする婦人講座、こどものためのこども学級、老人のための老人学級等、に分けて呼ぶことができ、内容別に見ると、産業講座、教養講座、趣味講座、生活科学講座など比較的広い枠の中で一般的な知識や技術を学習させるものから、法律、時事、洋裁、書道など単独の科目を行なうもの、種々な内容を含めて教養の全体的な向上を図る総合講座等があり、さらに、これを方法別に見ますと、視聴覚教育講座とか、ラジオ講座などと名づけられるものがあり、これらの多様な講座が何の基準もなく、それぞれの場合に適宜の名称で呼ばれていて、実際に複雑な名称の使われているのが現状であります。しかし、本来からいいますと、それぞれ勝手な名で呼ばないで、内容と対象を明らかに冠した、青年書道講座、総合成人講座といった名称が望ましいと思われます。これらの講座のうちではどんな講座が最も多く開かれているかと申しますと、総合講座の数が最も多くて全体の五割以上を占め、中でも青年を対象とするものがもっとも多くて、成人男女をともにしたもののがこれに次ぎ、婦人だけを対象とするものの数もこれに劣らず、もっとも少いのはやはり成人男子だけを対象とする講座の数であります。総合講座というのは、青年学級のごとく、一般教養、産業、趣味などを含めたり婦人学級のごとく一般教養、家事、家庭、育児というようなものを含めたものであります。青年男女を対象とする総合講座のうちには各種の学科を整えて補習教育的な目的で行なわれている講座と、住民として必要な教養、技術を中心に学習活動を開くものとあり、都会地では複雑な科目を多数用意して、望むところにしたがい、学科を選択して学習することができる形のものになつていている場合があります。次に、単独の講座の中で比較的多いのは教養講座、文

#### 定期講座（2）

どんな種類の講座が開かれているか



全国の公民館で開かれている講座の種別を見ると下の如く各種科目の総合講座が最も多く、単独の科目では産業講座が最も多いようです。  
単独科目の講座数が比較的少いのは多くの場合に総合講座の中にそれらが含まれているためです。

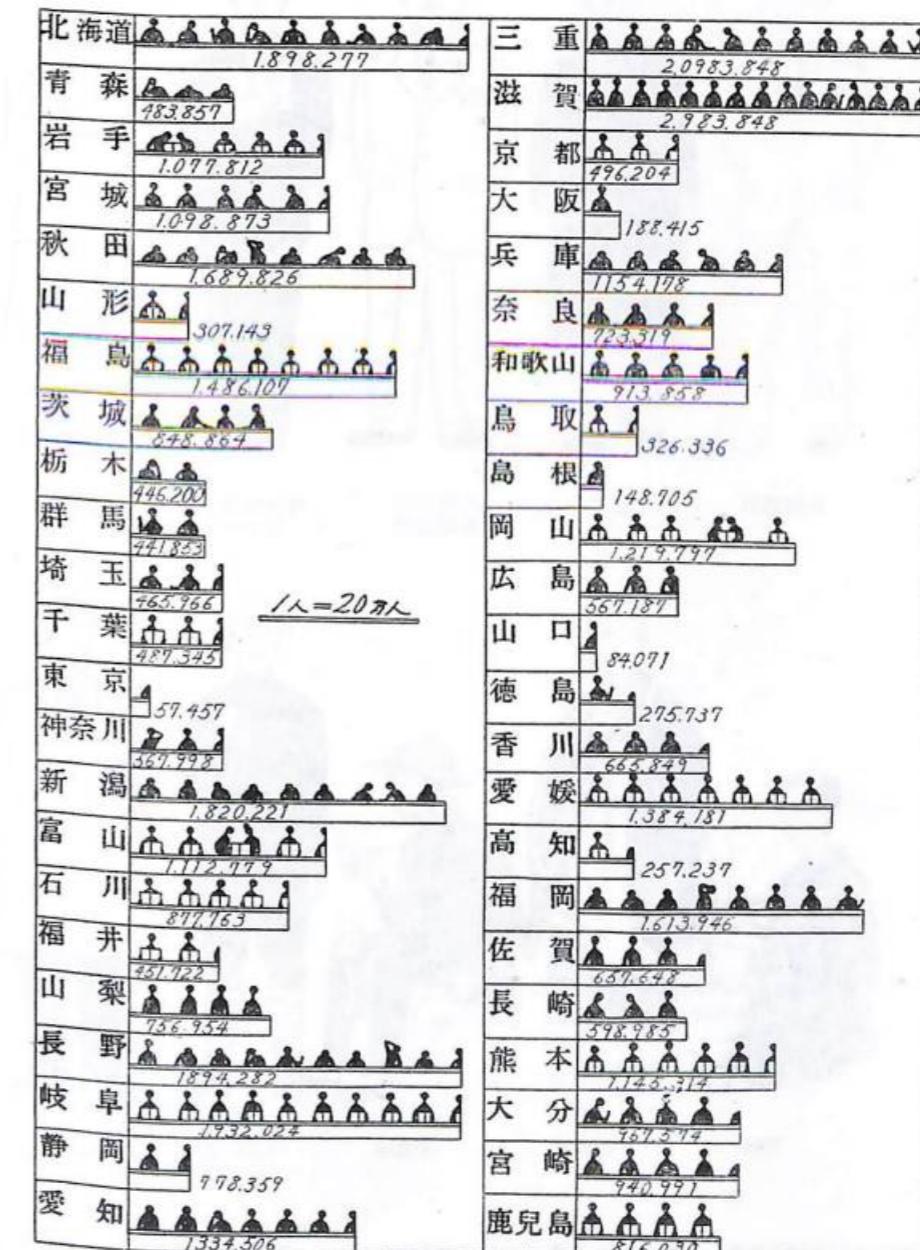
化講座などと称せられるもので、時事問題、政治、経済、社会、宗教、文学、教育、修養、労働問題、婦人問題、郷土史、といったものが、その内容になっております。和洋裁、編物、料理などを内容とする家事家庭講座も少なくないようです。山形県では特にこの種の講座が公民館に非常によく普及しています。産業関係の講座は生活とともに深く結びついているものですから一番多く開かれるはずのものでありますし、実際に、優秀な公民館はどこでも必ずそした講座を持っていますが、全体からみますと案外、講座の数が少ないので、不思議なことです。ただ、宮崎、山形、石川、愛知等の県ではこの講座の数が非常に多いのが見られます。産業講座の内容はそれぞれの土地の産業によって異なっており、農業地帯では、多収穫のためのもの、病虫害防除に関するもの、苗代管理、施肥、農機具機械の取扱、修理、加工、桑園管理、果樹園管理、家畜に関するものなどが多く、漁業地帯では、漁獲、増殖、海洋観測、天体観測、水産加工などが扱われ、商業地帯では、商業、簿記、商品陳列、店頭装飾などの科目がみられ、珠算のごときは、いかなる地帯においてもさかんに行なわれております。副業に関するものも少なくありません。趣味、専門といった種類の講座も随分種類が多いようですが、そのうちでも好評なものはモーター、ラジオの組立、修理、自動車の修繕、運転、茶華道、などです、柔道やスクエアダンスなどを定期講座の中に入れているところもあります。

#### 定期講座の参加者、内容、方法

これらの講座の各々の時間数は、青年学級で100時間以上、300時間までのものが多く、成人の講座となると50時間までのものももっと多いのは日々の生活の上の地位がそうさせることであって、まことに当然なことといわねばなりません。講座への参加者の数からいっても、青年が断然多く、婦人がこれに次ぎ、成人男子がもっとも少ないので、たとえ上に述べたような理由によるとしても、今後に残された問題として一考を要する事であるとおもわれます。講座に参加する人は、誰でもかまわないわけですから、普通には有志、希望者を募るのであります、どうかすると希望者が偏してしまい、なんとかして講座に出て勉強してもらいたいというような人はほとんど参加しないことになるので、この点に、関係当局者は非常に困惑をするのであります。ある場合にはさかんに広報宣伝を行なって、出なければ損なように感じさせたり、ある場合には人々の要求をうまくとらえて、参加する気持をひき起したり、出席し易くするために講座の中味を面白くしたり、映画や浪花節などを加えて聴きにつかったり、名のある講師を連れてきて、珍しさで釣ったり、いろいろな苦心をして一般の人々を集めようとしております。また、大ていの場合は、出席し易くするために、中央の公民館だけでなく、分館に巡回して講座を開いたり、分館のないところでは部落まで出て行って、

#### 定期講座(3)

どれくらいの人々が定期講座に参加しているか



いわゆる部落学級を開いたりします。上にも述べたように、婦人は賢して出席がよいようですが、地方によっては、男子成人の無理解から出席が妨げられたり、姑さんの反対で嫁さんが出られなかったりして困っているところもありますので、講座の参加者を獲得して、これを継続的に出席させることは、まことに容易なことではないわけあります。栃木県のある町では、お嫁さん達が講座に出られないのを何とか救おうとして、姑さん達を口説き落し、嫁だけの講座を開くことに成功しましたが、関係者の苦労には並大抵ではありません。

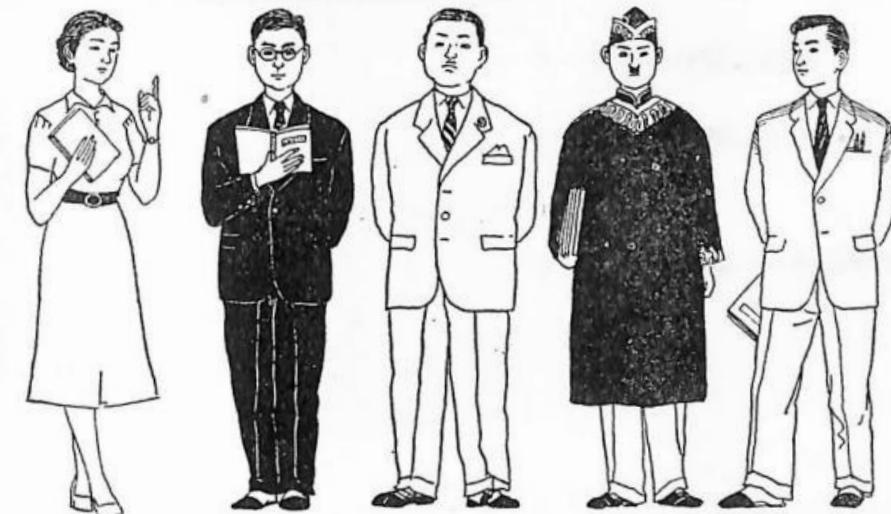
講座のうちには、以上のように、有志を集めて行なうのではなく、幹部級の人たちだけを集めて、指導者層の強化を図るために行なわれるものもあり、また、同じく幹部級の人々だけを集めて講座を開くもので、この人たちがそれぞれの部落に帰って部落学級を開き、中央講習の伝講をするというのもあります。しかし、このような場合には、その伝達する人の能力によって、首尾のよい場合と悪い場合と大きな差が生れ、時には部落学級を不評にすることもありますので、教材映画、幻燈、テキストなどの方法を併せ用いて、中央の味が損われないように、それがさらに発展をみるように、企画の際の充分な注意が必要あります。参加者を獲得する方法については、上にも述べたとおり、第一は宣伝、広報の徹底、第二は優れた講師、第三は魅力ある内容、第四は興味あ方法ということになるわけですが、これらのこととは定期講座の開設についても、まさに重要な事柄なので、少し述べておきたいとおもいます。

第一の広報と宣伝は、後にものべる、広報のあらゆる手段を使い、講座を必要なものとおもいこませる宣伝的手段も用いるのですが、あまり誇張をして、だましますと、二度目に効果がなくなりますので、程々に、ただし、繰返し、繰返し、周知させるように努めることが大切であります。市町村とそれぞれ地域の性格に応じ、やり方も異なるのはもちろんですが、掲示板、ビラ（新聞折込み、各戸配布）、館報、伝言、等ならば、どこでもできますから、これを繰返し行なうことできます。他に、放送機、幻燈、などで宣伝するという方法もあるわけであります。

第二の講師または司会者の問題はどこでも頭痛の種になっているもので、大都會ででもあれば、すべて専門家が揃っていて、魅力のある講師にもほとんど事を欠かないであります。農山村ともなると、この点に非常に困るのであります。しばしば遠隔の地から著名人を招聘するなどということは経費がかさんで、結局は講座の運営に支障をきたすようになりますから、長続きいたしません、したがって、実際となると、結局は、地元の、公民館職員や、学校の先生や、お医者さん、坊さん、お茶やお花の師匠さん、和洋裁の先生、篤農家、農業改良普及員、生活改良普及員、町村長、吏員、そ

## 定期講座（4）

講師はどんな人たちか



小中学校の先生 高校大学の先生 市町村当局議員 弁護士 社教職員



医師 農業改良普及員 篤農家 僧侶 師匠

講師は各方面に亘っていますが、やはり地元講師を中心とする場合が多く、青年学級ではその講師の45%までが小中学校教員であります。

## 9 優 良 公 民 館

- 1 優良公民館の表彰
- 2 優良公民館はどうしてえらばれるか
- 3 優良公民館の一般的傾向



長崎県大正村公民館

## 優良公民館の表彰

公民館は社会教育の中心施設であるので国としても、今までその育成にいろいろ努力を重ねてまいりました。昭和 22 年来実施しております全国優良公民館表彰制度もその一つであります。

公民館はの設置数も逐年増加の一途をたどり全市町村設置完了という県もすでに数県でまいりました。

そしてそれらの公民館がその地域の特殊性にもとづいて、郷土色豊かな活動を展開し、生活文化の振興、社会福祉の増進等に貢献しています。このように今日では公民館も市町村の民主化に不可欠のものとして考えられるにいたりましたので、国としてもこの機運を一そく助長するために、現に優秀な成績をあげている公民館にたいし毎年表彰を行なっているわけであります。

この表彰を行なうためには、まず全国都道府県教育委員会にその府県内の優良公民館の推薦を依頼し、各都道府県においては、推薦委員会を設けて審査し、これによって推薦を受けたもののみが、文部省に送られます。

文部省では同じように表彰審査委員会を設けて慎重に審査を行ない、大体優良公民館 10 館、準優良公民館 10 館を選定し、最終決定は文部大臣が行ないます。このようにして決定された結果は新聞やラジオで全国に知らされつづいて 11 月 3 日(文化の日)に優良公民館の代表者を招き、文部大臣より表彰状の受取式を行ないます。

式が終了しますと、これら代表者は文部省係官に付添われて宮中内の拝観が許されます。そしてさらに陛下より拝謁を許されるのが慣例となっています。

このようにして毎年行なわれる表彰式は、表彰を受ける公民館関係者のみの名誉ではなく全国公民館関係者の榮誉であり全国公民館の最大行事でもあります。

そしてさらに年を追うごとにこれら優良公民館の業績のあとをみますと進歩のあとが歴然とわかり、まことに前進する公民館という力強い感銘をうけます。

## 優良公民館はどうしてえらばれるか

次に優良公民館をどのようにして決定するかと申しますと、それにはあらかじめ「めやす」ともいるべき基準を定め、それにもとづいて採点をいたします。どういうところに目安をおくか、そのおき方と、それにたいする配点の仕方によって随分変わってきますので、その目安のおき方についてはいろいろ問題があるとおもいます。できるだけ主觀の入ることのないように、客觀性を持った評価尺度をつくることに努力し、毎年多少の



文部大臣室における表彰  
公民館の受取式

昭和 28 年度優良公民館の活動状況



高萩村公民館



屋代村公民館



高萩村公民館の  
麦稈増産座談会

屋代村公民館の剪字  
整枝講習会



優良公民館 293

改訂を加えています。

### 優良公民館の一般的傾向

イ 地域の特殊性をよくとらえ課題の解決に努力のあとがよくあらわれていること。

地域住民の特性、地域の産業の性格に応じた事業の展開がなされていることで例えば石川県金沢市の瓢箪町公民館のように商業の中心地であるため、商店の繁栄の処点としての役割を果し、人口密なため環境衛生に努力を傾けていたり、静岡県三ヶ日町は柑橘類の生産地としてまた農業の生産地として知られていますが、公民館は地域社会の産業振興に貢献協力する意味から講座の内容と運営に大幅にとり上げているのはその好い例であります。

ロ 分館活動に重点をおいていること

地域の関係上、本館だけでは十分な成果を期待することができない場合が多いため、分館を設置し、部落毎に全住民の利用をはかるのが普通ですが、優良公民館のいずれもが、分館活動を重視し、これに全力をそいでおります。例えば鹿児島県市来町公民館では、地域分館 5、部落分館は実に 45 館を有し、全町に完全な分館網が設け、しかもすべての分館独自のプログラムを持つと同時に本館を中心として密接に連絡協調し有機的な活動を展開しています。

ハ 施設備品に力がそがれてきたこと

28年度優良公民館 12 館のうち新築公民館が 8 あり、中でも八幡市の公民館のごときは鉄筋コンクリート 3 階建での堂々たるものでありさらに分館は全部新築でその上近く 6 館が新築されることになっています。

設備品については特に視聴覚教具の充実が顕著で映写機、幻燈器、録音機、放送機、電蓄等が整備されているとともに、鹿児島県市来町、愛知県幸田町では有線放送施設を備え広報に各種講座等に利用しています。なおまた各種の産業器具やミシン、モデル台所等の生活用具等の設備から図書も 1 館当り平均 4,000 冊に達している状況であります。このように施設備品の充実が目にみえてきたことは、公民館活動を充分に行なうためには、どうしても近代社会にふさわしい新らしい新育計画に適合した建物でなければならないこと、また備品についても、従来とかく職員の教育的情熱にたよりすぎる傾向にたいする反省から住民の要望に応えるような設備品の充実が大切であるとの認識自覚のあらわれであるといえます。

ニ 備品がよく活用されていること

以上のように備品が備えられてきたというばかりでなく、いかにしたら住民によく利



幸田町公民館



生活改善に大きな実績をあげる

幸田町公民館



女子講演会

徳島県久勝町公民館

用されるかということに、どの公民館も非常な努力をはらっております。たとえば図書の利用などについても、すべての優良公民館が読書会、巡回文庫を実施しており、視聴覚教具にしても、単にみせるばかりでなく講座に、広報に広く利用していることなどが共通の特色となっています。

ホ 団体との関係が円滑であり、団体による公民館利用がよく行なわれていること

最近社会教育総合計画が強調せられるとともに公民館が主唱し、それを主宰するところが多くなりましたが、それとともにとかく、個と全体との関係についての誤解から公民館が各種団体の行事計画にたいし、統制する弊を生んでおります。しかし本年度において表彰された各公民館の様子をみると、いずれも各団体が公民館を中心にして行事の遂行に、調整に非常に公民館をよく利用しております。

ヘ 都市公民館が進出してきたこと

公民館の構想は発足当初、いわゆる文化施設の比較的恵まれない農漁山村を主として対象としたものであったため、都市においてはほとんど反響がありませんでした。

したがって今まで表彰される公民館のほとんどは村であり町がこれにつき都市公民館が対象になるのは極めてまれでしたが、最近都市にもぞくぞく公民館が設置され、その運営や方法についても研究が活潑になってまいりました。このたびの表彰公民館12館中3館が都市公民館であったのもその傾向を示すものであります。このことは従来とかく困難視された都市公民館の運営の将来にたいして非常に明るい見通しをあたえるものとして喜ばれています。

今度表彰になった福岡県八幡市、兵庫県加古川市、金沢市瓢箪町の三つの都市公民館はそれぞれの地域の特性に応じた活動を開催し、趣味や教養に、あるいは職業教育に、あるいは市民相談所に、広報活動に、それぞれ都市的性格にふさわしい事業計画をたて実施しています。このように農村公民館とはまた異なったあり方が示されていることは今後の都市公民館の進むべき方向を示すよい指針となるものとおもいます。

ト そ の 他

その他一般的にいって定期講座が内容的にも種別的にも非常に充実し、その利用状況も、普通よくあるように青年層とか婦人層とかいうように特定の層に限らず広く全住民層に利用されているのは関係者の努力のあらわれであります。すなわち平均して月間延用人員が人口に比し、100%から~360%におよび、利用回数も1日平均2回以上で、中には、3回4回以上にわたるものも少なくありません。

職員についていえば専任主事は一館平均4.6人で兼任職員の数も極めて多く、経費については人口一人当たり平均156円となっています。



金沢市瓢箪町公民館

茶道グループ

加古川市公民館



加古川市公民館の成人学校



八幡市公民館の母育科学教室



八幡市公民館



優良公民館 297

## 優 良 公 民

都道府県名	年(回)度数	優良公民館名	所 在 地	人 口	職 員 (1) 専任 (2) 兼任
北海道	24年(2)	帯広市公民館	帯広市	(1) 46,493人 (2) 工業、商業、農業	(1) 専任 7 (2) 兼任 2
青森	23 (1)	藤崎町公民館	南津軽郡藤崎町	(1) 7,552人 (2) 農業	(1) 専任主事 1
	24 (2)	藤代村公民館	中津軽郡藤代村	(1) 7,109人 (2) 農業	(1) 専任 なし (2) 兼任 3
	26 (4)	大湊町公民館	下北郡大湊町	(1) 14,424人	(1) 兼任 6
宮城	27 (5)	矢本町公民館	桃生郡矢本町	(1) 12,163人 (2) 農業、漁業、自由業	(1) 専任 6 (2) 兼任 2
山形	25 (3)	鶴岡市公民館	鶴岡市	(1) 43,915人	(1) 専任 7
	26 (4)	大山町公民館	西田川郡大山町	(1) 8,646人 (2) 農業	(1) 専任 4
	28 (6)	屋代村公民館	東置賜郡屋代村	(1) 6,866人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 14
福島	24 (2)	柳津町公民館	河沼郡柳津町	(1) 6,866人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 15
	25 (4)	飯坂町公民館	信夫郡飯坂町	(1) 8,835人 (2) 観光温泉地	(1) 専任 4
	28 (6)	湯本町公民館	石城郡湯本町	(1) 30,000人 (2) 温泉、炭鉱	(1) 専任 5 (2) 兼任 2
茨城	27 (5)	栄村公民館	新治郡栄村	(1) 4,582人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 6

## 館 一 覧 (表彰時の資料による従つ) (て現状と若干相違あり)

施主な設備品	主な事業	経費 (1) 公民館予算 (2) 人口1人当たり経費	特色
(1) 旧公会堂転用 (187.50坪) (2) 児童遊園 展示資料 蔵書 1,350冊	(1) 図書活動 (2) 青年文化講座 (3) 母親学級	(1) 23年度予算 1,345,089円	(1) 広報活動
(1) 旧陸保館転用 (2) 医療器具、楽器、 ラジオ (3) 蔵書 630冊	(1) 町政改善座談会 町の歴史研究会 (2) 文化講座	(1) 23年度予算 395,985円	
(1) 役場併設 (2) 蔵書 874 (3) 蓋音機、動力脱穀機、澆粉機、卓球具、茶器一式	(1) 農業講座、青年学級 (2) 農産物品評会、討論会 婦人講座	(1) 24年度予算 230,000円	(1) 分館活動
(1) 新築 (2) 蔵書 510冊	(1) 青年学級 社会 タ 婦人 タ (2) 保健衛生、職業教育 広報活動	(1) 26年度予算 1,078,000円 (2) 1人当たり74円	(1) 副業奨励のため技術指導 失業対策、産業指導 (2) 保健衛生 (3) 選挙投票率県下一 納税成績 100%完納
(1) 転用 66.5坪 (2) 蔵書 2,154冊 (3) 映写機、録音機、 電気修理具、スライド用具 (4) 分館 5	(1) 青年学級、婦人学級 成人学級、農業講座 漁業講座等 (2) 青年議会	(1) 27年度 1,910,000円 (2) 1人当たり157円	(1) 視聴覚教材の活用、広報紙「月刊やまと」無料配布 (2) 青少年育成協議会 (3) 調査活動、純血運動 (4) 全町総合教育計画、全町振興計画
(1) 公会堂転用 (2) 体育具、視聴覚具 (3) 展示資料 蔵書 2,595冊	(1) 成人学級、青年学級 (2) 体育	(1) 25年度予算 2,706,056円 (2) 1人当たり 60円	(1) 公民館を中心とする各種 団体の総合化 (2) ユニセックス供学級
(1) 町集会場転用 (2) 蔵書 4,129冊 (3) 分館 4	(1) 青年学級、成人講座 産業講座 (2) 読書指導	(1) 26年度 1,222,000円 (2) 1人当たり 141円	(1) 町勢振興部を置き産業振興、実態調査、館報発行等を組織的に行なう (2) 公民館対町民及び町当局が一体となっている
(1) 転用 158坪 (2) 蔵書 5,510冊 (3) 広報車、度量衡器 撒粉機、噴霧器 (4) 子供遊園地、共同作業所	(1) 裁縫講座、青年学級 婦人文化講座、グループ研究会、農業講座	(1) 28年度 878,410円 (2) 1人当たり 141円	(1) 産業振興と青年教育の充実 (2) 新生活運動
(1) 転用 (73坪) (2) 蔵書 1,150冊 他に分館 6,800冊	(1) 成人学級、婦人学級 青年大学 中堅青年講座	(1) 24年度予算 380,000円	(1) 公民館研究例会 農村恐慌未然防止対策協議会
(1) 公会堂転用 (2) 蔵書 3,000冊	(1) 青年学級、成人学級 婦人学級、接客婦のための常識講座 夫妻学級 (2) 町政を語る会 家事相談所 公民館結婚式	(1) 26年度 884,000円 (2) 1人当たり 100円	(1) 青少年の教養と補導 (2) 団体の協力
(1) 新築 (312坪) (2) 蔵書 4,050冊 (3) 映写機、録音機、 電蓄、拡声器、樂器	(1) 青年学級 (職業科、研究科) 婦人学級 グループ制 成人学級 (2) 館報、図書部報 月1回発行 (3) 公民館を語る会	(1) 28年度 3,555,000円 (2) 1人当たり 118円	(1) 公民館厚生部の環境運動促進運動 (2) 市街地と炭鉱町とに分かれ対立していたのが公民館を中心とする活動により融和するに至る
(1) 50.5坪 (転、新) (2) 分館 9 各分館に試作田あり	(1) 青年学級、成人講座 (2) 農業技術改善	(1) 27年度予算 977,980円 (2) 1人当たり経費 293円	(1) 広報活動 (2) 農業振興 (3) 各種団体の協力良

都道府県名	年(回)度数	優良公民館名	所在地	人口	職員 (1)専任 (2)兼任
群馬	26 (4)	新治村公民館	利根郡新治村	(1) 10,038人 (2) 農業 温泉地	(1) 専任 6
埼玉	25 (3)	小鹿野町公民館	秩父郡小鹿野町	(1) 6,213人	(1) 専任 2 (2) 兼任 12
	28 (6)	高萩村公民館	入間郡高萩村	(1) 5,860人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 20
千葉	24 (2)	八幡町公民館	市原郡八幡町	(1) 6,733人 (2) 農業、漁業	(1) 専任 なし (2) 兼任 9
新潟	24 (2)	山辺里村公民館	岩船郡山辺里村	(1) 4,614人 (2) 農業	(1) 専任 1 (2) 兼任 10
	25 (3)	直江津町公民館	中頃城郡直江津町	(1) 18,642人 (2) 工業、商業	(1) 専任 4 (2) 兼任 1
	26 (4)	葛塚町公民館	北蒲原郡葛塚町	(1) 10,293人 (2) 農業、商業	(1) 専任 4 (2) 兼任 1
	27 (5)	金沢村公民館	佐渡郡金沢村	(1) 7,270人 (2) 農業	(1) 専任 4 (2) 兼任 24
	23 (1)	高瀬村公民館	東頸城郡高瀬村	(1) 2,245人 (2) 農業	(1) 専任 なし
石川	23 (1)	大屋村公民館	鳳至郡大屋村	(1) 5,582人 (2) 農業	(1) 専任 なし (2) 兼任 5
	24 (2)	金沢市公民館	金沢市	(1) 246,148人 (2) 製造工業 商業	(1) 専任 7 (2) 兼任 なし
	26 (4)	小松市中央公民館	小松市	(1) 人口6万 (2) 市街地 農村地	(1) 専任 4

施主な設備品	主な事業	経費 (1)公民館予算 (2)人口1人当たり経費	特色
(1) 乾燥場及び民家軒用 (2) 視聴覚ライブラリー、ばん焼かまど	(1) 農業技術講座 成人学級 青年学級	(1) 26年度予算 1,214,000円 (2) 1人当たり 166円	(1) 各種団体及び村内学校 (7校)職員協力会 (2) 農村恐慌対策委員会 (3) 勤務増強運動
(2) 蔵書 1,970冊	(1) 町の集会、生活相談室 成人学級、婦人学級 青年学級 (2) 未亡人のための内職指導 専業商業経済研究会 農業 ◇	(1) 25年度予算 1,037,000円 (2) 1人当たり 166円	(1) 生活相談室、部落座談会 町勢懇談会 (2) 未亡人を対象とする内職指導
(1) 新築 (194坪) (2) 16分館 (全部落) (3) 蔵書 3,086冊	(1) 農業講座、成人講座 青年学級、母親学級 (2) 分館婦人講座 ◇ 農業講座	(1) 28年度予算 1,360,000円 (2) 1人当たり 230円	(1) 分館活動、調査活動 グループによる学習 (2) 青少年保護育成運動
(1) 新築 (236坪) (2) 蔵書 2,250冊 (3) ピアノ、電蓄、映写機、調理具	(1) 婦人土曜講座 文化講座、夏期大学 (2) 乳幼児検診 健康児表彰	(1) 24年度予算額 800,000円	(1) 生活改善
(1) 新築 (86坪) (2) 蔵書 540冊 (3) 電蓄、モーター、採集網、噴霧器、家庭用具、体育具	(1) 社会学級 生活講座 農業科学講座	(1) 24年度予算 137,760円	(1) 分館活動
(1) 新築 77.2坪 (2) 蔵書 2,600冊 (3) 幻燈機、紙芝居、郷土資料	(1) 青年文化講座 日本文学古典講座 大衆英語講座 実務講座 (2) グループ活動 臨時海浜図書館	(1) 25年度予算 784,195円 (2) 1人当たり 42円	(1) 運営審議会委員が講師团として活動を行う
(1) 新築 (188坪) (2) 16ミリ映写機 ミシン15台、電蓄	(1) 青年議会 冬期青年教養講座 女子青年講座 母親教室	(1) 26年度予算 1,846,500円 (2) 1人当たり 179円	(1) 各文化団体による連絡協議会 (2) 葛塚町を語る座談会
(1) 新築 (260坪) (2) 映写機、録音機 放送施設 (3) 県立図書館佐渡分館を兼ね 蔵書 4,500冊 (4) 分館 9	(1) 成人講座、婦人講座 青年講座、青年農業技術講座 婦人文化講座 青年文化講座	(1) 27年度予算 1,052,900円 (2) 1人当たり 145円	(1) 金沢村振興5年計画 (2) 視聴覚教育 (3) 月例「村民と語る会」
(1) 役場併設 (2) 製粉機、製麵機 精米機 (3) 共同浴場 授産施設 (4) 蔵書 1,000冊	(1) 村政座談会 特産品研究会	(1) 23年度予算 56,000円	
(1) 旧青年学校転用 (2) 農具修理工場 理髪部 経営農業科学室	(1) 農業研究会、農業気象座談会、漁業講習会、婦人講座	(1) 23年度予算 30,000円	(1) 産業指導を中心とした文化活動、生活改善運動 (2) 公民館附属農場
(1) 旧公会堂転用 (2) 電蓄、ピアノ、実物幻燈器	(1) 思想研究会 文化講座 市政公聴会	(1) 23年度予算 1,765,026円	(1) 公民教育委員会 文化レクリエーションの日(月3回実施) 生活科の日(月3回)
(1) 転用 (2) 分館 19	(1) 青少年学級、社会学級 婦人教養講座 家庭衛生講座 産業研究グループ	(2) 26年度予算 1,463,000円 (2) 1人当たり 23円	(1) 分館活動 (2) 専門委員会制度(部制なし)、公民館参事(学校区毎)、生活改善協議会、産業研究グループ、社教育会懇談会

都道府県名	年 度 (回 数)	優良公民館名	所 在 地	人 口	職 員 (1) (2)専任 兼任
石 川	27 (5)	鶴来町公民館	石川郡鶴来町	(1) 5,812人 (2) 商業、工業	(1) 専任 4 (2) 兼任 5
	28 (6)	金沢市 瓢箪町公民館	金沢市	(1) 12,196人 (2) 商業	(1) 専任 3 (2) 兼任 4
福 井	23 (1)	勝山町公民館	大野郡勝山町	(1) 17,534人 (2) 農業	(1) 専任 3
長 野	23 (1)	中野町公民館	下高井郡中野町	(1) 13,200人	(1) 専任 3
	25 (3)	筑摩地村公民館	東筑摩郡筑摩地村	(1) 3,269人 (2) 農業	(1) 専任 2
静 岡	28 (6)	三ヶ日町公民館	引佐郡三ヶ日町	(1) 12,727人 (2) 農業	(1) 専任 3 (2) 兼任 15
愛 知	24 (2)	桜井村公民館	碧海郡桜井村	(1) 8,538人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 13
	26 (4)	楽田村公民館	丹羽郡楽田村	(1) 4,963人	(1) 専任 2
	27 (5)	大口村公民館	丹羽郡大口村	(1) 8,711人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 4
	28 (6)	幸田町公民館	額田郡幸田町	(1) 13,000人 (2) 農業、工業	(1) 専任 2 (2) 兼任 4 分館兼任 28
三 重	27 (5)	御園村公民館	度会郡御園村	(1) 4,974人 (2) 農業(御園大根生産地)	(1) 専任 4 (2) 兼任 3

施主な設備品	主な事業	経費 (1)公民館予算 (2)人口1人当たり経費	特色
(1) 転用 292坪 (旧隣保館) (2) 蔵書 6,120冊 (3) 児童遊園地 (10カ所) (4) 拡声装置、製毛機 ミシン(14) 靈柩車	(1) 公民講座、青年学級 婦人学級 社会教育団体指導者講 習会(毎月) (2) 広報活動 (3) 読書指導	(1) 27年度予算 1,213,364円 (2) 1人当たり 208円	(1) 各種講座を行うため組織 をもって行う、学級講座 企画委員会、同運営委員 会、同評議委員協議会隔 月社教団体連絡協議会 (2) 文化団体連絡協議会 広報活動 (3) 回観報(毎週) 資料報(毎月行先) 「町の集会」「公民ニュース」
(1) 新築(103坪) (2) 蔵書 3,000冊 (3) 電気洗濯器、ミシ ン、電蓄、写真機 児童遊園地	(1) 社会講座、趣味講座 青年学級、公民講座 希望学級、婦人講座	(1) 28年度予算 2,195,860円	(1) 視聴覚委員会 (2) サークル活動
(1) 幼稚園併設 (2) 蔵書 4,985冊 (3) ピアノ、オルガン 蓄音機、シロホン	(1) 各種文化講座 討論会、読書指導 身上相談所 (2) 「町の新聞」発行	(1) 23年度予算 373,807円	(1) 公民館賞(文化功労者) 育英費制度実施
(1) 旧青年学校転用 (2) 蔵書 7,500冊	(1) 青年講座、婦人講座 成人講座	(1) 23年度予算 142,980円	
(1) 新築(101坪) (2) 映写機、電蓄 児童遊園地	(1) 青年学級 (2) 農繁期託児所開設 (3) 役場吏員と語る会 移動公民館	(1) 25年度予算 430,000円 (2) 1人当たり 131円	(1) 公民館が村政浸透に大 きな役割をもっている
(1) 転用 142坪 (旧役場) (2) 分館 4 (3) 土壌検定器、精分 検定器、脱穀機、 電蓄録音機、モデ ル台所	(1) 青年学級、母親学級 産業講座 (2) 視聴覚による講座討論 会巡回	(1) 28年度予算 1,355,695円 (2) 1人当たり 107円	(1) 各種団体の協力 (2) 調査活動 (3) 産業に直結した講座
(1) 転用 (2) 蔵書 600冊 (3) 製糸機、製粉機 蓄音機、卓球具、庭 球具、生花茶道具	(1) 青年研修所 社会学級 巡回文庫 長期農業講座	(1) 24年度予算 350,000円	(1) 新郷土建設委員会
(1) 新築 (2) 蔵書 658冊	(1) 社会学級、青年学級 農業指導講座 (2) 地方自治部落懇談会 (3) 保育園、みかん研究園 の設置	(1) 26年度予算 593,500円 (2) 1人当たり 119円	(1) 公民館連絡協議会 (2) 新学習方法の導入 青年学級一クラブ活動 社会学級一団体活動
(1) 新築(192坪) (2) 映画撮影機、録音 器、万能幻燈機、放 送設備、携帯用扩 声機、トーキ映写 機、土質分析用器 (3) 蔵書 9,435冊	(1) 青年学級、社会学級 女子教養学級、成 人学級、公民講座 (2) 村の集会	(1) 27年度予算 987,050円 (2) 1人当たり 112円	(1) 部落推進員 (2) 視聴覚教育 村視聴覚教育委員会
(1) 新築鉄筋3階 (2) 映写機、録音機 ピアノ、電気冷蔵 庫 (3) 蔵書 9,435	(1) 成人講座、文化講座 視聴覚学級 華道講座	(1) 28年度予算 1,381,940円 (2) 1人当たり 160円	(1) 分館より各戸への有線放 送設備 (2) 分館活動、視聴覚教育 生活改善、モデル町
(1) 新築 175坪 (2) 映写機、録音機 ミシン10台、モデ ル台所2 (3) 分館 9 (4) 蔵書 470冊	(1) 青年学級、婦人学級 和洋裁部、茶華部 成入学級、映画巡回講 座、農事研究会	(1) 27年度予算 2,392,275円 (2) 1人当たり 481円	(1) 産業振興 (2) 9分館各自の研究課題の 設定、研究発表会を行 う分館長運営研究会 分館産業部長会議 (3) 保育園併設

都道府県名	年(回)度数	優良公民館名	所在地	人口	職員 (1)専任 (2)兼任
大阪	35 (3)	豊中市公民館	豊中市	(1) 86,047人	(1) 専任 14
兵庫	23 (1)	日高町公民館			
	26 (4)	三木町公民館	美嚢郡三木町	(1) 20,012人 (2) 農、工、商	(1) 専任 4
	28 (6)	加古川市公民館	加古川市	(1) 56,320人 (2) 農業	
	27 (5)	畠迫村公民館	廉足郡畠迫村	(1) 2,234人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 3
岡山	25 (3)	西山村公民館	赤磐郡西山村	(1) 2,482人 (2) 農業	(1) 専任 2
	26 (4)	松原村公民館	川上郡松原村	(1) 2,636人 (2) 農業	(1) 専任 3
広島	23 (1)	雄鹿原村公民館	山県郡小鹿原村		(1) 専任 2
	24 (2)	下川辺村公民館	芦品郡下川辺村	(1) 1,647人 (2) 農業	(1) 専任 1 (2) 兼任 3
	27 (5)	木江町公民館	豊田郡木江町	(1) 4,241人 (2) 造船 銀光地	(1) 専任 2 (2) 兼任 4
	28 (6)	西大田村公民館	世羅郡西大田村	(1) 4,542人 (2) 農林	(1) 専任 2 (2) 兼任 1
山口	23 (1)	明木村公民館			
徳島	25 (3)	佐那河内村公民館	名東郡佐那河内村	(1) 5,311人	(1) 専任 3
	28 (6)	久勝町公民館	阿波郡久勝町	(1) 5,787人 (2) 農業	(1) 専任 4 (2) 兼任 2

施主な設備品	主な事業	経費 (1)公民館予算 (2)人口1人当 額費り	特色
(2) 蔵書 1,200冊		(1) 25年度予算 3,000,000円 (2) 1人当り 34円	(1) 青少年と婦人層に重点を 置く才能教育 陶器製造
(1) 旧青年学校転用 (2) 蔵書 2,471冊	(1) 夏期大学 農業経営改善研究会		
(1) 中学校分校転用 (2) 蔵書 10,710冊 (3) テニスコート バレーボールコート	(1) 技能者養成所 女子学園 部落毎の農業講座 成人学校、青年学級 婦人学級	(1) 23年度予算 1,816,900円 (2) 1人当り 97円	(1) 移動公民館、電話図書館 各種団体の協力良 (2) 講師団名簿 公民館レクリエーション 協議会
(1) 旧税務所転用 (2) 蔵書 7,000冊 (3) 広報自動車 有線放送施設 (4) 分館 5	(1) 青年学級、成人教育講 座、市民講座 (2) 法律相談所 健康相談所 (3) 巡回文庫、読書会	(1) 26年度予算 1,816,900円 (2) 1人当り 97円	(1) 新生活運動 (2) 広報活動 (3) グループ活動
(1) 新築 (2) 蔵書 1,450冊 (3) 分館(支館) 19	(1) 青年学級、婦人講座 成人講座、母親学級 巡回講座	(1) 27年度予算 694,620円 (2) 1人当り 318円	(1) 農村振興5ヶ年計画 (2) 保健衛生、生活改善 (3) 青年等の労力により公民 館を建設
(1) 旧共済会転用 (2) 医療室 (3) 蔵書 1,200冊	(1) 女子高等学院	(1) 25年度予算 406,560円 (2) 1人当り 168円	(1) 保健衛生 (2) 果実栽培の為の技術指導 (3) 全村的な機能をもつ運営 審議会
(1) 旧青年学校転用	(1) 青年学級、社会学級 成人講座 (2) 村民つどいの会 酸土検定相談 会栽培技術改良講習会	(1) 26年度予算 611,100円 (2) 1人当り 232円	(1) 各部(事業執行部)による 事業5ヶ年計画 (2) 樹立各種団体連絡協議会
(1) 新築	(1) 産業同好会 婦人レクリエーション 会 生活改善研究討論会		
(1) 新築 (110坪) (2) 理髪室	(1) 社会学級、産業講習 生活文化講習	(1) 24年度予算 111,000円	(1) 世論実態調査委員会 村再建協議会
(1) 転用 39坪 (2) 児童遊園地 (3) 蔵書 3,195冊 (4) 映写機、農工具 楽器	(1) 青年講座、婦人講座 農事講習会、商業講座 常識講座、部落巡回講 座 (2) 郷土研究会 内職講習会	(1) 27年度予算 981,320円 (2) 1人当り 231円	(1) 町視聴覚教育委員会 (2) 生活改善 (3) タウンミーティング (4) 樹林振興5ヶ年計画
(1) 新築 77坪 (2) 蔵書 1,030冊 (3) 分館 8 (4) 婚礼衣裳、蓄音機 録音機、写真機 ミシン(10)卓球台	(1) 生活学級 国際情勢講座 食研究講座 洋裁講座 (2) 郷土史研究会	(1) 28年度予算 833,525円 (2) 1人当り 173円	(1) 産業振興調査5ヶ年計画 (2) 生活改善推進委員会 (3) 28年研究課題「生活倫理 教育のとり入れ方」
(1) 旧図書館転用 (2) 蔵書 11,381冊			
(2) 蔵書 950冊	(1) 教養講座、成人講座 青年学級	(1) 25年度予算 404,000円 (2) 1人当り 76円	(1) 屋外放送施設 (2) 産業部を中心とする増産 技術の指導
(1) 新築 (144坪) (2) 蔵書 3,602冊 (3) 婚礼衣裳(3), モデ ル台所、蓄音機, 天幕, ミシン(2)	(1) 青年学級、成人講座 婦人講座、産業講座 趣味講座 (2) クラブ活動	(1) 28年度予算 1,111,000円 (2) 1人当り 200円	(1) 全町図書館的体制 (2) 町内放送 (3) レクリエーション活動

都道府県名	年(回)度数	優良公民館名	所 在 地	人 口	職 員 (1) 専任 (2) 兼任
香 川	24 (2)	苗羽村公民館	小豆郡苗羽村	(1) 5,511人 (2) 農林、水産	(1) 専任 2 (2) 兼任 4
高 知	24 (2)	大篠村公民館	長岡郡大篠村	(1) 4,037人 (2) 農業	(1) 専任 2 (2) 兼任 30
	23 (1)	水郷村公民館	浮羽郡水郷村	(1) 3,001人 (2) 農業	(1) 専任 1
	24 (2)	庄内村公民館	嘉穂郡庄内村	(1) 20,631人 (2) 炭鉱	(1) 専任 3 (2) 兼任 3
	25 (3)	宮田町公民館	鞍手郡宮田町	(1) 43,372人 (2) 炭鉱	(1) 専任 7
福 岡	26 (4)	甘木町公民館	朝倉郡甘木町	(1) 11,723人	(1) 専任 5
	27 (5)	方城村公民館	田川郡方城村	(1) 15,631人 (2) 炭鉱、農業	(1) 専任 5 (2) 兼任 10
	28 (6)	八幡市公民館	八幡市	(1) 237,000人 (2) 工業	(1) 専任 19 (2) 兼任 2
熊 本	25 (3)	供合村公民館	飽託郡供合村	(1) 3,655人 (2) 農業	(1) 専任 1 (2) 兼任 なし
宮 崎	23 (1)	飯野町大河平公民館	西諸県郡飯野町大字大河平	(1) 飯野町 20,000人 大河平部落 550人	(1) 専任 なし (2) 兼任 5

施主な設備品	主な事業	経費 (1) 公民館予算 (2) 人口1人当たり経費	特 色
(1) 新築(295坪) (2) ピアノ、映写機 撞球具、蓄音機 運動具	(1) 成人講座 生活討論会 趣味のグループ 洋裁講座 (2) 結婚簡素化運動	(1) 24年度予算 155,100円	(1) 全村図書館制(個人蔵書を公民館に登録)
(1) 新築(112坪) 分館 15 (2) 蔵書 1,440冊 他に分館 1,200冊 (3) 動力耕作機、酸土 検定機、把力検定 機、投影顕微鏡、 塗詰機	(1) 青年高等学院 農業講座、裁縫講座 4H講座、生活改善講 座、教養講座 (2) 民主グループ指導講習 会	(1) 27年度予算 646,800円 (2) 1人当たり 161円	(1) 運営審議会に専門委員会を設く (2) 村文化実態調査、農家実 態調査 (3) 広報活動
(1) 旧青年学校転用 (2) 蔵書 1,362冊 (3) 結婚衣裳1式、ミ シン(4) オルガン 映写機、蓄音機 健康相談室	(1) 文化講座、母親学級 家庭工業技術 成人月例講座	(1) 23年度予算 245,000円	(1) 生産振興協議会 生活改善
(1) 転用 236坪 (2) 蔵書 913冊 (3) 映写機、ラヂオ、 電蓄、自動体重秤 樂器、ミシン(5) 結婚衣裳	(1) ナイトスクール(全日 例) 各種同好会 (2) 公民館結婚	(1) 24年度予算 1,358,000円	(1) 分館活動 (2) 村勢振興委員会
(1) 転用 (2) 蔵書 3,000冊	(1) 図書部の充実 (児童室の設置) (巡回文庫) (2) 公民館結婚 (3) 児童巡回指導	(1) 25年度予算 2,376千円 (2) 1人当たり 54円	(1) 児童教育、生活改善
(1) 転用 (2) 図書館新築 (3) 蔵書 10,500冊	(1) 商業講座、生花講座 青年学級 日本画講座 (2) レクリエーション	(1) 26年度 1,080,650円 (2) 1人当たり 92円	(1) 郷土博物館資料の充実 図書部の充実附属図書館 を新築 (2) 町勢振興懇談会
(1) 新築 99坪 (2) 分館 26 (うち新築15館) (3) 化学実験室、ミシ ン(8) 展示資料充 実、顕微鏡 植物見本園 児童遊園地 (4) 蔵書 6,700冊	(1) 婦人講座、青年特別講 座、青年学級 (2) 読書相談 読書指導	(1) 27年度 4,5394円 (2) 1人当たり 294円	(1) 文化建設連合会 (2) 統計調査委員会 (3) 分館活動
(1) 新築鉄筋3階 641坪 分館 6 (2) 天文台、物産館 料理室、勉強室 歴史参考品 (3) グランドピアノ 映写機 館内放送機	(1) 婦人講座、社会学級 市民大学、洋裁講座 編物、珠算、音樂、茶 華道	(1) 28年度予算 46,844,034円 (2) 1人当たり 193円	(1) 各種団体機関との提携 (2) クラブ活動 (3) レクリエーション
(1) 新築 87坪 分館 10 (2) 蔵書 1,500冊 (3) 写真機、拡声機 紙芝居、蓄音機 幻燈器	(1) 洋裁講座、成人性級 農業経営講習会 公民館結婚	(1) 25年度予算 750,000円 (2) 1人当たり 205円	(1) 分館活動 (2) 村行政と一体化した活動 納税対策研究会 (3) 不良化防止 (4) 農業部の組織的活動
(1) 新築(22坪) (2) 幻燈器、紙芝居 (3) 蔵書 532冊	(1) 社会学級、青年講座 各種農業講習会	(1) 23年度 38,000円	(1) 農業開発協議会 (2) ラヂオの集い

都道府県名	年(回)度数	優良公民館名	所 在 地	人 口	職員 (1) 専任 (2) 兼任
宮崎	25 (3)	小林市公民館	小林市	(1) 41,386人	(1) 専任 8
鹿児島	26 (4)	末吉町公民館	囀々郡末吉町	(1) 29,116人	(1) 専任 6
	27 (5)	出水町公民館	出水郡出水町	(1) 21,575人 (2) 農業サービス業	(1) 専任 7
	28 (6)	市来町公民館	日置郡市来町	(1) 10,230人 (2) 農業	(1) 専任 3 (2) 兼任 51

施主な設備品	主な事業	経費 (1) 公民館予算 (2) 人口1人当たり経費	特 色
(2) 蔵書 1,225冊	(1) 民主団体によるグループ活動	(1) 25年度予算 5,318,059円 (2) 1人当たり 128円	(1) 民主団体の育成 (2) 新市民精神の高揚
(1) 公会堂及び学校寄宿舎転用 (2) 校区公民館 9分館 205 (3) 蔵書 3,403冊 スピカー付三輪オートバイ 自動車	(1) 青年学級、婦入学級 成人講座 各種職業教育講座	(1) 26年度 5,318,059円 (2) 1人当たり 128円	(1) 広報活動 婦人と青年と語る会 生活改善 (2) 分館活動
(1) 転用 465坪 (旧中学) 分館 54 放送施設、映写機 改良カマド 結婚衣裳 作菜場 農業研究園 (2) 展示資料充実	(1) 青年学級、婦入学級 婦人研修学級 花嫁学級	(1) 20年度 2,750,000円 (2) 1人当たり 127円	(1) 生活改善 郷土建設座談会 図書活動
(1) 転用 113坪 (旧役場) 分館 45 地域分館 5 (2) 映写機、録音機 全町放送施設 蓄音機、録音機 移動擴声機 庭球、排球、卓球用具	(1) 青年学級、婦入講座 生花講座、音楽講座 柔道講座 (2) 公聴会	(1) 28年度予算 2,239,210円 (2) 1人当たり 219円	(1) 分館体制による全町的公民館組織 (2) 広報活動、全町放送

#### 第7回優良公民館

北海道置戸町公民館	静岡県庵原村公民館
宮城県塩釜市公民館	大阪府八尾市公民館
山形県蔵王村公民館	兵庫県力蔵村公民館
福島県小名浜公民館	岡山県豊田村公民館
群馬県東村公民館	愛媛県野村町公民館
新潟県吉井村公民館	福岡県友枝村公民館
石川県富貴村公民館	鹿児島県高尾野町公民館